

○平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、回項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。		(同左)	
無線局	周波数	無線局	周波数
(略)		(同左)	
4 基幹放送局	526.5kHz を超え 1,606.5kHz 以下 3,925kHz 3,945kHz <u>5,900kHz</u> を超え 6,200kHz 以下 <u>7,200kHz</u> を超え <u>7,450kHz</u> 以下 <u>9,400kHz</u> を超え 9,900kHz 以下 <u>11,600kHz</u> を超え <u>12,100kHz</u> 以下 <u>13,570kHz</u> を超え <u>13,870kHz</u> 以下 15,100kHz を超え <u>15,800kHz</u> 以下 <u>17,480kHz</u> を超え 17,900kHz 以下 21,450kHz を超え 21,850kHz 以下 25,670kHz を超え 26,100kHz 以下 76MHz を超え 108MHz 以下 <u>207.5MHz 以上</u> 222MHz 以下 470MHz を超え <u>710MHz</u> 以下 11.7GHz を超え 12.75GHz 以下	4 基幹放送局	526.5kHz を超え 1,606.5kHz 以下 3,925kHz 3,945kHz <u>5,950kHz</u> を超え 6,200kHz 以下 <u>7,100kHz</u> を超え <u>7,300kHz</u> 以下 <u>9,500kHz</u> を超え 9,900kHz 以下 <u>11,650kHz</u> を超え <u>12,050kHz</u> 以下 <u>13,600kHz</u> を超え <u>13,800kHz</u> 以下 15,100kHz を超え <u>15,600kHz</u> 以下 <u>17,550kHz</u> を超え 17,900kHz 以下 21,450kHz を超え 21,850kHz 以下 25,670kHz を超え 26,100kHz 以下 76MHz を超え 108MHz 以下 <u>170MHz を超え</u> 222MHz 以下 470MHz を超え <u>770MHz</u> 以下 11.7GHz を超え 12.75GHz 以下

改 正 案	現 行								
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ テレビジョン放送</u></p> <p>(ア) <u>470MHzを超え770MHz以下</u>の周波数を使用する地上系による<u>もの</u></p> <p>中央の周波数$473.142857+6i$MHz (iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、$13+i$</p> <p>(イ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数(以下「放送衛星業務用の周波数」という。)を使用して衛星基幹放送を行う衛星によるもの(表略)</p> <p>(ウ) 人工衛星N-SAT-110によるもの</p> <p>中央の周波数$12.291+0.04000r$GHz (rは0から11までの整数)に対応するチャンネル番号は、$ND(2r+2)$</p>	<p>第1 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p><u>ウ テレビジョン放送(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。)</u></p> <p><u>(ア) 地上基幹放送</u></p> <p><u>90MHzから108MHzまで、170MHzから194MHzまで、192MHzから222MHzまで、470MHzから770MHzまで及び12.092GHzから12.200GHzまでの周波数をそれぞれ6MHzの間隔に区分し、その区分した各周波数帯に低いものから順に付した1からの一連の番号</u></p> <p><u>(イ) 衛星基幹放送</u></p> <p><u>次の表の周波数に対応する番号</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>チャンネル番号</u></th> <th style="text-align: center;"><u>中央の周波数(GHz)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11.80420</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11.84256</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>11</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11.91928</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ デジタル放送(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。)</u></p> <p>(ア) <u>470MHzから770MHzまでの周波数を使用する地上系によるテレビジョン放送</u></p> <p>中央の周波数$473.142857+6i$MHz (iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、$13+i$</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ウ) (同左)</p>	<u>チャンネル番号</u>	<u>中央の周波数(GHz)</u>	<u>5</u>	<u>11.80420</u>	<u>7</u>	<u>11.84256</u>	<u>11</u>	<u>11.91928</u>
<u>チャンネル番号</u>	<u>中央の周波数(GHz)</u>								
<u>5</u>	<u>11.80420</u>								
<u>7</u>	<u>11.84256</u>								
<u>11</u>	<u>11.91928</u>								

- (2) 送信場所
(略)
- (3) 空中線電力
各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力。
- 3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、4から10までに規定するものを除き、第2から第7までに定めるとおりとする。

4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

5 (略)

- (2) (同左)
- (3) 空中線電力
各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力(第5において「U」の表示を付したものはUHF帯の周波数に係るものを示す。)。
- 3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、6から13までに規定するものを除き、第2から第9までに定めるとおりとする。

4 標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6(4)及び(5)並びに14(3)において同じ。))を行う基幹放送局(SHF帯の周波数を使用するものを除く。)による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る(ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。)。ただし、テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第5に定めるとおりとする。

5 テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う基幹放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、平成25年3月31日まで使用することができる。

6 (同左)

(1)～(3) (同左)

(4) 標準テレビジョン放送(地上系)を行う10W以下(UHF帯又はSHF帯の周波数を使用するものについては30W以下)の中継局(ただし、当該中継局であつて、テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものは別に定める。)

(5) テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う3W以下の中継局(ただし、当該中継局の周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものは別に定める。)

7 4に規定するもののほか、中継局の周波数等については、周波数等の変更に伴う基幹放送の円滑な実施を確保するためその他特別な理由がありやむを得ないと認められる場合には、他に支障を与えず、かつ、合理的と認められる範囲内に限り、当分の間、この計画と異なる周波数等を個別に定めることのできるものとする。

8 (同左)

6 多重放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、基幹放送普及計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その基幹放送局が設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の周波数等と同一のものとする。

7 国際放送及び中継国際放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、電波伝搬の特性等を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、周波数は次の周波数帯のなかから選定するものとする。

5900kHzを超え6200kHz以下、7200kHzを超え7450kHz以下、9400kHzを超え9900kHz以下、11600kHzを超え12100kHz以下、13570kHzを超え13870kHz以下、15100kHzを超え15800kHz以下、17480kHzを超え17900kHz以下、21450kHzを超え21850kHz以下及び25670kHzを超え26100kHz以下の周波数

8 内外放送を行う基幹放送局の周波数等は、その円滑な実施を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

なお、3.6GHzを超え4.2GHz以下の周波数を使用する内外放送については、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状況を確保できない場合がある。

9・10 (略)

11 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

9 多重放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、基幹放送普及計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その基幹放送局が設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の周波数等と同一(標準テレビジョン音声多重放送又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上系の基幹放送局の空中線電力は、その基幹放送局が設備を共用する標準テレビジョン放送を行う基幹放送局の音声の送信に係る空中線電力と同一)のものとする。

10 国際放送及び中継国際放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、電波伝搬の特性等を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、周波数は次の周波数帯のなかから選定するものとする。

5950kHzから6200kHzまで、7100kHzから7300kHzまで、9500kHzから9900kHzまで、11650kHzから12050kHzまで、13600kHzから13800kHzまで、15100kHzから15600kHzまで、17550kHzから17900kHzまで、21450kHzから21850kHzまで及び25670kHzから26100kHzまでの周波数

11 内外放送を行う基幹放送局の周波数等は、その円滑な実施を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

なお、3.6GHzから4.2GHzまでの周波数を使用する内外放送については、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状況を確保できない場合がある。

12・13 (同左)

14 (同左)

(1) (同左)

(2) テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は平成23年7月24日まで、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域における1チャンネルから12チャンネルまでの周波数は平成24年3月31日まで、岩手県及び宮城県の区域における53チャンネルから62チャンネルまでの周波数は平成25年3月31日まで使用することができる。

(3) 63チャンネルから80チャンネルまでのテレビジョン放送の周波数は、高層建築物等による標準テレビジョン放送(地上系)の受信障害の解消を目的とする基幹放送局に使用させるものとする。

なお、当該基幹放送局による周波数の使用は、当該基幹放送局が再放送する標準テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局による周波数の使用期限(当該基幹放送局が再放送する標準テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局がテレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等)のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のある場合にあつては、変更後の周波数の使用期限とする。)までに限り、当該基幹放送局による周波数の使用期限後に使用させることのできる周波数(76チャンネルから80チャンネルまでの周波数を除く。)は、テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局には使用させないものとする。

(4) (同左)

(3) 超短波放送（地上系）

- ア 必要と認められる場合には、指向性空中線、俯角付き空中線及び垂直偏波を使用させることができるものとする。
- イ 基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第7条第1項第2号による送信空中線の設置場所の制限に対する同条第2項の適用については、他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接して設置するよりも近接していない場所に設置した方が、電波の公平かつ能率的な利用の観点から実情に則していると認められる場合とする。

第2・第3 （略）

第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

- 1 日本放送協会の放送
総合放送

放送対象 地 域	親 局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
	(略)		
東京都	東 京	82.5	<u>7</u>
	(略)		

(5) 超短波放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））

- ア （同左）
- イ （同左）

(6) 標準テレビジョン放送（地上系）については、必要と認められる場合には、指向性空中線、垂直偏波及び次に掲げる基準に合致するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式、超精密オフセットキャリア方式及び同期放送方式を使用させることができるものとする。

- (ア) オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から±1000Hzを超えて変わらないものであって、相互にオフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、10kHz又は20kHzの差を有するものであること。
- (イ) 精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から±2.5Hzを超えて変わらないものであって、相互に精密オフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、10.010kHz又は20.020kHzの差を有するものであること。
- (ウ) 超精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から±1Hzを超えて変わらないものであって、相互に超精密オフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、2.592kHz、10.010kHz、12.602kHz、20.020kHz、22.612kHz又は25.204kHzの差を有するものであること。
- (エ) 同期放送方式においては、相互に同期放送の関係にある基幹放送局は、同時に同一番組を放送するものであって、かつ、その映像信号搬送波の周波数の差が0.2Hzを超えて変わらないものであること。

第2・第3 （同左）

第4 （同左）

- 1 （同左）

放送対象 地 域	親 局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
	(同左)		
東京都	東 京	82.5	<u>10</u>
	(同左)		

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 県域放送

放送対象地域	親局		
	送信場所	周波数(MHz)	空中線電力(kW)
(略)			
東京都	東京	80.0	10
		81.3	7
(略)			

(2) (略)

2 (同左)

3 (同左)

(1) (同左)

放送対象地域	親局		
	送信場所	周波数(MHz)	空中線電力(kW)
(同左)			
東京都	東京	80.0	10
		81.3	10
(同左)			

(2) (同左)

第5 標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
関東広域圏	東京	1	50	(茨城)		
				日立	52	0.1
				高萩	51	0.1
				(栃木)		
				宇都宮	29-	0.1
					51	
				日光	52-	0.1
				大田原	51	0.1
					40-	
				(群馬)		
				前橋	52+	0.1
				沼田	51	0.05
				(埼玉)		
				秩父	51-	0.1
	14-					
(千葉)						
銚子	51	0.1				
勝浦	51-	0.1				
東金	35	0.1				

				<u>(東京)</u>		
				<u>多摩</u>	<u>30-</u>	<u>0.2</u>
					<u>49-</u>	
				<u>新島</u>	<u>52-</u>	<u>0.3</u>
				<u>八丈</u>	<u>1-</u>	<u>0.03</u>
				<u>(神奈川)</u>		
				<u>平塚</u>	<u>33+</u>	<u>0.3</u>
				<u>小田原</u>	<u>52</u>	<u>0.1</u>

(注1) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(注2) これらの周波数(チャンネル番号)の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合の上段の周波数(チャンネル番号)の使用は、平成18年7月24日までに限る。

(注3) チャンネル番号に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

(2) 総合放送(県域放送)

<u>放送対象地域</u>	<u>親局</u>			<u>中継局</u>			<u>備考</u>
	<u>送信場所</u>	<u>周波数(チャンネル番号)</u>	<u>空中線電力(kW)</u>	<u>送信場所</u>	<u>周波数(チャンネル番号)</u>	<u>空中線電力(kW)</u>	
<u>北海道</u>	<u>札幌</u>	<u>3</u>	<u>10</u>	<u>函館</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	
				<u>小樽</u>	<u>11+</u>	<u>0.1</u>	
				<u>旭川</u>	<u>9-</u>	<u>1</u>	
				<u>室蘭</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	
				<u>釧路</u>	<u>9+</u>	<u>1</u>	
				<u>帯広</u>	<u>4-</u>	<u>1</u>	
				<u>北見</u>	<u>9</u>	<u>0.1</u>	
				<u>網走</u>	<u>3-</u>	<u>1</u>	
				<u>留萌</u>	<u>4-</u>	<u>0.1</u>	
				<u>苫小牧</u>	<u>51</u>	<u>0.1</u>	
				<u>稚内</u>	<u>28</u>	<u>0.2</u>	
				<u>芦別</u>	<u>4+</u>	<u>0.1</u>	
				<u>紋別</u>	<u>45+</u>	<u>0.1</u>	
				<u>名寄</u>	<u>4</u>	<u>0.3</u>	
				<u>根室</u>	<u>9</u>	<u>0.1</u>	
<u>歌志内</u>	<u>56</u>	<u>0.1</u>					
<u>深川</u>	<u>18</u>	<u>0.1</u>					

				富良野	4	0.1	
				江 差	9-	0.1	
				大 成	51-	0.1	
				今 金	4-	0.1	
				俱知安	22-	0.05	※4
					46		
				岩 内	9-	0.1	
				上 川	3+	0.03	
				羽 幌	55	0.1	
				浜頓別	9	0.3	
				遠 軽	2-	0.1	
				滝 上	4-	0.03	
				静 内	56	0.1	
				浦 河	9+	0.1	
				広 尾	9	0.1	
				中標津	17	2	
青森 県	青 森	3+	5	八 戸	9-	0.5	
				五所川原	46-	2	
				む つ	4+	0.1	
				上 北	51+	0.1	
岩手 県	盛 岡	4+	3	宮 古	4-	0.1	
				一 関	9-	0.03	
				釜 石	2	0.3	
				二 戸	5	0.3	
				岩 泉	3	0.1	
宮城 県	仙 台	3-	10	気仙沼	2+	0.1	
				栗 駒	4	0.1	
秋田 県	秋 田	9	5	能 代	27-	0.1	
				大 館	4-	0.1	
				湯 沢	3+	0.1	
				大 曲	45	0.3	
				鹿 角	2	0.1	
山形 県	山 形	8-	3	米 沢	52	0.1	
				鶴 岡	3	1	
				新 庄	9+	0.05	
				長 井	17	0.1	
				小 国	9	0.03	
福島 県	福 島	9-	3	会津若松	1+	1	
				いわき	4-	0.1	
				白 河	60	0.1	

				原町 田島	8+ 9	0.1 0.03	
新潟 県	新潟	8+	5	糸魚川 上越 小出 津南	4- 3- 3+ 59	0.03 0.1 0.1 0.1	
富山 県	富山	3+	3	福光	54	0.1	
石川 県	金沢	4-	3	七尾 輪島 珠洲 羽咋	9+ 3- 4 48	0.1 0.03 0.03 0.1	
福井 県	福井	9-	3	敦賀 小浜 大野 美浜	6+ 2+ 5- 59-	0.03 0.03 0.04 0.1	
山梨 県	甲府	1-	3	富士吉田	31	0.3	
長野 県	長野	2	1	長野 (善光寺) 松本 岡谷 飯田 伊那	44- 44 44+ 4- 4+ 53-	0.2 0.1 0.1 0.3 0.1	※4
岐阜 県	岐阜	39	5	高山 中津川 八幡	4+ 4- 4-	0.03 0.1 0.1	
静岡 県	静岡	9-	1	浜松 熱海 三島 富士宮 島田	4- 47 53 52 15 56+	1 0.1 0.1 0.1 0.1	※2
愛知 県	名古屋	3-	10	豊橋	54	0.1	
三重 県	津	31	5	伊勢 名張 尾鷲	53 52+ 4+	0.1 0.1 0.1	
滋賀	大津	28-	1	彦根	52-	0.3	

県							
京都府	京都	32	10	福知山 舞鶴 宮津	50+ 50- 51 43	0.3 0.1 0.1	※1
大阪府	大阪	2	10				
兵庫県	神戸	28	10	姫路 明石 豊岡 三木 香住	50 50+ 51- 50 44- 43+	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	※1
奈良県	奈良	51	1	五條	43-	0.1	
和歌山県	和歌山	32+	1	御坊 田辺 新宮	49 50+ 44	0.1 0.1 0.1	
鳥取県	鳥取	3-	1	米子 日野	32+ 2	1 0.1	
島根県	松江	6+	1	浜田 西ノ島	2- 11-	0.5 0.1	
岡山県	岡山	5+	10	津山 笠岡	2- 2	0.1 0.1	
広島県	広島	3-	10	呉 竹原 尾道 福山 府中 三次 大柿 千代田	11 56 1+ 5 56 6 47+ 56-	0.1 0.1 1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	
山口県	山口	9-	1	下関 宇部 萩 柳井 美祢 東和	39 16- 58- 3+ 57 58+ 48+ 48-	1 0.1 0.3 0.1 0.1 0.1	※3 ※2

				周東	58	0.1	
徳島 県	徳島	3	1	日和佐	9-	0.1	
香川 県	高松	37	10	丸亀	44	3	※1
				内海	50-	0.01	
					40-	0.3	
				小豆島	27+	1	※2
					53	0.3	
愛媛 県	松山	6-	5	今治	32	0.1	
				宇和島	6+	0.1	
				八幡浜	17	0.1	
				新居浜	2+	0.3	
				大洲	9+	0.03	
				菊間	57	0.1	
				城辺	9+	0.1	
高知 県	高知	4-	1	室戸	5+	0.03	
				須崎	2-	0.02	
				中村	1-	0.3	
福岡 県	福岡	3	10	北九州	6	1	
				大牟田	53	0.1	
				久留米	46	0.3	
				行橋	49-	0.1	
佐賀 県	佐賀	38	5	伊万里	51	0.3	
長崎 県	長崎	3+	1	佐世保	8-	1	※3
				諫早	47	0.1	
					59+		
				福江	9+	0.03	
				郷ノ浦	59	0.3	
				厳原	5+	0.3	
熊本 県	熊本	9	2	人吉	3-	0.1	
				水俣	4-	0.5	
大分 県	大分	3+	3	中津	48-	0.1	
				日田	5-	0.02	
				佐伯	7-	0.03	
				国東	56-	0.1	
				蒲江	1	0.03	
				三重	58-	0.1	
				玖珠	53	0.1	
宮崎	宮崎	8+	1	延岡	4	0.3	

県				高千穂	<u>3</u>	<u>0.03</u>
鹿児島県	鹿児島	<u>3</u>	<u>5</u>	鹿屋	<u>4+</u>	<u>0.1</u>
				枕崎	<u>4</u>	<u>0.1</u>
				串木野	<u>59-</u>	<u>0.1</u>
				阿久根	<u>8</u>	<u>0.1</u>
				名瀬	<u>3-</u>	<u>0.3</u>
				西之表	<u>54-</u>	<u>0.3</u>
				穎娃	<u>8</u>	<u>0.03</u>
				末吉	<u>59</u>	<u>0.1</u>
				志布志	<u>58</u>	<u>0.1</u>
				南種子	<u>9-</u>	<u>0.03</u>
				瀬戸内	<u>6</u>	<u>0.5</u>
				徳之島	<u>9</u>	<u>0.1</u>
				知名	<u>3+</u>	<u>0.1</u>
沖縄県	那覇	<u>2+</u>	<u>5</u>	平良	<u>7</u>	<u>1</u>
				石垣	<u>9</u>	<u>1</u>
				石垣 (川平)	<u>11</u>	<u>0.5</u>
				今帰仁	<u>38</u>	<u>0.3</u>
				南大東	<u>4</u>	<u>0.1</u>
				(注1)		
				竹富	<u>8+</u>	<u>0.03</u>

(注1) 「南大東」に置局する基幹放送局については、本表にかかわらず、衛星基幹放送局を親局とすることができる。

(注2) 周波数の欄中、上下2段に周波数の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表す。

この場合において、上段の周波数の使用は、備考欄に※1が付されているものは平成18年7月24日まで、※2が付されているものは平成20年9月15日まで、※3が付されているものは平成21年1月20日まで、※4が付されているものは平成21年6月28日までに限る。

(注3) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

(注4) 周波数に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	備考
全国	親局			
	東京	<u>3</u>	<u>50</u>	

中 継 局			
(北海道)			
札幌	12	10	
函館	10	1	
小樽	2+	0.1	
旭川	2-	1	
室蘭	2	1	
釧路	2+	1	
帯広	12-	1	
北見	2	0.1	
網走	12+	1	
留萌	2+	0.1	
苫小牧	49	0.1	
稚内	30	0.2	
芦別	2	0.1	
紋別	47+	0.1	
名寄	12-	0.3	
根室	2	0.1	
歌志内	52	0.1	
深川	16	0.1	
富良野	12+	0.1	
江差	2-	0.1	
大成	49-	0.1	
今金	12-	0.1	
倶知安	20-	0.05	※4
	44		
岩内	11-	0.1	
上川	5+	0.03	
羽幌	53	0.1	
浜頓別	2	0.3	
遠軽	10+	0.1	
滝上	12	0.03	
静内	54	0.1	
浦河	2+	0.1	
広尾	2	0.1	
中標津	15	2	
(青森)			
青森	5+	5	
八戸	7-	0.5	
五所川原	48-	2	

<u>むつ</u>	<u>12</u>	<u>0.1</u>	
<u>上北</u>	<u>49+</u>	<u>0.1</u>	
<u>(岩手)</u>			
<u>盛岡</u>	<u>8</u>	<u>3</u>	
<u>宮古</u>	<u>8-</u>	<u>0.1</u>	
<u>一関</u>	<u>2-</u>	<u>0.03</u>	
<u>釜石</u>	<u>12</u>	<u>0.3</u>	
<u>二戸</u>	<u>12-</u>	<u>0.3</u>	
<u>岩泉</u>	<u>11-</u>	<u>0.1</u>	
<u>(宮城)</u>			
<u>仙台</u>	<u>5-</u>	<u>10</u>	
<u>気仙沼</u>	<u>10+</u>	<u>0.1</u>	
<u>栗駒</u>	<u>2+</u>	<u>0.1</u>	
<u>(秋田)</u>			
<u>秋田</u>	<u>2-</u>	<u>5</u>	
<u>能代</u>	<u>25-</u>	<u>0.1</u>	
<u>大館</u>	<u>8-</u>	<u>0.1</u>	
<u>湯沢</u>	<u>5+</u>	<u>0.1</u>	
<u>大曲</u>	<u>43</u>	<u>0.3</u>	
<u>鹿角</u>	<u>12</u>	<u>0.1</u>	
<u>二ツ井</u>	<u>5</u>	<u>0.05</u>	
<u>(山形)</u>			
<u>山形</u>	<u>4-</u>	<u>3</u>	
<u>米沢</u>	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
<u>鶴岡</u>	<u>6-</u>	<u>1</u>	
<u>新庄</u>	<u>2+</u>	<u>0.05</u>	
<u>長井</u>	<u>15</u>	<u>0.1</u>	
<u>小国</u>	<u>2</u>	<u>0.03</u>	
<u>(福島)</u>			
<u>福島</u>	<u>2-</u>	<u>3</u>	
<u>会津若松</u>	<u>3+</u>	<u>1</u>	
<u>いわき</u>	<u>10-</u>	<u>0.1</u>	
<u>白河</u>	<u>58</u>	<u>0.1</u>	
<u>原町</u>	<u>4+</u>	<u>0.1</u>	
<u>田島</u>	<u>5+</u>	<u>0.03</u>	
<u>(茨城)</u>			
<u>日立</u>	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
<u>高萩</u>	<u>49</u>	<u>0.1</u>	
<u>(栃木)</u>			
<u>宇都宮</u>	<u>27-</u>	<u>0.1</u>	<u>※1</u>

日光	<u>49+</u>		
大田原	<u>50-</u>	<u>0.1</u>	※1
	<u>49</u>	<u>0.1</u>	
	<u>30</u>		
(群馬)			
前橋	<u>50+</u>	<u>0.1</u>	
沼田	<u>49</u>	<u>0.05</u>	
(埼玉)			
秩父	<u>49-</u>	<u>0.1</u>	
(千葉)			
銚子	<u>49</u>	<u>0.1</u>	
勝浦	<u>49-</u>	<u>0.1</u>	
東金	<u>38</u>	<u>0.1</u>	
(東京)			
多摩	<u>32-</u>	<u>0.2</u>	※1
	<u>47-</u>		
新島	<u>50-</u>	<u>0.3</u>	
八丈	<u>3-</u>	<u>0.03</u>	
(神奈川)			
平塚	<u>29+</u>	<u>0.3</u>	
小田原	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
(新潟)			
新潟	<u>12</u>	<u>5</u>	
糸魚川	<u>9+</u>	<u>0.03</u>	
上越	<u>1-</u>	<u>0.1</u>	
小出	<u>11+</u>	<u>0.1</u>	
津南	<u>61-</u>	<u>0.1</u>	
(富山)			
富山	<u>10-</u>	<u>3</u>	
福光	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
(石川)			
金沢	<u>8-</u>	<u>3</u>	
七尾	<u>5+</u>	<u>0.1</u>	
輪島	<u>12-</u>	<u>0.03</u>	
珠洲	<u>8</u>	<u>0.03</u>	
羽咋	<u>46</u>	<u>0.1</u>	
(福井)			
福井	<u>3</u>	<u>3</u>	
敦賀	<u>12+</u>	<u>0.03</u>	
小浜	<u>10+</u>	<u>0.03</u>	

大野	1	0.04	
美浜	56-	0.1	
(山梨)			
甲府	3-	3	
富士吉田	29	0.3	
(長野)			
長野	9	1	
長野	46-	0.2	
(善光寺)			
松本	46	0.1	※4
	46+		
岡谷	8-	0.1	
飯田	3+	0.3	
伊那	51-	0.1	
(岐阜)			
高山	2+	0.03	
中津川	12-	0.1	
八幡	12-	0.1	
(静岡)			
静岡	2-	1	
浜松	8-	1	
熱海	49	0.1	
三島	51	0.1	
富士宮	54	0.1	
島田	18	0.1	※2
	54+		
(愛知)			
名古屋	9+	10	
豊橋	50	0.1	
(三重)			
伊勢	49	0.1	
名張	50+	0.1	
尾鷲	12+	0.1	
(滋賀)			
大津	46	0.1	
彦根	50-	0.3	
(京都)			
福知山	52+	0.3	
舞鶴	49	0.1	
宮津	45	0.1	

(大 阪)			
大 阪	<u>12</u>	<u>10</u>	
(兵 庫)			※1
姫 路	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
	<u>52+</u>		
明 石	<u>49-</u>	<u>0.1</u>	
豊 岡	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
三 木	<u>46-</u>	<u>0.1</u>	
香 住	<u>45+</u>	<u>0.1</u>	
(奈 良)			
五 條	<u>45-</u>	<u>0.1</u>	
(和 歌 山)			
御 坊	<u>51</u>	<u>0.1</u>	
田 辺	<u>52+</u>	<u>0.1</u>	
新 宮	<u>46</u>	<u>0.1</u>	
(鳥 取)			
鳥 取	<u>4+</u>	<u>1</u>	
日 野	<u>5</u>	<u>0.1</u>	
(島 根)			
松 江	<u>12</u>	<u>1</u>	
浜 田	<u>9</u>	<u>0.5</u>	
西ノ島	<u>9-</u>	<u>0.1</u>	
(岡 山)			
岡 山	<u>3+</u>	<u>10</u>	
津 山	<u>12+</u>	<u>0.1</u>	
笠 岡	<u>4-</u>	<u>0.1</u>	
(広 島)			※2
広 島	<u>7+</u>	<u>10</u>	
呉	<u>1</u>	<u>0.1</u>	
竹 原	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
	<u>48+</u>		
尾 道	<u>7</u>	<u>1</u>	
福 山	<u>3</u>	<u>0.1</u>	
府 中	<u>52</u>	<u>0.1</u>	※2
	<u>52+</u>		
三 次	<u>1</u>	<u>0.1</u>	
大 柿	<u>45+</u>	<u>0.1</u>	
千代田	<u>52-</u>	<u>0.1</u>	
(山 口)			
下 関	<u>41</u>	<u>1</u>	

宇部	14-	0.1	※3
	55-		
山口	1-	1	
萩	6-	0.1	
柳井	54	0.1	
美祢	55+	0.1	
東和	46+	0.1	
周東	55	0.1	
(徳島)			
徳島	38	10	
日和佐	5-	0.1	
(香川)			
高松	39	10	
丸亀	40	3	
内海	21+	0.3	※1
	43-		
(愛媛)			
松山	2	5	
今治	30+	0.1	
宇和島	1	0.1	
八幡浜	15	0.1	※2
	30-		
新居浜	4	0.3	
大洲	1+	0.03	
菊間	54	0.1	
城辺	12	0.1	
(高知)			
高知	6-	1	
室戸	12-	0.03	
須崎	12	0.02	
中村	11+	0.3	
(福岡)			
北九州	12	1	
福岡	6+	10	
大牟田	50	0.1	
久留米	54	0.3	
行橋	46-	0.1	
(佐賀)			
佐賀	40	5	
伊万里	44+	0.3	※3

	<u>27</u>		
<u>(長 崎)</u>			
<u>長 崎</u>	<u>1+</u>	<u>1</u>	
<u>佐世保</u>	<u>2-</u>	<u>1</u>	
<u>諫 早</u>	<u>45</u>	<u>0.1</u>	<u>※3</u>
	<u>51+ (6)</u>	<u>0.1 (0.03)</u>	
<u>福 江</u>	<u>12+</u>	<u>0.03</u>	
<u>郷ノ浦</u>	<u>56</u>	<u>0.3</u>	
<u>巖 原</u>	<u>11+</u>	<u>0.3</u>	
<u>(熊 本)</u>			
<u>熊 本</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
<u>人 吉</u>	<u>1-</u>	<u>0.1</u>	
<u>水 俣</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
<u>(大 分)</u>			
<u>大 分</u>	<u>12-</u>	<u>3</u>	
<u>中 津</u>	<u>45-</u>	<u>0.1</u>	
<u>日 田</u>	<u>2-</u>	<u>0.02</u>	
<u>佐 伯</u>	<u>1+</u>	<u>0.03</u>	
<u>国 東</u>	<u>53+</u>	<u>0.1</u>	
<u>蒲 江</u>	<u>3</u>	<u>0.03</u>	
<u>三 重</u>	<u>55-</u>	<u>0.1</u>	
<u>玖 珠</u>	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
<u>(宮 崎)</u>			
<u>宮 崎</u>	<u>12+</u>	<u>1</u>	
<u>延 岡</u>	<u>2</u>	<u>0.3</u>	
<u>高千穂</u>	<u>12</u>	<u>0.03</u>	
<u>(鹿 児 島)</u>			
<u>鹿 児 島</u>	<u>5-</u>	<u>5</u>	
<u>鹿 屋</u>	<u>2</u>	<u>0.1</u>	
<u>枕 崎</u>	<u>9+</u>	<u>0.1</u>	
<u>串木野</u>	<u>56-</u>	<u>0.1</u>	
<u>阿久根</u>	<u>12</u>	<u>0.1</u>	
<u>名 瀬</u>	<u>4</u>	<u>0.3</u>	
<u>西之表</u>	<u>52-</u>	<u>0.3</u>	
<u>穎 娃</u>	<u>12</u>	<u>0.03</u>	
<u>末 吉</u>	<u>56</u>	<u>0.1</u>	
<u>志布志</u>	<u>55</u>	<u>0.1</u>	
<u>南種子</u>	<u>6-</u>	<u>0.03</u>	
<u>瀬戸内</u>	<u>10-</u>	<u>0.5</u>	
<u>徳之島</u>	<u>11</u>	<u>0.1</u>	

	知名	4+	0.1
	(沖縄)		
	那覇	12	5
	平良	4	1
	石垣	12+	1
	石垣(川平)	6	0.5
	今帰仁	40	0.3
	南大東	6	0.1
	(注1)		
	竹富	1+	0.03

(注1) 「南大東」に置局する基幹放送局については、本表にかかわらず、衛星基幹放送局を親局とすることができる。

(注2) 周波数の欄中、上下2段に周波数の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表す。この場合において、上段の周波数の使用は、備考欄に※1が付されているものは平成18年7月24日まで、※2が付されているものは平成20年9月15日まで、※3が付されているものは平成21年1月20日まで、※4が付されているものは平成21年6月28日までに限る。

(注3) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。この場合において、平成23年7月25日以降は、本表にかかわらず、仙台の中継局を親局とする。

(注4) 周波数に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

2 放送大学学園の放送 教育放送

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	16	50	前橋	40+	1

(注1) これらの周波数(チャンネル番号)の使用は、平成23年7月24日までに限る。

(注2) チャンネル番号に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象	親局	中継局
------	----	-----

地 域	送信場所	周 波 数					空中線電力 (kW)	送信場所	周 波 数					空中線電力 (kW)	
		(チャンネル番号)							(チャンネル番号)						
関 東 広 域 圏	東 京	4	6	8	10	12	50	(茨城)							
								日立	54	56	58	60	62	0.1	
								高萩	53	55	57	59	61	0.1	
								(栃木)							
								宇都宮	17-	19-	21-	23-	25-	0.1	
									44	41-	57+	55	53+		
								日光	54-	56-	58-	60-	62-	0.1	
								大田原	53	55	57	59	61	0.1	
									36-	42-	45				
								(群馬)							
								前橋	54+	56+	58+	60+	62+	0.1	
								沼田	53	55	57	59	61	0.05	
												59+	61+		
(埼玉)															
秩父	53-	55-	57-	59-	61-	0.1									
	16-	18-	29+	38+	44+										
(千葉)															
銚子	53	55	57	59	61	0.1									
勝浦	53-	55-	57-	59-	61-	0.1									
(東京)															
多摩	18-	20-	22-	24-	26-	0.2									
	59+	57+	55+	53+	51-										
新島	54-	56-	58-	60-	62-	0.3									
八丈	4-	6-	8-	10-	12-	0.03									
(神奈川)															
平塚	35-	37-	39+	41+	43+	0.3									
小田原	54	56	58	60	62	0.1									
中 京 広 域 圏	名古屋	1-	5	11+	35	10	U30	(岐阜)							
								高山	6+	8+	12+	26+	0.03	U0.1	
								中津川	6-	8-	10-	26	0.1	U0.2	
								八幡	6-	8-	10-	26-	0.1	U0.1	
								(愛知)							
								豊橋	56	58	60	62	0.1		
								(三重)							
伊勢	47	55	57	61	0.1										
名張	54+	56+	60+	62+	0.1										
尾鷲	6+	8+	10+	26	0.1	U0.1									
近 畿	大阪	4	6	8	10	10	(滋賀)								

広域圏	大津	36+	38	40	42	0.1
	彦根	54	58	60	62	0.3
	(京都)					
	福知山	54+	58+	60+	62+	0.2
	舞鶴	53	55	59	61	0.1
	宮津	33	35	37	41	0.1
	(兵庫)					
	姫路	54	58	60	62	0.1
	明石	53-	57-	59-	61-	0.1
	豊岡	54	58	60	62	0.1
	三木	34-	38-	40-	42-	0.1
	香住	33+	35+	37+	41+	0.1
	(奈良)					
	五條	33	35	37	39	0.1
(和歌山)						
御坊	53	57	59	61	0.1	
田辺	54+	58+	60+	62+	0.1	
新宮	36	38	40	42	0.1	

(注1) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(注2) これらの周波数(チャンネル番号)の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合の上段の周波数(チャンネル番号)の使用は、平成18年7月24日までに限る。

(注3) チャンネル番号に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局			備考
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
北海道	札幌	1 5 17 27 35	10 U30	函館	6 12+ 21+ 27 35+	1 U10	
				小樽	4+ 7+ 9+ 24 26	0.1 U0.5	
				旭川	7- 11- 33 37 39	1 U10	
				室蘭	7 11 29 37 39	1 U10	
				釧路	7+ 11+ 39+ 41+ 43	1 U10	
				帯広	6- 10- 26 32 34	1 U10	
				北見	7 53 57 59 61	0.1 U0.5	

				網走	<u>1-</u> <u>5-</u> <u>27-</u> <u>31</u> <u>35-</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	
				留萌	<u>6-</u> <u>10-</u> <u>36-</u> <u>38-</u> <u>40-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				苫小牧	<u>47</u> <u>53</u> <u>55</u> <u>57</u> <u>61</u>	<u>0.1</u>	
				稚内	<u>10+</u> <u>20</u> <u>22</u> <u>24</u> <u>26</u>	<u>0.1</u> <u>U0.2</u>	
				芦別	<u>6+</u> <u>10+</u>	<u>0.1</u>	
				紋別	<u>33</u> <u>37+</u> <u>39+</u> <u>41+</u> <u>43+</u>	<u>0.1</u>	
				名寄	<u>6</u> <u>10</u> <u>22</u> <u>24-</u> <u>26-</u>	<u>0.3</u> <u>U2</u>	
				根室	<u>7</u> <u>11</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.1</u> <u>U0.5</u>	
				歌志内	<u>32</u> <u>54</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.1</u>	
				深川	<u>20</u> <u>22</u> <u>24</u> <u>26</u> <u>28</u>	<u>0.1</u>	
				富良野	<u>6</u> <u>10</u> <u>57</u> <u>59</u> <u>61</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				江差	<u>7-</u> <u>11-</u> <u>22-</u> <u>24-</u> <u>26-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				大成	<u>53-</u> <u>55-</u> <u>57-</u> <u>59-</u> <u>61-</u>	<u>0.1</u>	
				今金	<u>3+</u> <u>6+</u> <u>10-</u> <u>32</u> <u>34</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				倶知安	<u>24-</u> <u>30-</u> <u>32-</u> <u>38-</u> <u>40-</u>	<u>0.05</u>	※4
					<u>42</u>		
				岩内	<u>2-</u> <u>4</u> <u>7-</u> <u>37-</u> <u>39-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				上川	<u>1+</u> <u>10+</u> <u>12+</u> <u>27+</u> <u>35</u>	<u>0.03</u> <u>U0.05</u>	
				羽幌	<u>43</u> <u>47</u> <u>51</u> <u>58</u> <u>61</u>	<u>0.1</u>	
				浜頓別	<u>7</u> <u>11</u> <u>32</u> <u>38</u> <u>40</u>	<u>0.3</u> <u>U1</u>	
				枝幸	<u>60</u> <u>62</u>	<u>0.05</u>	
				遠軽	<u>4+</u> <u>6+</u> <u>38</u> <u>40</u> <u>42</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				滝上	<u>6-</u> <u>10-</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.03</u> <u>U0.05</u>	
				静内	<u>22</u> <u>48</u> <u>52</u> <u>59</u> <u>62</u>	<u>0.1</u>	
				浦河	<u>4+</u> <u>7+</u> <u>11+</u> <u>24</u> <u>26</u>	<u>0.1</u> <u>U0.5</u>	
				広尾	<u>7</u> <u>11</u> <u>28</u> <u>30</u> <u>36</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				中標津	<u>3+</u> <u>6</u> <u>19</u> <u>25</u> <u>29</u>	<u>0.3</u> <u>U2</u>	
青森県	青森	<u>1+</u> <u>34</u> <u>38</u>	<u>5</u> <u>U10</u>	八戸	<u>11+</u> <u>31-</u> <u>33-</u>	<u>0.5</u> <u>U1</u>	
				五所川原	<u>44-</u>	<u>2</u>	
				(注1)			
				むつ	<u>10+</u> <u>56-</u> <u>58</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				上北	<u>53+</u> <u>55+</u> <u>57+</u>	<u>0.1</u>	
岩手県	盛岡	<u>6</u> <u>31+</u> <u>33+</u> <u>35</u>	<u>3</u> <u>U10</u>	宮古	<u>6+</u> <u>40</u> <u>42</u> <u>44</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				大船渡	<u>26</u> <u>38</u> <u>40</u>	<u>0.1</u>	
				遠野	<u>40-</u> <u>42-</u> <u>44-</u>	<u>0.1</u>	
				一関	<u>11-</u> <u>23+</u> <u>25+</u> <u>37+</u>	<u>0.03</u> <u>U0.1</u>	
				釜石	<u>10</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.3</u> <u>U1</u>	
				二戸	<u>2-</u> <u>27-</u> <u>29+</u> <u>37+</u>	<u>0.3</u> <u>U1</u>	
				岩泉	<u>1</u> <u>30-</u> <u>32+</u> <u>34+</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
宮城県	仙台	<u>1-</u> <u>12+</u> <u>32</u> <u>34</u>	<u>10</u> <u>U30</u>	気仙沼	<u>4</u> <u>6-</u> <u>37</u> <u>43+</u>	<u>0.1</u> <u>U0.3</u>	

					栗駒	8+ 10- 36+ 38+	0.1 U0.3	
秋田県	秋田	11 31 37	5 U10	能代	19- 23- 35-	0.1		
				大館	6- 57 59	0.1 U0.1		
				湯沢	1+	0.1		
				大曲	41 47 51	0.3		
				鹿角	10- 56 58	0.1 U0.1		
				鷹巣	33 41-	0.1		
				(注2)				
山形県	山形	10- 30+ 36 38	3 U10	米沢	54 56 58 60	0.1		
				鶴岡	1 22 24 39	1 U5		
				新庄	11+ 26 28 58-	0.05 U0.3		
				長井	19 21 23 25	0.1		
				小国	11 39 41 43	0.03 U0.1		
福島県	福島	11- 31 33 35-	3 U30	会津若松	6+ 37 41+ 47-	1 U5		
				いわき	8- 32- 34+ 36-	0.1 U0.2		
				白河	44- 46 56 62	0.1		
				原町	10+ 48 50+ 58-	0.1 U0.1		
				田島	11 33- 35+ 39	0.03 U0.1		
				浪江	30 38 40-	0.1		
栃木県	宇都宮	31-	5	日光	48-	0.1		
				大田原	33-	0.1		
群馬県	前橋	48+	1	沼田	47	0.05		
埼玉県	さいたま	38-	5	熊谷	28	0.1	※1	
	ま				30-			
				秩父	47-	0.1		
千葉県	千葉	46	5	銚子	39	0.1		
				東金	31	0.1		
				勝浦	47-	0.1		
東京都	東京	14	10	多摩	28- 61+	0.1	※1	
				新島	48-	0.3		
				八丈	45	0.1		
神奈川県	横浜	42	10	平塚	31+	1		
				小田原	46-	0.1		
新潟県	新潟	5 21- 29 35	5 U30	糸魚川	6-	0.03		
				上越	10+ 27 33 37	0.1 U0.1		
				小出	9+ 39+ 41 43	0.1 U0.1		
				津南	51 53 55 57	0.1		
富山県	富山	1+ 32 34	3 U10	福光	56 58 60	0.1		
石川県	金沢	6- 25+ 33 37	3 U10	七尾	11+ 55 57 59	0.1 U0.3		

				輪島	10 17+ 19+ 35+	0.03 U0.1	※2
				珠洲	22 6 20+ 22+ 47+	0.03 U0.2	※2
				羽咋	43- 41- 40 42 44+ 50	0.1	
福井県	福井	11- 39-	3 U10	敦賀	8+ 38	0.03 U0.1	
				小浜	4+ 58+	0.03 U0.1	
				大野	7 37-	0.04 U0.1	
				美浜	49- 62-	0.1	
山梨県	甲府	5- 37	3 U10	富士吉田	33 35	0.3	
長野県	長野	11 20 30+ 38	1 U10	長野 (善光寺)	40- 42 48- 50-	0.2	
				松本	40 42 48 50 40+ 48+ 50+	0.1	※4
				岡谷	6- 47 59 61	0.1 U0.2	
				飯田	6 40 42 44	0.3 U1	
				伊那	55- 57- 59- 61-	0.1	
				飯山	41 43 45-	0.05	
				真田	40 42+ 44+ 44	0.1	※4
岐阜県	岐阜	37	5	高山	38+	0.1	
				中津川	28	0.2	
				八幡	38-	0.1	
静岡県	静岡	11- 31- 33- 35	1 U10	浜松	6- 28+ 30 34	1 U10	
				熱海	39- 41- 43 45	0.1	
				三島	55 57 59 61	0.1	
				富士宮	27 29 39 41	0.1	
				島田	22 48+ 50+ 58+ 62+	0.1	※2
愛知県	名古屋	25	10	豊橋	52	0.1	
三重県	津	33	5	伊勢	59	0.1	
				名張	58+	0.1	
				尾鷲	28	0.1	
滋賀県	大津	30-	1	彦根	56	0.3	
京都府	京都	34	10	福知山	56+	0.2	
				舞鶴	57	0.1	
				宮津	39	0.1	
大阪府	大阪	19	10			—	
兵庫県	神戸	36	10	姫路	56	0.1	
				明石	55-	0.1	
				豊岡	56	0.1	

					香住	39+		0.1	
奈良県	奈良	55		1	五條	41		0.1	
和歌山 県	和歌山	30		1	御坊	55		0.1	
					田辺	56+		0.1	
					新宮	34-		0.1	
鳥取県 ・ 島根県	鳥取 ・ 松江	1 10 34+		1 U10	鳥取 (注3)	22+ 24+		1	
					倉吉	56 58		0.5	
					日野	8+ 38 40		0.1 U0.3	
					松江 (注4)	30+		10	
					浜田	5- 54 58		0.5 U1	
					大田	57 61		0.1	
					西ノ島	57- 59 61-		0.3	
岡山県 ・ 香川県	岡山 ・ 高松	9 11 23+ 25 35		10 U20	津山	7- 56- 58- 60 62-		0.1 U0.5	
					笠岡	6+ 17- 19- 21- 60-		0.1 U0.3	※2
						34+ 22- 55+			
					高松 (注5)	19+ 29+ 31+ 33 41		5	
					丸亀	16+ 18+ 20+ 22+ 42		3	※2
						46 48 50 52			
					内海	17+ 55+ 57+ 59+ 61+		0.3	※1
	49-								
広島県	広島	4+ 12+ 31 35+		10 U30	呉	5- 9+ 24+ 26-		0.1 U0.3	
					竹原	22- 38- 59 62		0.1	※2
						33-			
					尾道	10+ 12- 24 26		1 U1	
					福山	7- 11+ 54- 57-		0.1 U0.3	
					府中	36- 41- 59 62		0.1	
					三次	9- 11+ 24+ 26+		0.1 U0.3	
					大柿	33+ 49+ 51+ 53+		0.1	
千代田	38 41- 59- 62-		0.1						
山口県	山口	11- 28+ 38+		1 U10	下関	4+ 21+ 33		0.5 U1	
					宇部	18- 20- 31-		0.1	※3
						61- 44 24			
					萩	4- 31+ 33+		0.1 U0.3	※4
						31+ 25+ 33+ 36+		(注U0.01)	
						(注) (注)			
	岩国	22 28-		0.1	※3				
		62+							

				柳井	<u>19+</u> <u>39+</u> <u>60</u> <u>33</u>	<u>0.1</u>	※3
				美祢	<u>24+</u> <u>44+</u> <u>61</u>	<u>0.1</u>	
				東和	<u>16+</u> <u>42+</u> <u>44+</u> <u>33-</u> <u>53-</u> <u>59</u> <u>51-</u> (注) (注)	<u>0.1</u> (注0.033)	※3
				周東	<u>23-</u> <u>34</u> <u>61</u> <u>52</u>	<u>0.1</u>	※3
徳島県	徳島	<u>1</u>	<u>1</u>	日和佐	<u>11-</u>	<u>0.1</u>	—
愛媛県	松山	<u>10-</u> <u>25+</u> <u>29-</u> <u>37-</u>	<u>5</u> <u>U10</u>	今治	<u>34+</u> (注6) <u>34-</u>	<u>0.1</u>	※2
				宇和島	<u>10</u> <u>16</u> <u>32</u> <u>34+</u> <u>27-</u> <u>25-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.5</u>	※2
				八幡浜	<u>19</u> <u>21</u> <u>23</u> <u>25</u>	<u>0.1</u>	
				新居浜	<u>6</u> <u>+</u> <u>14+</u> <u>27-</u> <u>36+</u> <u>27-</u> <u>16-</u>	<u>0.3</u> <u>U3</u>	※2
				大洲	<u>11+</u> <u>37</u> <u>42-</u> <u>44-</u>	<u>0.03</u> <u>U0.1</u>	
				菊間	<u>17</u> <u>21</u> <u>28</u> <u>60</u> <u>52-</u> <u>50-</u>	<u>0.1</u>	※2
				城辺	<u>5+</u> <u>22-</u> <u>26-</u> <u>29</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
高知県	高知	<u>8-</u> <u>38-</u> <u>40</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	室戸	<u>10-</u>	<u>0.03</u>	
				須崎	<u>10</u>	<u>0.02</u>	
				中村	<u>3-</u> <u>14</u> <u>32</u>	<u>0.3</u> <u>U0.5</u>	
				宿毛	<u>30</u> <u>38</u>	<u>0.1</u>	
福岡県	福岡	<u>1</u> <u>4</u> <u>9+</u> <u>1</u> <u>9-</u> <u>37+</u>	<u>10</u> <u>U30</u>	北九州	<u>2+</u> <u>8</u> <u>10</u> <u>23+</u> <u>35-</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	
				大牟田	<u>19-</u> <u>43</u> <u>55</u> <u>58</u> <u>61</u> (注)(注)	<u>0.1</u> (注0.3)	
				久留米	<u>14</u> <u>48</u> <u>52+</u> <u>57</u> <u>60</u>	<u>0.3</u>	
				行橋	<u>19-</u> <u>43-</u> <u>54-</u> <u>57-</u> <u>60-</u>	<u>0.1</u>	
佐賀県	佐賀	<u>36</u>	<u>5</u>	伊万里	<u>41+</u> <u>37-</u>	<u>0.3</u>	※3
長崎県	長崎	<u>5</u> <u>25+</u> <u>27+</u> <u>37</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	佐世保	<u>10-</u> <u>17</u> <u>31-</u> <u>35</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	
				諫早	<u>20</u> <u>24-</u> <u>42</u> <u>49</u> <u>32</u> <u>56+</u> <u>39</u> <u>62+</u>	<u>0.1</u>	※3
				福江	<u>6</u> <u>16</u> <u>18</u> <u>22</u> <u>29-</u>	<u>0.03</u> <u>U0.1</u>	※3
				郷ノ浦	<u>26</u> <u>32</u> <u>42+</u> <u>62</u> <u>21</u> <u>41<32->43-</u>	<u>0.3</u>	※3
				厳原	<u>9</u> <u>16+</u> <u>18+</u> <u>22+</u>	<u>0.3</u> <u>U0.3</u>	

熊本県	熊本	11 16- 22- 34	2 U10	人吉 水俣	5+ 36+ 40- 42 6- 32- 36 38-	0.1 U0.1 0.5 U0.3	
大分県	大分	5 24- 36	3 U10	中津 日田 佐伯 国東 三重 玖珠	17- 37 51- 8- 9 31+ 49 27+ 40+ 50+ 62 21- 44 61- 27 35 56	0.1 0.02 0.03 U0.1 0.1 0.1	※3
宮崎県	宮崎	10+ 35+	1 U10	延岡 高千穂	6 39 5- 40	0.3 U1 0.03 U0.1	
鹿児島県	鹿児島	1 30 32 38	5 U10	鹿屋 枕崎 串木野 阿久根 名瀬 大口 西之表 頰娃 末吉 志布志 南種子 瀬戸内 徳之島 知名	6+ 25+ 31+ 33+ 6 26- 31- 33 46 49- 52- 62- 10 17- 23 35 1- 8- 24 26 33+ 37+ 39+ 56- 58- 60- 62- 10 19 21 23 46+ 48+ 52 62 27 51+ 53+ 61 55- 57- 59- 61- 12- 33 35 37 56+ 58+ 60+ 62+ 1+ 43- 47 49	0.1 U0.3 0.03 U0.3 0.1 0.1 U0.3 0.5 U1 0.1 0.3 0.03 U0.1 0.1 0.1 0.1 0.5 U0.5 0.1 U0.3	
沖縄県	那覇	8 10 28	5 U10	平良 石垣 石垣 (川平) 今帰仁 南大東 竹富	32 34 28 30 44 46 32 34 42 8 10 23 25	1 1 1 0.3 0.1 0.3	

(注1) 五所川原を送信場所とする中継局の周波数は、青森県の親局においてVHF帯の周波数を割り当てられた免許人の中継局に割り当てる。

(注2) 鷹巣を送信場所とする中継局の周波数は、秋田県の親局においてUHF帯の周波数を割り当てられた免許人の中継局に割り当てる。

(注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注6) 今治を送信場所とする中継局の周波数は、愛媛県の親局においてVHF帯の周波数を割り当てられた免許人の中継局に割り当てる。

(注7) 周波数の欄中、上下2段に周波数の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表す。この場合において、上段の周波数の使用は、備考欄に※1が付されているものは平成18年7月24日まで、※2が付されているものは平成20年9月15日まで、※3が付されているものは平成21年1月20日まで、※4が付されているものは平成21年6月28日までに限る。

(注8) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

(注9) 周波数に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

(注10) < >内の周波数は、周波数の変更を円滑に行うため、一時的に使用するものを表す。

第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	親局		中継局			
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏 (注1)	東京	27	10			
				(埼玉) 秩父	13	0.01
				(千葉) 銚子	51	0.01
				勝浦	34	0.01
				東金	34	0.01

第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 (同左)

(1) (同左)

放送対象地域	親局		中継局			
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏 (注1)	東京	27	10	(栃木)		
				宇都宮	47	0.1
				日光	47	0.01
				大田原	47	0.01
				(群馬)		
				前橋	37	0.1
				沼田	37	0.005
				(埼玉) 秩父	13	0.01
(千葉) 銚子	34	0.01				
	51					
勝浦	34	0.01				
東金	34	0.01				

(略)

(注1) 総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	15	3	函館	18	1
				小樽	31	0.05
				旭川	15	1
				室蘭	24	1
				釧路	33	1
				帯広	15	1
				北見	30	0.05
				網走	18	1
				留萌	44	0.01
				苫小牧	24	0.01
				稚内	44	0.02
				紋別	30	0.01
				名寄	28	0.2
				根室	33	0.05
				歌志内	42	0.01
				深川	31	0.01
				富良野	28	0.01
江差	31	0.01				
大成	18	0.01				
今金	45	0.01				
倶知安	15	0.005				
岩内	15	0.01				

(同左)

(注1) 総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県（(2)の(注3)に定める栃木県及び群馬県に係る周波数の使用開始の日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を含まないものとし、栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、当該日の前日までに限る。

(注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注3) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(2) (同左)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	15	3	函館	18	1
				小樽	31	0.05
				旭川	15	1
				室蘭	24	1
				釧路	33	1
				帯広	15	1
				北見	30	0.05
				網走	18	1
				留萌	44	0.01
				苫小牧	24	0.01
				稚内	44	0.02
				紋別	30	0.01
				名寄	28	0.2
				根室	33	0.05
				歌志内	42	0.01
				深川	31	0.01
				富良野	28	0.01
江差	31	0.01				
大成	18	0.01				
今金	45	0.01				
倶知安	15	0.005				
岩内	15	0.01				

				上川	31	0.005
				羽幌	28	0.01
				浜頓別	48	0.1
				遠軽	30	0.01
				滝上	18	0.005
				静内	50	0.01
				浦河	18	0.05
				広尾	16	0.01
				中標津	32	0.2
				渡島	18	0.5
				枝幸	28	0.005
(略)						
秋田県	秋田	48	1	能代	42	0.01
				大館	15	0.01
				大曲	23	0.03
				花輪	25	0.01
				鷹巣	24	0.01
(略)						
栃木県	宇都宮	47	0.1	日光	47	0.01
				大田原	47	0.01
				那須	44	0.01
群馬県	前橋	37	0.1	沼田	37	0.005
				下仁田	37	0.01
(略)						
長野県	長野	17	1	長野 (善光寺)	28	0.02
				松本	28	0.01
				岡谷	47	0.02
				飯田	46	0.1
				伊那	28	0.01
				真田	25	0.01
				飯山	25	0.005
(略)						
奈良県	奈良	31	0.1	五條	52	0.01
				生駒奈良北	31	0.01
和歌山 県	和歌山	23	0.1	御坊	21	0.01
				田辺	23	0.01

				上川	31	0.005
				羽幌	28	0.01
				浜頓別	48	0.1
				遠軽	30	0.01
				滝上	18	0.005
				静内	50	0.01
				浦河	18	0.05
				広尾	16	0.01
				中標津	32	0.2
				渡島	18	0.5
				枝幸	28	0.005
(同左)						
秋田県	秋田	15 48	1	能代	42	0.01
				大館	15	0.01
				大曲	23	0.03
				花輪	25	0.01
				鷹巣	24	0.01
(同左)						
栃木 県(注3)	宇都宮	47	0.1	日光	47	0.01
				大田原	47	0.01
				那須	44	0.01
群馬県 (注3)	前橋	37	0.1	沼田	37	0.005
(同左)						
長野県	長野	17	1	長野 (善光寺)	28	0.02
				松本	28	0.01
				岡谷	55 47	0.02
				飯田	46	0.1
				伊那	28	0.01
				真田	25	0.01
				飯山	25	0.005
(同左)						
奈良県	奈良	31	0.1	五條	26 52	0.01
				生駒奈良北	31	0.01
和歌山 県	和歌山	23	0.1	御坊	21	0.01
				田辺	23	0.01

				新宮	44	0.01
(略)						
島根県	松江	21	1	浜田	35	0.1
				西ノ島	35	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	48	0.03
				仁摩	24	0.01
(略)						
山口県	山口	16	1	下関	16	0.1
				萩	48	0.1
				柳井	30	0.01
				周東	30	0.01
				美祢	16	0.01
				長門	41	0.03
				岩国	38	0.1
				須佐	36	0.01
(略)						
愛媛県	松山	16	1	今治	41	0.01
				宇和島	19	0.05
				八幡浜	24	0.01
				新居浜	41	0.3
				大洲	15	0.01
				菊間	16	0.01
				城辺	32	0.01
				西宇和	41	0.02
				川之江	16	0.01
				伊予青島	37	0.01
(略)						

				新宮	23 44	0.01
(同左)						
島根県	松江	21	1	浜田	35	0.1
				西ノ島	23 35	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	56 48	0.03
				仁摩	24	0.01
(同左)						
山口県	山口	16	1	下関	16	0.1
				萩	56 48	0.1
				柳井	30	0.01
				周東	30	0.01
				美祢	16	0.01
				長門	61 41	0.03
				岩国	38	0.1
				須佐	56 36	0.01
(同左)						
愛媛県	松山	16	1	今治	41	0.01
				宇和島	19	0.05
				八幡浜	59 24	0.01
				新居浜	41	0.3
				大洲	15	0.01
				菊間	16	0.01
				城辺	32	0.01
				西宇和	41	0.02
				川之江	16	0.01
				伊予青島	37	0.01
(同左)						

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成25年3月31日までに限る。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中 継 局		
	(略)		
	(秋 田) 秋 田	50	1
	能 代	45	0.01
	大 館	14	0.01
	大 曲	19	0.03
	花 輪	23	0.01
	鷹 巣	22	0.01
	(略)		
	(群 馬) 前 橋	32	0.1
	沼 田	26	0.005
	下仁田	26	0.01
	(略)		
	(千 葉) 銚 子	39	0.01
	勝 浦	26	0.01
	東 金	26	0.01
	(略)		
	(神奈川) 平 塚	26	0.1
小田原	34	0.01	

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(秋田を送信場所とする親局並びに五條、新宮及び西ノ島を送信場所とする中継局に係るものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。ただし、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)は平成25年3月31日まで使用することができるものとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成24年4月1日からとする。

(注3) 栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、平成24年4月1日からとする。

(3) (同左)

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中 継 局		
	(同左)		
	(秋 田) 秋 田	13 50	1
	能 代	53 45	0.01
	大 館	14	0.01
	大 曲	19	0.03
	花 輪	23	0.01
	鷹 巣	22	0.01
	(同左)		
	(群 馬) 前 橋	32	0.1
	沼 田	26	0.005
	(同左)		
	(千 葉) 銚 子	26 39	0.01
	勝 浦	26	0.01
	東 金	26	0.01
	(同左)		
	(神奈川) 平 塚	26	0.1
	小田原	26	0.01

(略)		
(石川) 金沢 <u>七尾</u>	13 <u>44</u>	1 <u>0.05</u>
輪島 珠洲 羽咋	31 31 31	0.01 0.03 0.01
(略)		
(長野) 長野 長野(善光寺) 松本 <u>岡谷</u>	13 32 32 <u>38</u>	1 0.02 0.01 <u>0.02</u>
飯田 伊那 真田 飯山	48 27 27 27	0.1 0.01 0.01 0.005
(略)		
(奈良) <u>五條</u>	<u>50</u>	<u>0.01</u>
(和歌山) 御坊 田辺 <u>新宮</u>	13 13 <u>46</u>	0.01 0.01 <u>0.01</u>
(略)		
(島根) 松江 浜田 <u>西ノ島</u>	19 37 <u>30</u>	1 0.1 <u>0.03</u>
大田 益田 江津 仁摩	20 20 50 20	0.01 0.03 0.03 0.01
(略)		

34		
(同左)		
(石川) 金沢 <u>七尾</u>	13 <u>53</u> <u>44</u>	1 <u>0.05</u>
輪島 珠洲 羽咋	31 31 31	0.01 0.03 0.01
(同左)		
(長野) 長野 長野(善光寺) 松本 <u>岡谷</u>	13 32 32 <u>57</u> <u>38</u>	1 0.02 0.01 <u>0.02</u>
飯田 伊那 真田 飯山	48 27 27 27	0.1 0.01 0.01 0.005
(同左)		
(奈良) <u>五條</u>	<u>13</u> <u>50</u>	<u>0.01</u>
(和歌山) 御坊 田辺 <u>新宮</u>	13 13 <u>13</u> <u>46</u>	0.01 0.01 <u>0.01</u>
(同左)		
(島根) 松江 浜田 <u>西ノ島</u>	19 37 <u>22</u> <u>30</u>	1 0.1 <u>0.03</u>
大田 益田 江津 仁摩	20 20 50 20	0.01 0.03 0.03 0.01
(同左)		

(山 口)		
山 口	13	1
下 関	13	0.1
萩	<u>52</u>	<u>0.1</u>
柳 井	32	0.01
周 東	32	0.01
美 祢	13	0.01
長 門	<u>45</u>	<u>0.03</u>
岩 国	40	0.1
須 佐	51	0.01
(略)		
(愛 媛)		
松 山	13	1
今 治	39	0.01
宇 和 島	13	0.05
八 幡 浜	<u>30</u>	<u>0.01</u>
新 居 浜	39	0.3
大 洲	14	0.01
菊 間	13	0.01
城 辺	31	0.01
西 宇 和	39	0.02
川 之 江	22	0.01
伊予青島	36	0.01
(略)		
(長 崎)		
長 崎	13	1
佐 世 保	40	1
諫 早	<u>51</u>	<u>0.01</u>
福 江	40	0.01
郷ノ浦	49	0.03
厳 原	49	0.03
(略)		

(山 口)		
山 口	13	1
下 関	13	0.1
萩	<u>58</u>	<u>0.1</u>
柳 井	32	0.01
周 東	32	0.01
美 祢	13	0.01
長 門	<u>58</u>	<u>0.03</u>
岩 国	40	0.1
須 佐	51	0.01
(同左)		
(愛 媛)		
松 山	13	1
今 治	39	0.01
宇 和 島	13	0.05
八 幡 浜	<u>56</u>	<u>0.01</u>
新 居 浜	39	0.3
大 洲	14	0.01
菊 間	13	0.01
城 辺	31	0.01
西 宇 和	39	0.02
川 之 江	22	0.01
伊予青島	36	0.01
(同左)		
(長 崎)		
長 崎	13	1
佐 世 保	40	1
諫 早	<u>13</u>	<u>0.01</u>
福 江	40	0.01
郷ノ浦	49	0.03
厳 原	49	0.03
(同左)		

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

2 放送大学学園の放送

教育放送

(表略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象 地 域	親 局			中 継 局			
	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
関 東 広 域 圏	東 京	21 22 23 24 25	10	(略)			
				(群馬)			
				前 橋	33 36 42 43 45	0.1	
				沼 田	21 22 23 24 25	0.005	
				下仁田	21 22 23 24 25	0.01	
				(略)			
				(千葉)			
				銚 子	33 36 42 43 45	0.01	
				勝 浦	21 22 23 24 25	0.01	
				東 金	21 22 23 24 25	0.01	
(略)							
(神奈川)							
平 塚	21 22 23 24 25	0.1					
小田原	36 38 47 49 52	0.01					
(略)							
近 畿 広 域 圏	大 阪	14 15 16 17	3	(略)			
				(奈良)			
				五 條	35 37 39 41	0.01	

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(秋田、銚子、新島、小田原、五條、新宮、西ノ島及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年5月25日からとする。ただし、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)は平成25年3月31日まで使用することができるものとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成24年4月1日からとする。

2 (同左)

(同左)

(同左)

(注) これらの周波数のうち、当該周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

3 (同左)

(1) (同左)

放送対象 地 域	親 局			中 継 局			
	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
関 東 広 域 圏	東 京	21 22 23 24 25	10	(同左)			
				(群馬)			
				前 橋	33 36 42 43 45	0.1	
				沼 田	21 22 23 24 25	0.005	
				(同左)			
				(千葉)			
				銚 子	21 22 23 24 25 42 36 45 43 33	0.01	
				勝 浦	21 22 23 24 25	0.01	
				東 金	21 22 23 24 25	0.01	
				(同左)			
(神奈川)							
平 塚	21 22 23 24 25	0.1					
小田原	21 22 23 24 25 38 36 49 47 52	0.01					
(同左)							
近 畿 広 域 圏	大 阪	14 15 16 17	3	(同左)			
				(奈良)			
				五 條	14 15 16 17	0.01	

				(和歌山)					
				御坊	14	15	17	47	0.01
				田辺	14	15	17	47	0.01
				新宮	14	16	38	42	0.01

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	(略)		
				釧路	31 36 41 43 45	1
				(略)		
				根室	27 31 35 43 45 38 40 44	0.05
				(略)		
				静内	35 37 39 41 42	0.01
				(略)		
				中標津	25 28 30 34 37	0.2
(略)						
秋田県	秋田	21 29 35	1 (注2)	能代	40 44 46	0.01
				大館	17 18 20	0.01
				大曲	25 26 33	0.03
				花輪	27 29 31	0.01
				鷹巣	26 39 43	0.01
(略)						
群馬県	前橋	19	0.112	沼田	19	0.005

								35 37 39 41	
				(和歌山)					
				御坊	14	15	17	47	0.01
				田辺	14	15	17	47	0.01
				新宮	14	15	16	17	0.01
					38	42			

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準放送によるものを除く。))を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。

(2) (同左)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	(同左)		
				釧路	31 36 43 45 61 41	1
				(同左)		
				根室	27 31 35 43 45	0.05
				(同左)		
				静内	20※31※33※41 42 39 35 37	0.01
				(同左)		
				中標津	28 30 34 37 56 25	0.2
(同左)						
秋田県	秋田	17※21 29 35	1 (注3)	能代	40 44 46	0.01
				大館	17 18 20	0.01
				大曲	25 26 33	0.03
				花輪	27 29 31	0.01
				鷹巣	26 39 43	0.01
(同左)						
群馬県	前橋	19	0.112	沼田	19	0.005

				<u>下仁田</u>	<u>19</u>		<u>0.01</u>
(略)							
東京都	東京	<u>20</u> <u>16</u>	<u>3</u>	<u>新島</u>	<u>20</u> <u>50</u>		<u>0.03</u>
(略)							
神奈川県	横浜	18	1	(略)			
				<u>小田原</u>	<u>31</u>		<u>0.01</u>
(略)							
石川県	金沢	14 16 17 23	1	<u>七尾</u>	<u>20</u> <u>30</u> <u>39</u> <u>42</u>		<u>0.05</u>
(略)							
(略)							
長野県	長野	14 15 16 18	1	(略)			
				<u>岡谷</u>	<u>41</u> <u>44</u> <u>49</u> <u>51</u>		<u>0.02</u>
(略)							
(略)							
奈良県	奈良	29	0.1	<u>五條</u>	<u>21</u>		<u>0.01</u>
和歌山県	和歌山	20	0.1	(略)			
				<u>新宮</u>	<u>34</u>		<u>0.01</u>
(略)							
鳥取県	鳥取	38 43 45	0.1	<u>鳥取</u>	<u>31</u> <u>36</u>		0.1
・	・		1	<u>(注4)</u>			
島根県	松江		<u>(注3)</u>	(略)			
				<u>松江</u>	<u>41</u>		1
				<u>(注5)</u>			
(略)							
岡山県	岡山	18 20 21 27 30	2	(略)			
・	・			<u>高松</u>	<u>15</u> <u>17</u> <u>18</u> <u>21</u> <u>27</u>		0.5
香川県	高松			<u>(注6)</u>			
(略)							
(略)							
山口県	山口	18 20 26	1	(略)			
				<u>須佐</u>	<u>40</u> <u>43</u> <u>50</u>		<u>0.01</u>
(略)							

(同左)							
東京都	東京	<u>20</u> ※ <u>16</u>	<u>3</u>	<u>新島</u>	<u>20</u> ※ <u>50</u>		<u>0.03</u>
(同左)							
神奈川県	横浜	18	1	(同左)			
				<u>小田原</u>	<u>18</u> ※ <u>31</u>		<u>0.01</u>
(同左)							
石川県	金沢	14 16 17 23	1	<u>七尾</u>	<u>20</u> <u>30</u> <u>39</u> <u>61</u> <u>42</u>		<u>0.05</u>
(同左)							
(同左)							
長野県	長野	14 15 16 18	1	(同左)			
				<u>岡谷</u>	<u>41</u> <u>49</u> <u>51</u> <u>53</u> <u>44</u>		<u>0.02</u>
(同左)							
(同左)							
奈良県	奈良	29	0.1	<u>五條</u>	<u>22</u> ※ <u>21</u>		<u>0.01</u>
和歌山県	和歌山	20	0.1	(同左)			
				<u>新宮</u>	<u>20</u> ※ <u>34</u>		<u>0.01</u>
(同左)							
鳥取県	鳥取	38 43 45	0.1	<u>鳥取</u>	<u>31</u> <u>36</u>		0.1
・	・		1	<u>(注5)</u>			
島根県	松江		<u>(注4)</u>	(同左)			
				<u>松江</u>	<u>41</u>		1
				<u>(注6)</u>			
(同左)							
岡山県	岡山	18 20 21 27 30	2	(同左)			
・	・			<u>高松</u>	<u>15</u> <u>17</u> <u>18</u> <u>21</u> <u>27</u>		0.5
香川県	高松			<u>(注7)</u>			
(同左)							
(同左)							
山口県	山口	18 20 26	1	(同左)			
				<u>須佐</u>	<u>35</u> ※ <u>53</u> <u>55</u> <u>50</u> <u>40</u> <u>43</u>		<u>0.01</u>
(同左)							

愛媛県	松山	17 20 21 27	1	(略)		
				八幡浜	47 49 50 51	0.01
				(略)		
				西宇和	17 21 49 51	0.02
(略)						
福岡県	福岡	26 30 31 32 34	3	(略)		
				宗像	16 18 20 24 26 23	0.021
				(略)		
(略)						
長崎県	長崎	14 18 19 20	1	(略)		
				郷ノ浦	20 38 41 45	0.03
				(略)		
(略)						

愛媛県	松山	17 20 21 27	1	(同左)		
				八幡浜	47 49 54 57 50 51	0.01
				(同左)		
				西宇和	54 57 58 61 17 51 49 21	0.02
(同左)						
福岡県	福岡	26 30 31 32 34	3	(同左)		
				宗像	16 18 20 24 26	0.021
				(同左)		
(同左)						
長崎県	長崎	14 18 19 20	1	(同左)		
				郷ノ浦	20 38 45 61 41	0.03
				(同左)		
(同左)						

(注1) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

(注2) ~ (注6) (略)

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（上段に※が付されているものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(注3) ~ (注7) (同左)

第7 標準テレビジョン放送による放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（注1）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経110度（放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星）	5 7 11 (注2)	0.12

(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) この周波数（チャンネル番号）の使用は、平成23年7月24日までに限る。

第6 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 (注)

（表略）

(注) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

第7 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注1） (注2)

（表略）

（注1）・（注2） （略）

第8 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 (注1) (注2)

（同左）

(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) チャンネル番号17の周波数の使用は、平成22年からとし、チャンネル番号5、7、11、19、21及び23の周波数の使用は、平成23年からとする。

第9 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注1） (注2) (注3)

（同左）

（注1）・（注2） （同左）

(注3) この周波数の使用は、故障等により人工衛星N—SAT—110による基幹放送局による運用が困難な場合とする。

○平成二十二年総務省告示第百七十三号(二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針)(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第一 開設計画に記載すべき事項</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項</p> <p>1 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力に関する事項</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 受信電波を増幅する機器その他の地上基幹放送(人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送をいう。以下この号において同じ。)の受信設備に作用することにより発生する地上基幹放送の受信障害(以下「ブースター障害等」という。)を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画</p> <p>(六) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>五～七 (略)</p>	<p>別表第一 (同上)</p> <p>一～三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>(一)～(四) (同上)</p> <p>(五) 受信電波を増幅する機器その他の地上デジタル放送(人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送(デジタル放送に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の受信設備に作用することにより発生する地上デジタル放送の受信障害(以下「ブースター障害等」という。)を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画</p> <p>(六) (同上)</p> <p>2～4 (同上)</p> <p>五～七 (同上)</p>

改正案	現行
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会(以下「協会」という。)、大学教育のための放送を行う放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者(以下「民間基幹放送事業者」という。)により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。</p> <p>このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送</p> <p>地上基幹放送については、地上基幹放送局(地上基幹放送をする無線局をいう。)を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) テレビジョン放送</u></p> <p><u>協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については大学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域(学園の放送にあつては授業実施予定地域)においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</u></p> <p><u>なお、平成23年7月24日(岩手県、宮城県及び福島県の区域にあつては平成24年3月31日)をもってデジタル放送以外の放送からデジタル放送に移行したが、デジタル放送以外の放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成27年3月31日までにデジタル放送が受信できるようにすること。</u></p>	<p>第1 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>ア (同左)</p> <p>(ア)～(ウ) (同左)</p> <p><u>(エ) テレビジョン放送</u></p> <p><u>テレビジョン放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成23年7月24日までに全面移行すること。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日までに全面移行すること。</u></p> <p><u>A デジタル放送</u></p> <p><u>協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については大学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域(学園の放送にあつては授業実施予定地域)においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</u></p> <p><u>なお、デジタル放送はデジタル放送以外の放送からの全面移行であることから、平成22年12月までに、デジタル放送以外の放送と同等の地域においてその放送が受信できるようにすること。</u></p> <p><u>この場合において、当該全面移行を促すため、デジタル技術の特性を生かした放送を</u></p>

(オ) (略)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(7) 協会の衛星基幹放送

A 協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと(一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。)

(A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

(B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

B Aの放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) 首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

(B) 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

C A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

(B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

できる限り多く行うこと。

B デジタル放送以外の放送

デジタル放送以外の放送については、デジタル放送を行う放送事業者が行い、これらの放送は、岩手県、宮城県及び福島県の区域を除き、平成23年7月24日までに終了すること。岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日までに終了すること。

(オ) (同左)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(7) デジタル放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送については、平成23年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

A 協会の衛星基幹放送

(A) 協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次のa及びbに掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと(一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。)

a 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

b 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

(B) (A)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a 首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

b 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

(C) (A) bの放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

b 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

(D) (A) bの放送については、(イ)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまでの間

D 協会の衛星基幹放送の在り方については、(ウ)に規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送(1)ア(エ)のうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送(民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。)と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。)を行うものであること。

ウ (略)

(2) ~ (4) (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) (略)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

また、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3)・(4) (略)

においては、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送(デジタル放送以外の放送)の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を放送するものであること。

(E) 協会の衛星基幹放送の在り方については、Cに規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

B 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、平成23年から、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

C 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送(1)ア(エ)のうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送(民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。)と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。)を行うものであること。

(イ) デジタル放送以外の放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送以外の放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送(1)イ(ア)A(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。)及び1系統の民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

ウ (同左)

(2) ~ (4) (同左)

2 (同左)

(1) (同左)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3)・(4) (同左)

3 (略)

第2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることができる放送番組の数）の目標

1 総則

(1) ～(3) (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 地上基幹放送（デジタル放送）

(表略)

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(注2) (略)

(2) 地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）

ア～ウ (略)

3 (同左)

第2 (同左)

第3 (同左)

1 (同左)

(1) ～(3) (同左)

2 (同左)

(1) (同左)

(同左)

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県（平成24年4月1日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を含まないものとする。

(注2) (同左)

(2) (同左)

ア～ウ (同左)

エ 標準テレビジョン放送

基幹放送の区分				放送対象地域	放送系の数の目標
標準 テレビ ジョン 放送	協会の 放送	総合放送	広域 放送	関東広域圏	1
			県域 放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域	放送対象地域ごとに1
		教育放送	全国	1	
	学園の 放送 (有料 放送を 行うも のを除 く。)	大学教育放送	関東広域圏(注)	1	
民間基 幹放送 事業者 の放送 (有料	総合放送	広域 放送	関東広域圏	5	
		県域 放送	中京広域圏及び近畿広域圏の各区域 北海道及び福岡県の各区域並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに4 放送対象地域ごとに5	

	<u>放送を行うものを除く。)</u>	岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の各区域	<u>放送対象地域ごとに4</u>
		青森県、秋田県、富山県、山口県、高知県、大分県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域	<u>放送対象地域ごとに3</u>
		福井県、山梨県及び宮崎県の各区域	<u>放送対象地域ごとに2</u>
		栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び佐賀県の各区域	<u>放送対象地域ごとに1</u>

(注) 学園の放送の放送対象地域は、関東広域圏のうち授業実施予定地域とする。

オ 多重放送

(ア)・(イ) (同左)

(ウ) 標準テレビジョン音声多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)</u>	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1</u>

(エ) 標準テレビジョン文字多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)</u>	<u>協会の標準テレビジョン放送又は民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。(注1)</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1以上(注2)</u>

(注1) 協会の標準テレビジョン放送の電波に重畳して行うものについては、特に必要と認められる場合には、これとは別に放送対象地域を定めることができるものとする。

(注2) 協会の標準テレビジョン放送の放送対象地域に係るものについては、協会の放送設備を共用できる場合に限る。

(オ) 標準テレビジョン・データ多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>	
<u>民間基幹放送事業者の放送</u>	<u>有料放送を行うものを除く。</u>	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1以上</u>
	<u>有料放送を行うものに限る。</u>	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	

(3) 衛星基幹放送(デジタル放送)

エ 多重放送

(ア)・(イ) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
テレビジョン放送	総合放送	全 国	2

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全 国	1
テレビジョン放送		全 国	1

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
テレビジョン放送	特定標準テレビジョン放送	全 国	7
	特定標準テレビジョン放送以 外の放送	全 国	43～65程度（注）

（注） 一の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4) 移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するもの)

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全 国	10程度（注）

（注） 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を3、同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を7とした場合の数。

ア （同左）

イ （同左）

ウ （同左）

（注） （同左）

(4) 衛星基幹放送(デジタル以外の放送)

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系により放送をす ることのできる放送番 組の数の目標
協会の放送	テレビジョン放送	総合放送	全国	2

(5) 移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送)

（同左）

（注） （同左）

改正案	現行
<p>一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送を行うもので空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>11・13 （略）</p>	<p>一 （同上）</p> <p>1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送のうちデジタル放送を行うもので空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>2～5 （同上）</p> <p>11・13 （同上）</p>

○昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場所を定める件）(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行																								
<p>一・二 (略)</p> <p>三 時計、業務書類等の共用</p> <p>次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものを共用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">無線局の種別</th> <th style="width: 20%;">共用できる時計、業務書類等の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・二</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>超短波放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">時計(3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四～六</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注一～七 (略)</p>		無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲	一・二	(略)	(略)	三	超短波放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)	四～六	(略)	(略)	<p>一・二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>(同上)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">無線局の種別</th> <th style="width: 20%;">共用できる時計、業務書類等の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・二</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>超短波放送 <u>又はテレビジョン放送</u> を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送 <u>又はテレビジョン多重放送</u> を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">時計(3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四～六</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注一～七 (同上)</p>		無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲	一・二	(同上)	(同上)	三	超短波放送 <u>又はテレビジョン放送</u> を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送 <u>又はテレビジョン多重放送</u> を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)	四～六	(同上)	(同上)
	無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲																							
一・二	(略)	(略)																							
三	超短波放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)																							
四～六	(略)	(略)																							
	無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲																							
一・二	(同上)	(同上)																							
三	超短波放送 <u>又はテレビジョン放送</u> を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送 <u>又はテレビジョン多重放送</u> を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)																							
四～六	(同上)	(同上)																							

○平成十三年総務省告示第四百七十九号（無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件）(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を使用するテレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要の</p>	<p>一 基幹放送用周波数使用計画(昭和六十二年郵政省告示第六百六十一号)第6に掲げるテレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある基幹放送局であつて、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局(同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局(標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))又は当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局に限る。))に限る。)</p> <p>二 基幹放送用周波数使用計画第一の5のテレビジョン放送以外の用途で使用するための周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある基幹放送局であつて、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局(テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。以下同じ。))を行う基幹放送局に限る。)</p> <p>三 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を使用するテレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をす</p>

ある基幹放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局

る必要のある基幹放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送 <u>又は超短波文字多重放送</u> を行う基幹放送局</p> <p>(1) 山岳回折に係る山（地形の見通図（注1）において、送信空中線 ^{ふく} 輻射体中心部と受信点（地上高4メートルの点とする。ただし、使用する電波の周波数が300MHzをこえる場合であつて、その点が市街地内にあるとき（注2）は、その点を中心とする1キロメートル平方の地表の平均の高さから10メートルの高さの点とする。以下同じ。）とを空間を通つて最短距離で結ぶとき、その線が接する山等の障害物をいう。以下同じ。）がない場合の電界強度は、次式によつて算出するものとする。</p> $E = \frac{222\sqrt{P}}{d} \cdot A_0 \cdot C \text{ (mV/m)}$ <p>Pは受信点方向の実効 ^{ふく} 輻射電力 (kw) dは送受信点間の地図上の距離(km) A₀は注3に定める方法により求めた値 Cは注4に定める方法により求めた値</p> <p>上記の計算式の記号の意義は、以下に示す計算式において適用するものとする。</p> <p>(2) 山岳回折に係るn個の山（以下において、送信点からみて順次一番目の山、二番目の山……、n番目の山という。）がある場合の電界強度は、次式によつて算出するものとする。</p> $E = \frac{222\sqrt{P}}{d} \cdot A_1 \cdot A_{n+1} \cdot S_1 \cdot S_2 \cdots S_n \cdot C \text{ (mV/m)}$ <p>A₁、A_{n+1}は注3に定める方法により求めた値 S₁、S₂……、S_nはそれぞれ一番目の山、二番目の山、……n番目の山の回折係数であつて注5に定める方法により求めた値</p> <p>注1 電界強度の算出にあたり必要な地形の見通図は、20万分の1以上の精密度を有する地図によつて作成するものとする。この場合において、地球の等価半径は、8,500キロメートル（実際の地球平均半径の約3分の4倍に相当する。）とする。</p> <p>2 受信点が市街地内にあるときは、注4の(2)のイのΓの値が1パーセント</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、<u>超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送</u> を行う基幹放送局</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>注1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>

以上となるときをいう。

3 A_i (i は 0、1 又は $n+1$ とする。) は、次の要領によつて求めるものとする。

(1) 考察する二点 ($i=0$ の場合は送信空中線 ^{ふく} 輻射体中心部と受信点を、 $i=1$ の場合は送信空中線 ^{ふく} 輻射体中心部と山岳回析に関する一番目の山の山頂を、 $i=n+1$ の場合は山岳回析に関する n 番目の山の山頂と受信点をいう。以下同じ。) が見通しの関係にある場合

ア 考察する二点のうち的一点、その二点間の電波反射点 (地図上の二点を結ぶ線分を二点のそれぞれの海拔高に従つて、その比に内分した点を通る鉛直線と見通図上の地表線との交点をいう。以下同じ。) 及び考察する二点のうち他の一点を順次に結ぶ二つの線分のうち、いずれかが山等の障害物でさえぎられる場合の A_i は 1 とする。

イ 考察する二点のうち的一点、その二点間の電波反射点及び考察する二点のうち他の一点を順次に結ぶ二つの線分がいずれも山等の障害物でさえぎられない場合の A_i は、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで、テレビジョン放送を行う基幹放送局にあつては別表第 14 図から第 21 図までの図表により求める。この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

d は考察する二点間の地図上の距離 (k m)

h_1 及び h_2 は考察する二点の海拔高からそれぞれその二点間の電波反射点の海拔高を差し引いた値 (m)

A' は $20\log_{10} A_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで又は別表第 6 図から第 21 図までに h_1 又は h_2 に一致する図表又は曲線がない場合は、次の要領により A' を求める。

(ア) h_1 に一致する図表はあるが、 h_2 に一致する曲線がない場合

h_2 に最も近い二つの曲線から二つの A' の近似値を求め、この二つの A' の近似値を h_2 に一致する値となるように比例配分して求める。

(イ) h_2 に一致する曲線はあるが、 h_1 に一致する図表がない場合

h_1 に最も近い二つの図表から二つの A' の近似値を求め、この二つの A' の近似値を h_1 に一致する値となるように比例配分して求める。

(ウ) h_1 及び h_2 に一致する図表及び曲線がない場合

h_1 に最も近い二つの図表から (ア) の方法に準じて h_2 に一致する二つの A' の近似値を求め、次にこの二つの A' の近似値を h_1 に一致する

3 (同左)

(1) (同左)

ア (同左)

イ 考察する二点のうち的一点、その二点間の電波反射点及び考察する二点のうち他の一点を順次に結ぶ二つの線分がいずれも山等の障害物でさえぎられない場合の A_i は、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで、テレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送 を行う基幹放送局 であつて 300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては別表第 6 図から第 13 図まで、300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合 にあつては別表第 14 図から第 21 図までの図表により求める。この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

d は考察する二点間の地図上の距離 (k m)

h_1 及び h_2 は考察する二点の海拔高からそれぞれその二点間の電波反射点の海拔高を差し引いた値 (m)

A' は $20\log_{10} A_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで又は別表第 6 図から第 21 図までに h_1 又は h_2 に一致する図表又は曲線がない場合は、次の要領により A' を求める。

(ア) (同左)

(イ) (同左)

(ウ) (同左)

値となるように比例配分して求める。

- (2) 考察する二点が地球の曲率のために見通しの関係にない場合
別表第5図の5から第5図の12まで又は別表第6図から第21図までの図表により、この注の(1)のイの方法により求める。ただし、h1及びh2は考察する二点の海拔高(m)とする。

4 Cは、次の要領によつて求めるものとする。

- (1) 300MHz以下の周波数の電波を使用する場合のCは1とする。
- (2) 300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合
ア 受信点が市街地内にない場合のCは、別表第22図の1により求める。
イ 受信点が市街地内にある場合のCは、別表第22図の2により求める。
この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

Γは受信点を中心とする1キロメートル平方の地表の平均の高さから10メートルの高さにおける当該1キロメートル平方内にある建築構造物の水平断面積の総和の1平方キロメートルに対する百分率(%) φは受信点から送信空中線輻射体中心部(山岳回折に関するn個の山がある場合はn番目の山の頂上とする。)をみる仰角(rad)とし、別表第23図の1及び別表第23図の2により求める。

C'は、 $20\log_{10} C$ (db)

なお、別表第22図の2にΓに一致する曲線がない場合は、Γに最も近い二つの曲線から二つのC'の近似値を求め、この二つのC'の近似値をΓに一致する値となるように比例配分して求める。

- 5 S_i (iは、1、2、……、nとする。)は、i番目の山に対応する D_i 及び H_i を用いて、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第5図の13により、テレビジョン放送を行う基幹放送局にあつては別表第25図により求める。

この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

$$D_i = \frac{(d_1 + d_2 + \dots + d_i) d_{i+1}}{d_1 + d_2 + \dots + d_{i+1}}$$

$d_1 + d_2 + \dots + d_i$ は送信点からi番目の山までの地図上の距離(km)

d_{i+1} はi番目の山からi+1番目の山(i=nのときは受信点)までの地図上の距離(km)

H_i は、次の値とする。

i=1の場合

- (2) (同左)

4 (同左)

- (1) (同左)

- (2) (同左)

ア (同左)

イ (同左)

- 5 S_i (iは、1、2、……、nとする。)は、i番目の山に対応する D_i 及び H_i を用いて、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第5図の13により、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局 であつて300MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては別表第24図により、300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合にあつては別表第25図により求める。

この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

$$D_i = \frac{(d_1 + d_2 + \dots + d_i) d_{i+1}}{d_1 + d_2 + \dots + d_{i+1}}$$

$d_1 + d_2 + \dots + d_i$ は送信点からi番目の山までの地図上の距離(km)

d_{i+1} はi番目の山からi+1番目の山(i=nのときは受信点)までの地図上の距離(km)

H_i は、次の値とする。

i=1の場合

送信空中線輻射体中心部と二番目の山の頂上 ($n = 1$ のときは受信点) とを結ぶ直線と一番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を一番目の山の海拔高から差し引いた値 (m)

$i \geq 2$ の場合

i 番目の山の頂上と $i - 1$ 番目の山の頂上とを結ぶ直線と送信点を通る鉛直線との交点を求め、この交点と $i + 1$ 番目の山の頂上 ($i = n$ のときは受信点) とを結ぶ直線と i 番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を 1 番目の山の海拔高から差し引いた値 (m)

S' は、 $20 \log_{10} S_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 13 又は別表第 25 図に H_i に一致する曲線がない場合は、 H_i に最も近い二つの曲線から二つの S' の近似値を求め、その二つの S' の近似値を H_i に一致する値となるように比例配分して求める。

別表第 6 図から別表第 13 図まで 削除

送信空中線輻射体中心部と二番目の山の頂上 ($n = 1$ のときは受信点) とを結ぶ直線と一番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を一番目の山の海拔高から差し引いた値 (m)

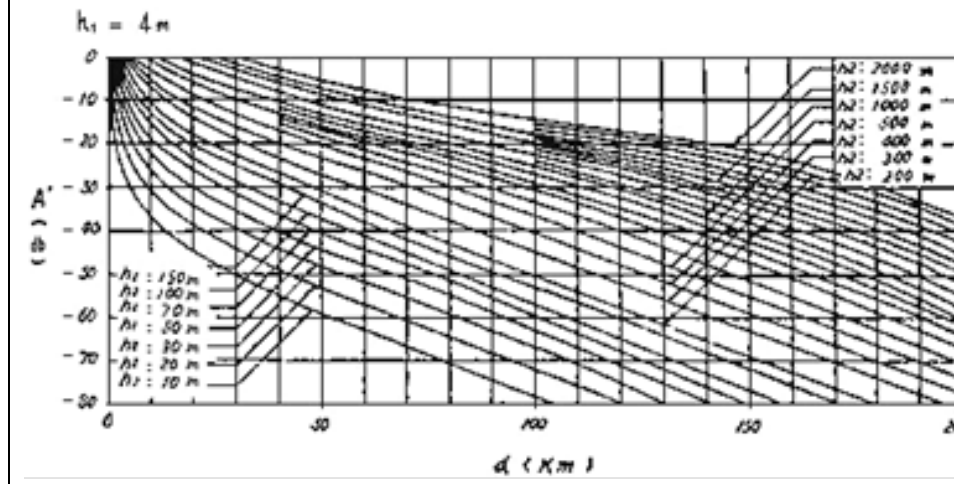
$i \geq 2$ の場合

i 番目の山の頂上と $i - 1$ 番目の山の頂上とを結ぶ直線と送信点を通る鉛直線との交点を求め、この交点と $i + 1$ 番目の山の頂上 ($i = n$ のときは受信点) とを結ぶ直線と i 番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を 1 番目の山の海拔高から差し引いた値 (m)

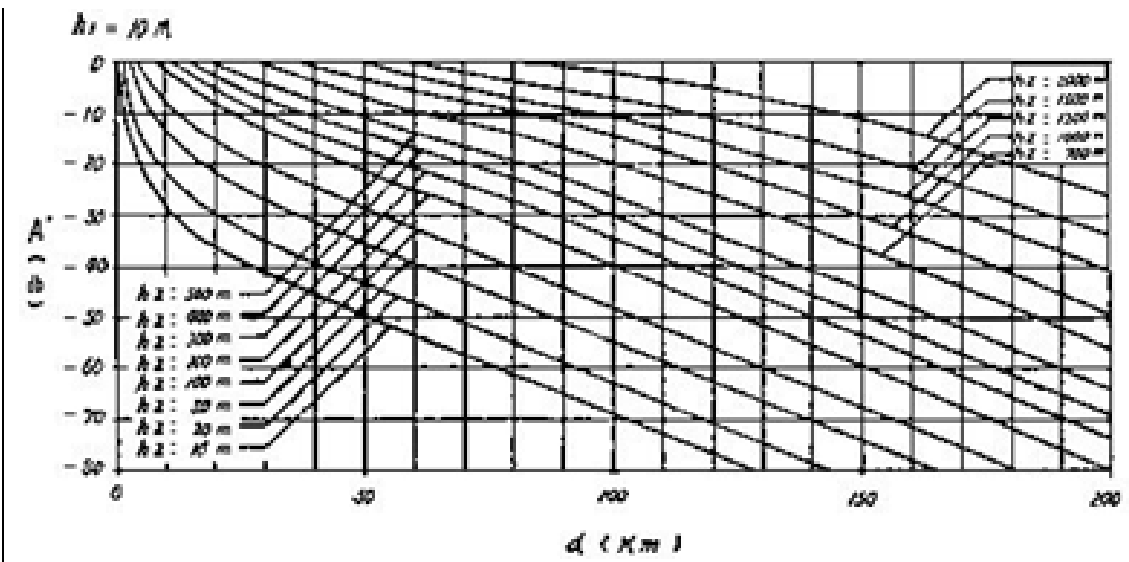
S' は、 $20 \log_{10} S_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 13 又は [別表第 24 図及び](#) 別表第 25 図に H_i に一致する曲線がない場合は、 H_i に最も近い二つの曲線から二つの S' の近似値を求め、その二つの S' の近似値を H_i に一致する値となるように比例配分して求める。

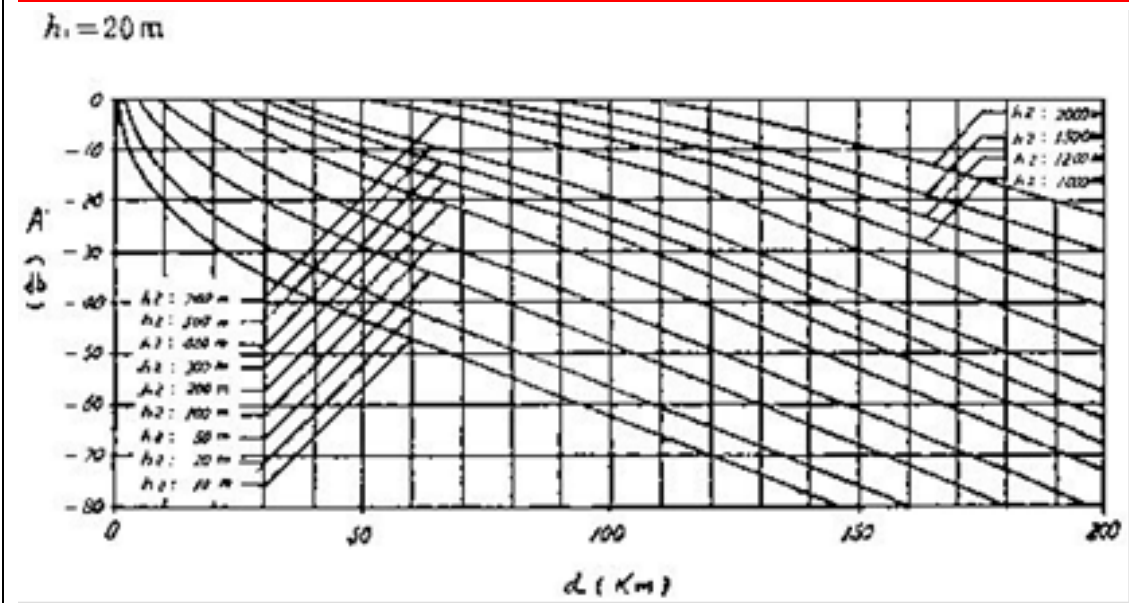
別表第 6 図 (300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の A')



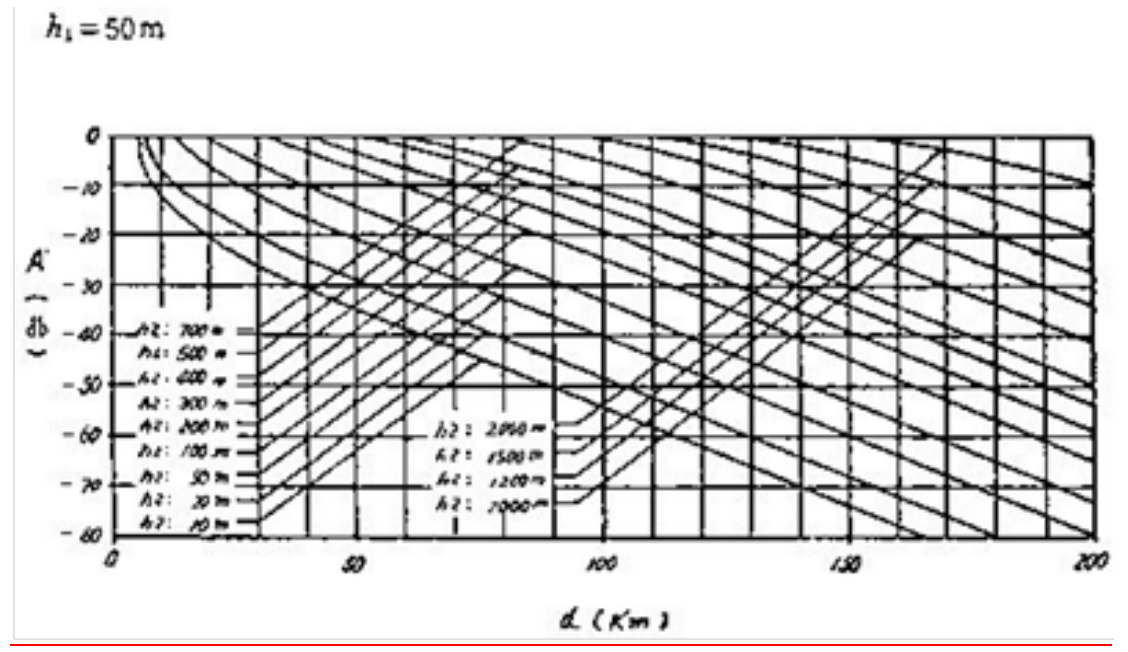
別表第 7 図 (300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の A')



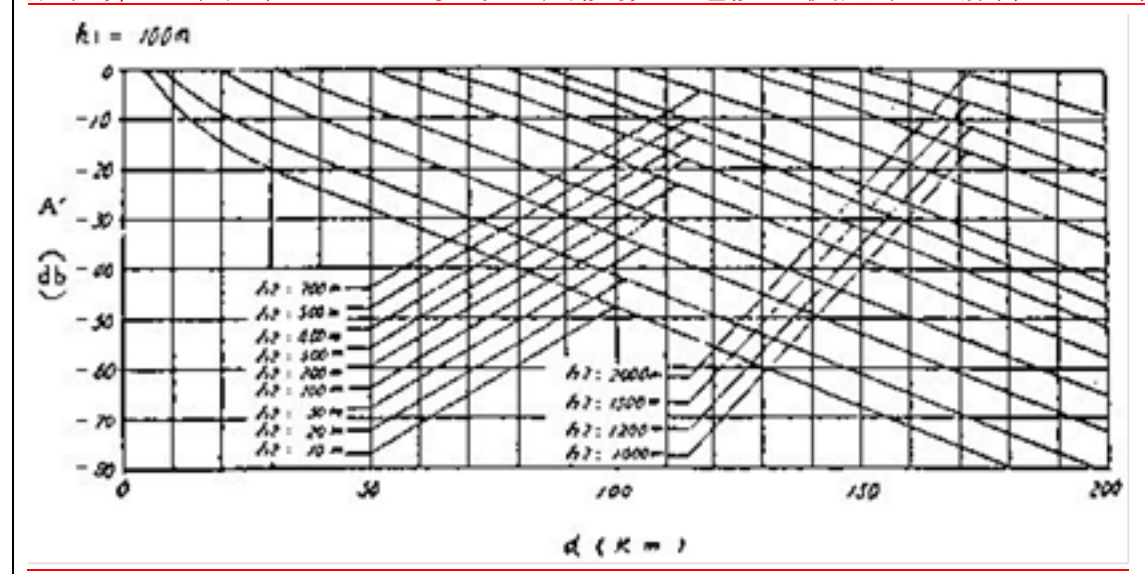
別表第8図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合のA')



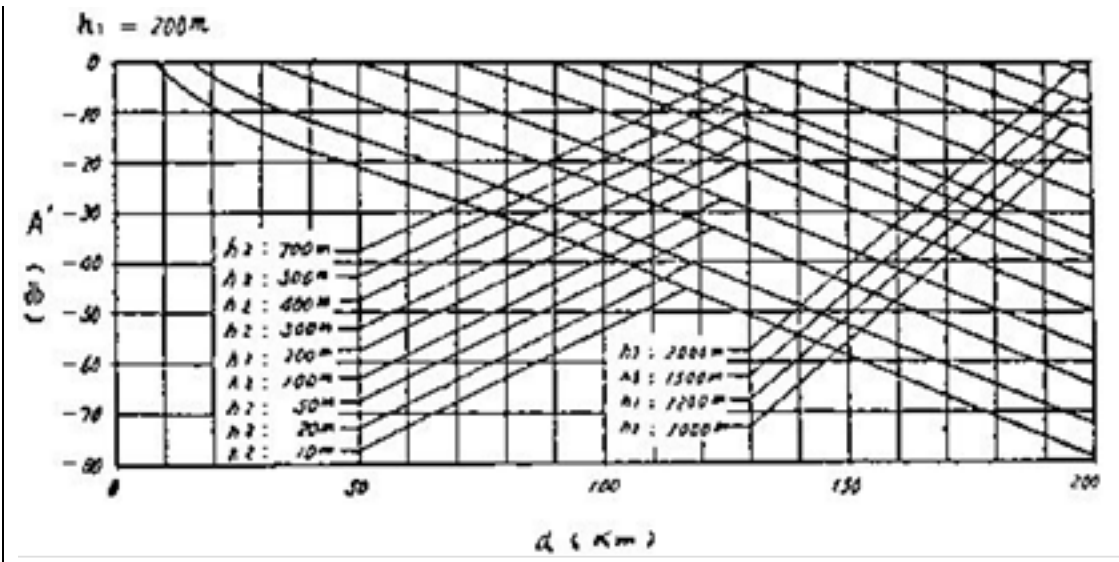
別表第9図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合のA')



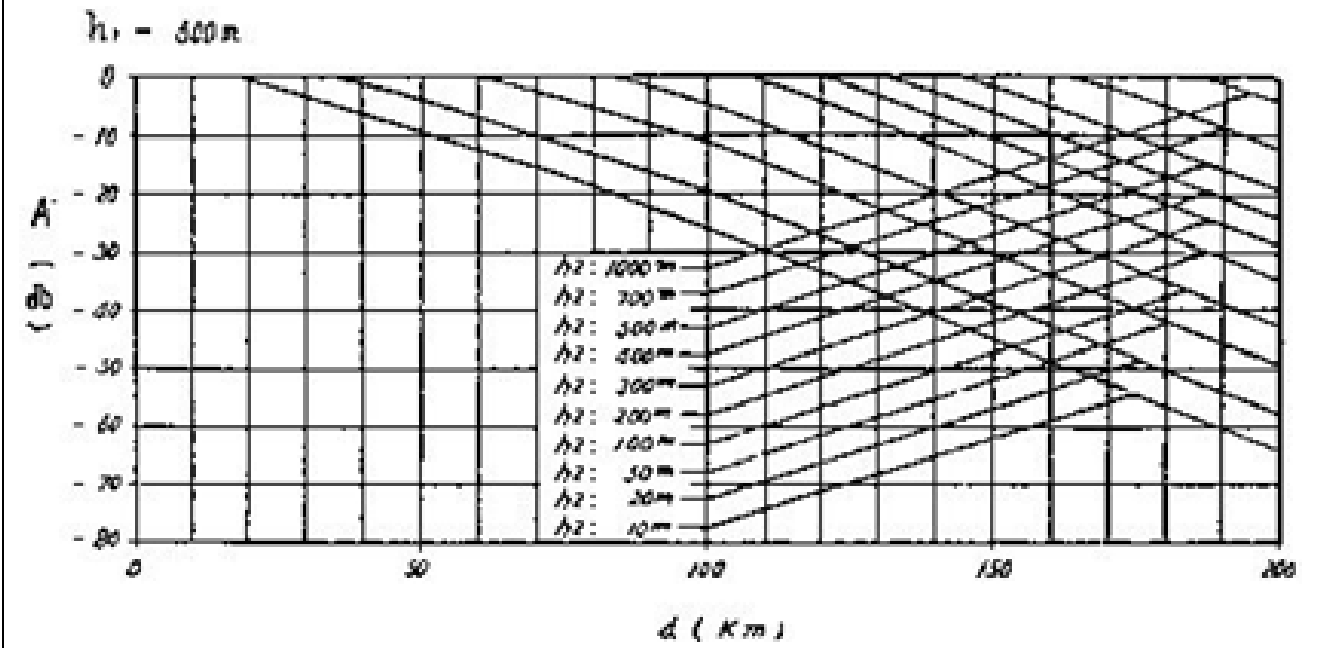
別表第 10 図 (300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の A')



別表第 11 図 (300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の A')

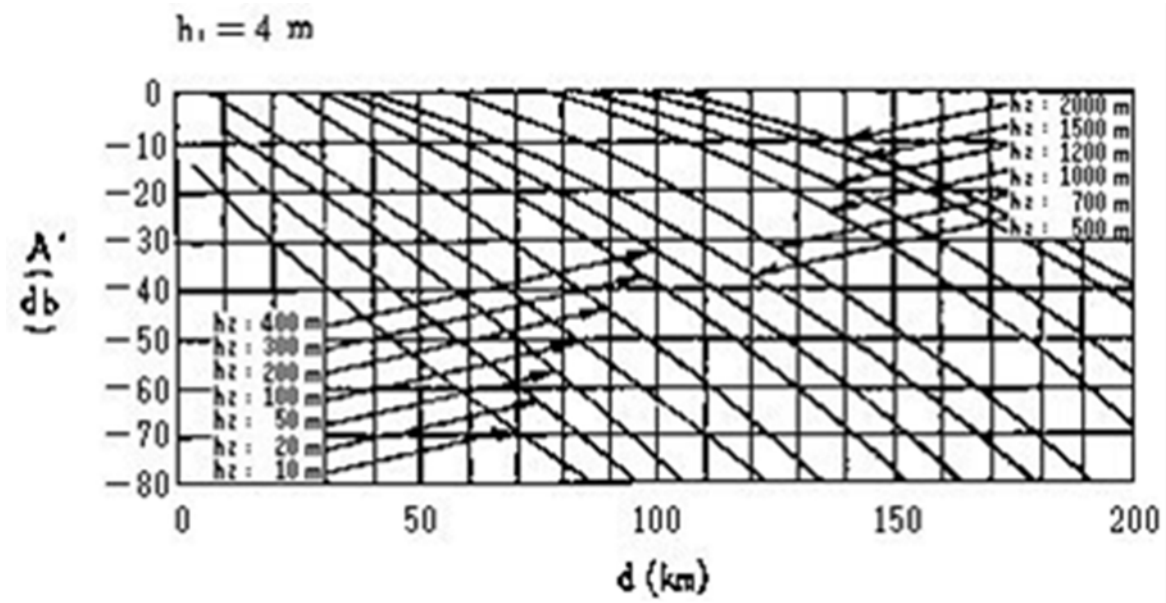


別表第 12 図 (300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の A')

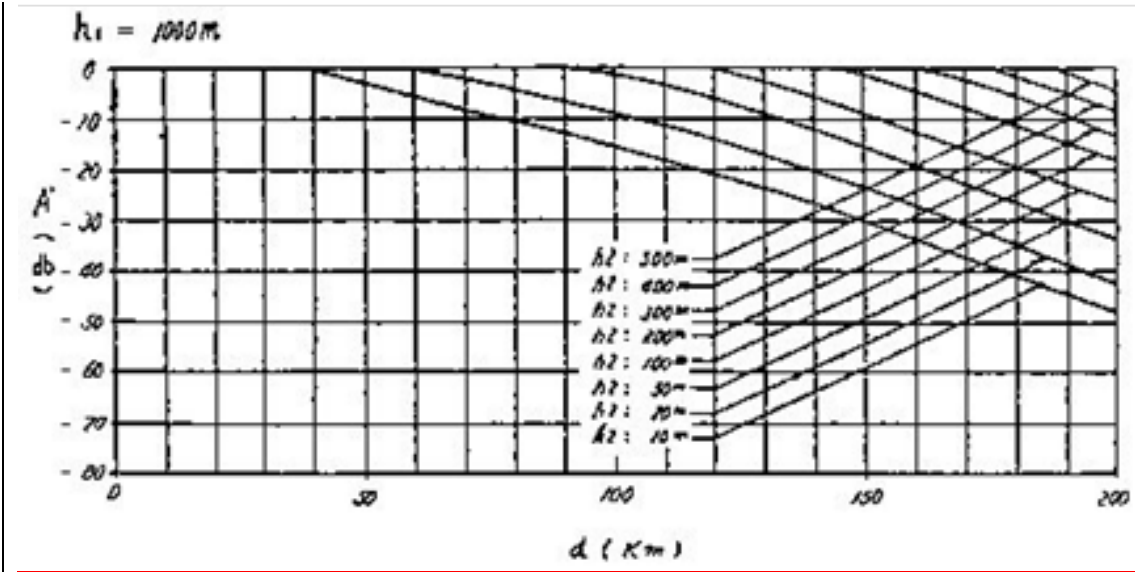


別表第 13 図 (300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の A')

別表第 14 図

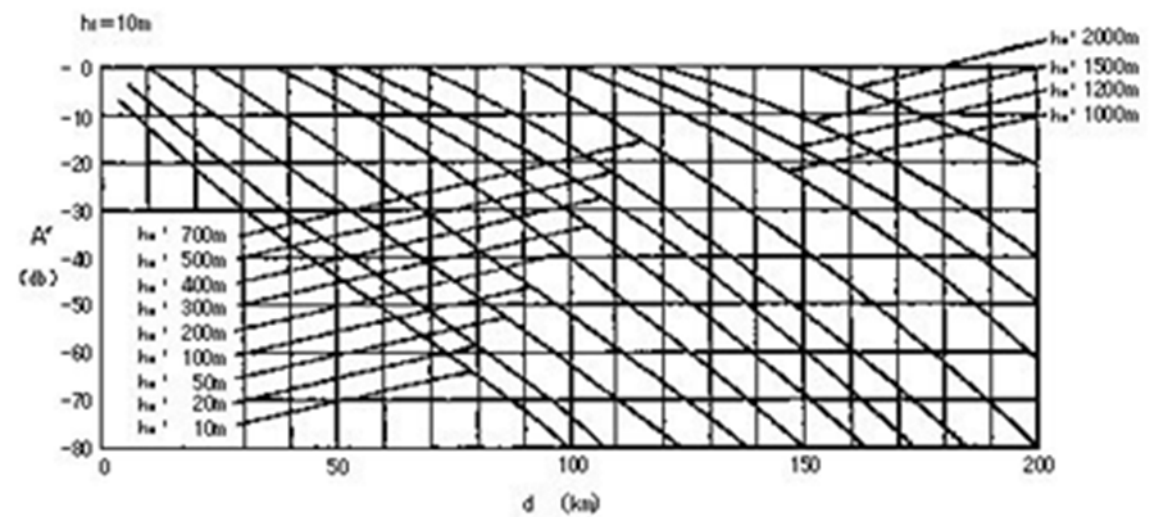


別表第 15 図

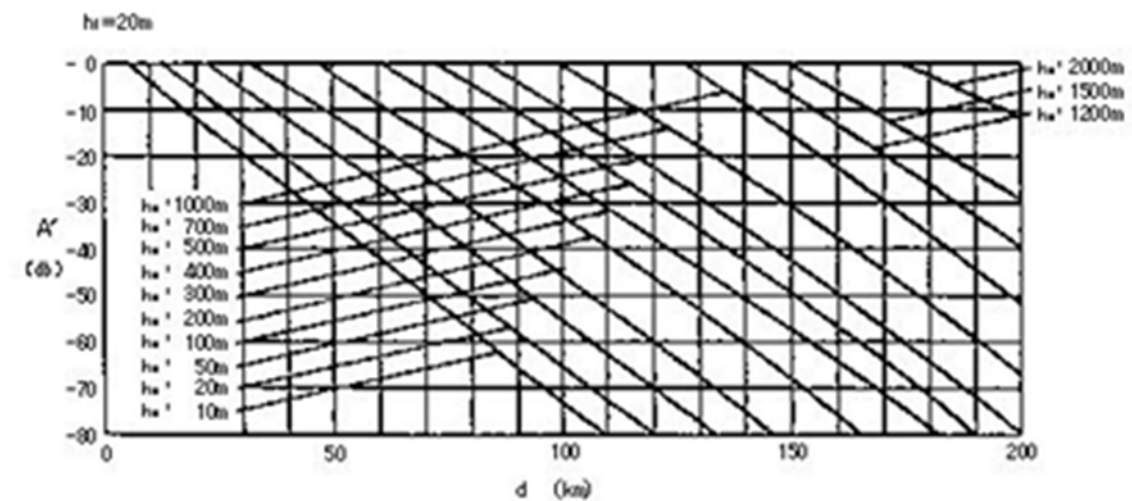


別表第 14 図 (300MHz を越える周波数の電波を使用する場合の A')
(同左)

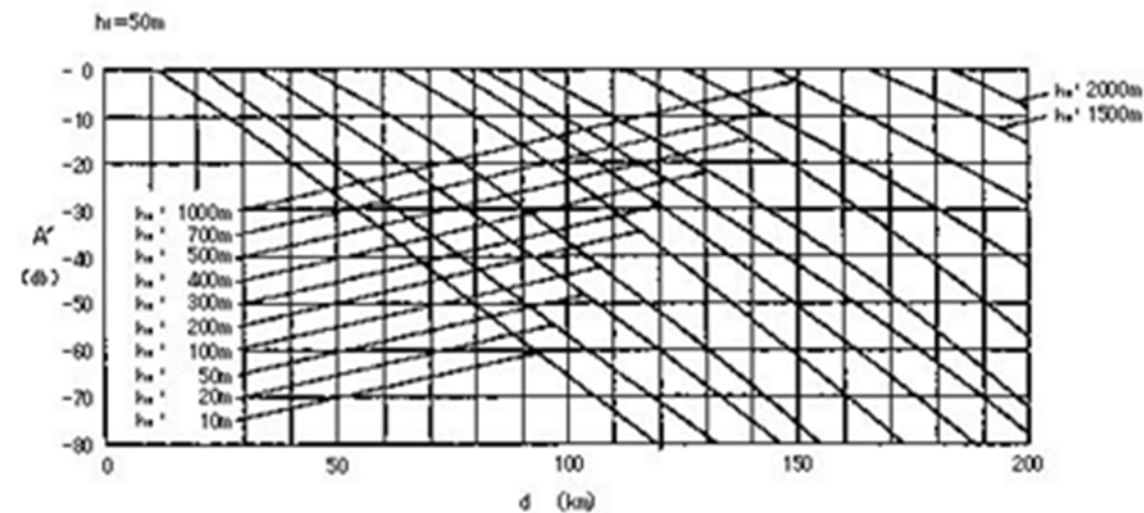
別表第 15 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の A')



別表第 16 図



別表第 17 図



(同左)

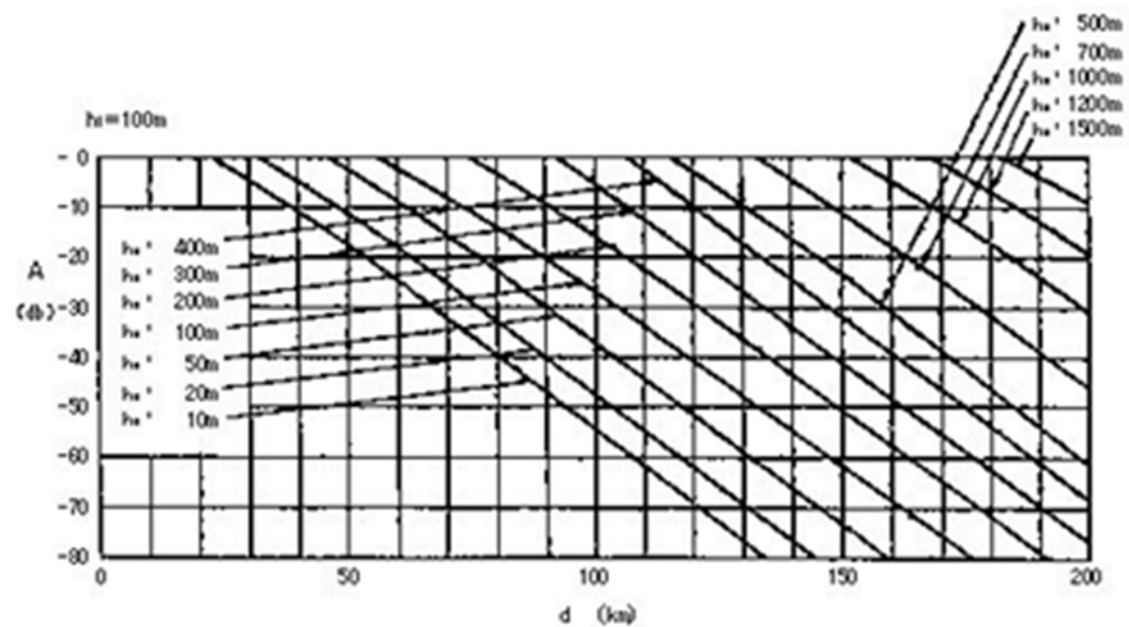
別表第 16 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の A')

(同左)

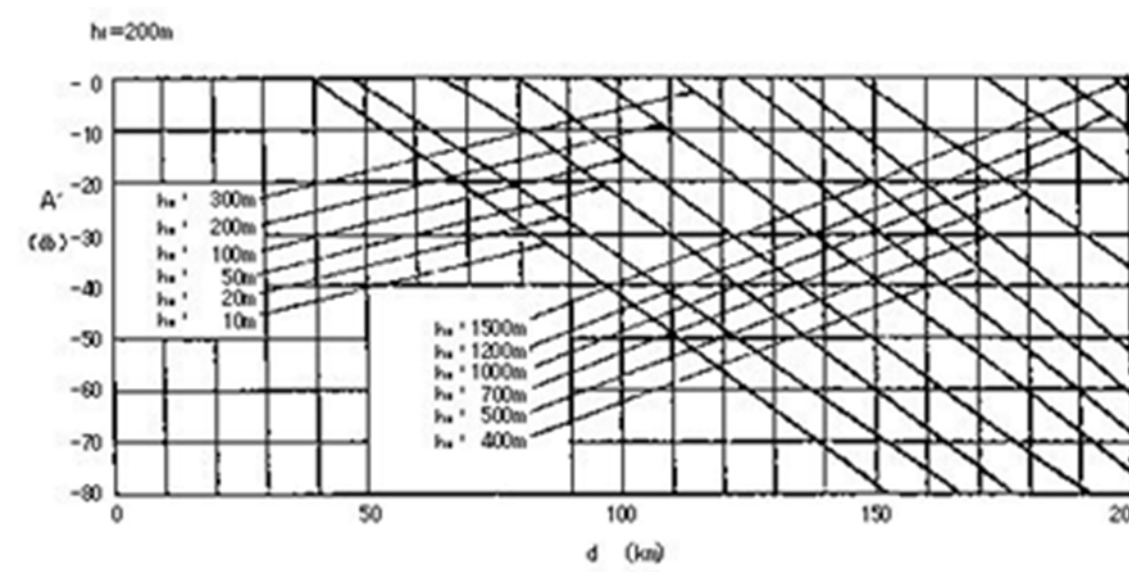
別表第 17 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の A')

(同左)

別表第 18 図



別表第 19 図

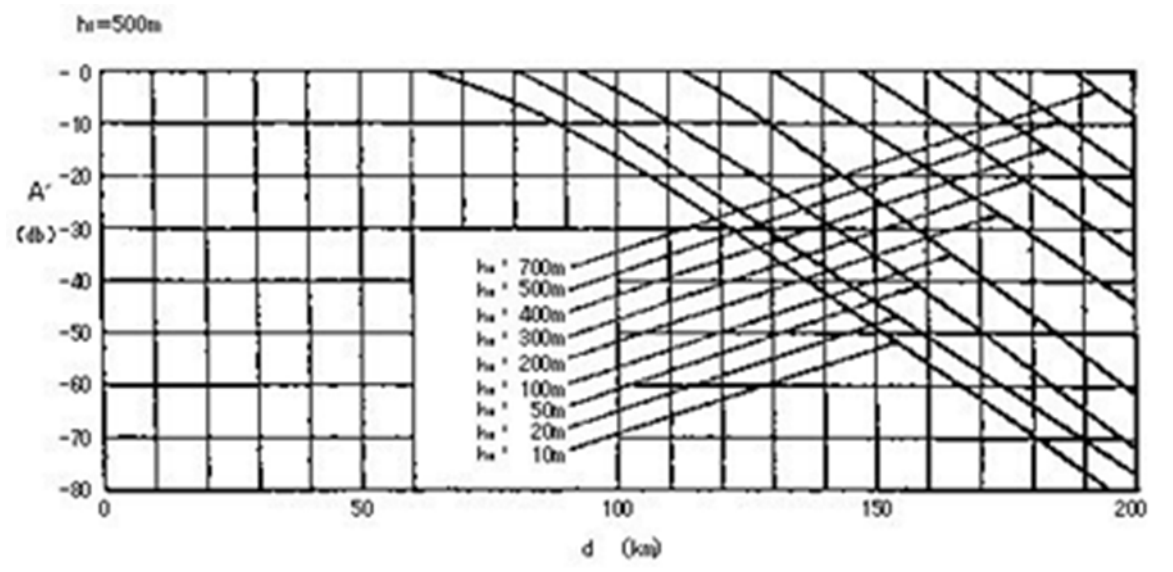


別表第 20 図

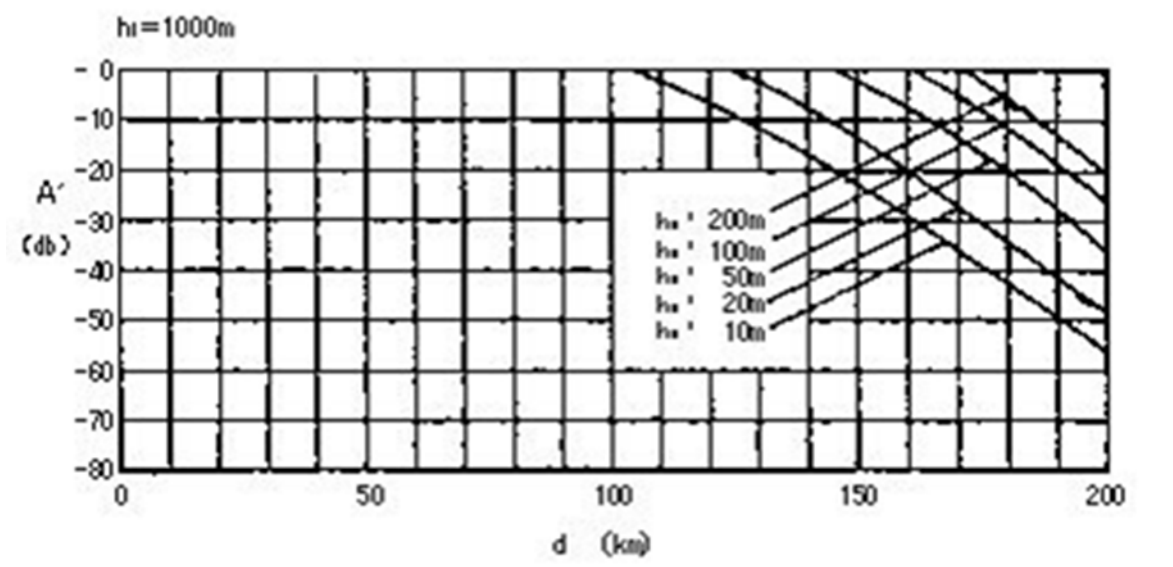
別表第 18 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の A')
(同左)

別表第 19 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の A')
(同左)

別表第 20 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の A')



別表第 21 図



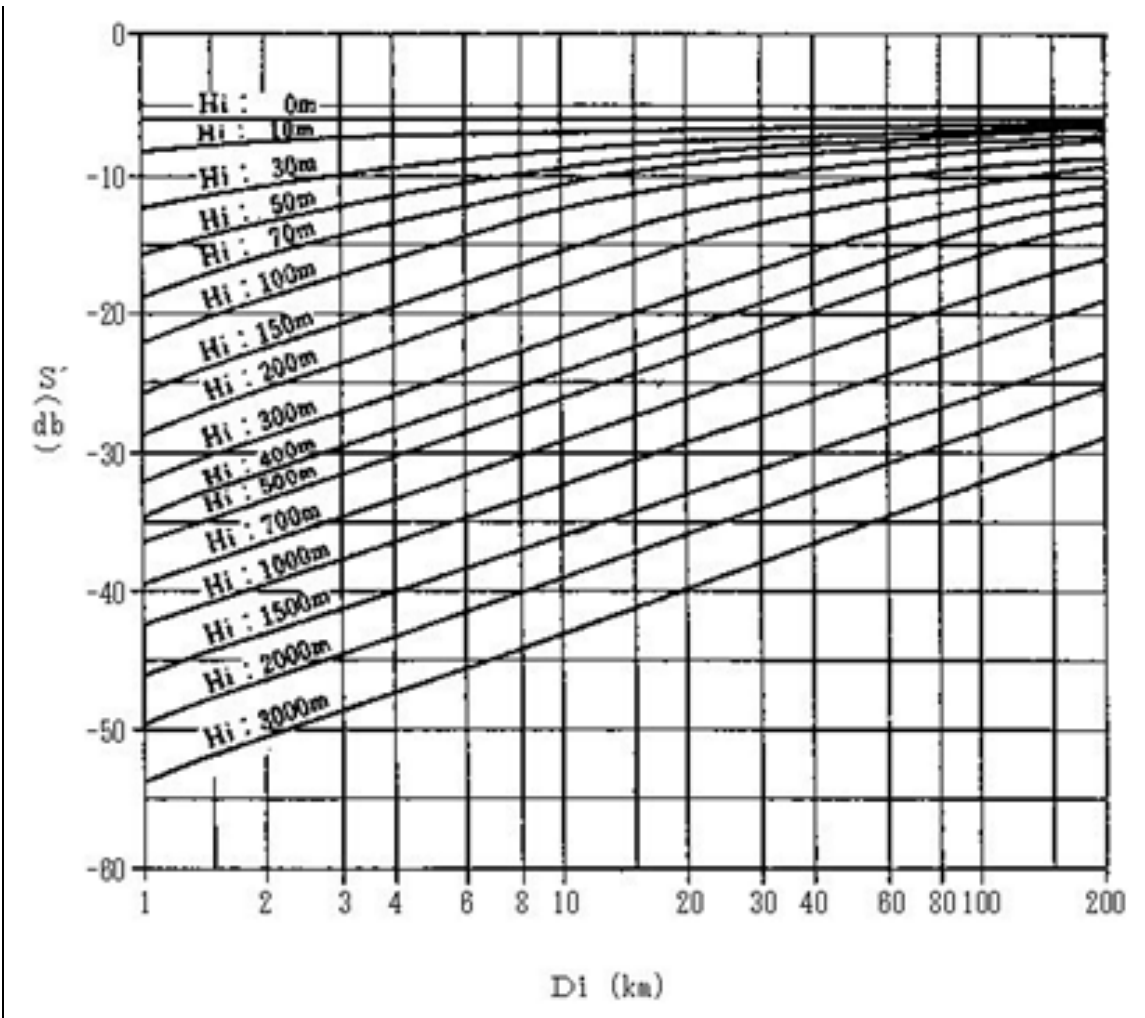
別表第 24 図 ~~削除~~

(同左)

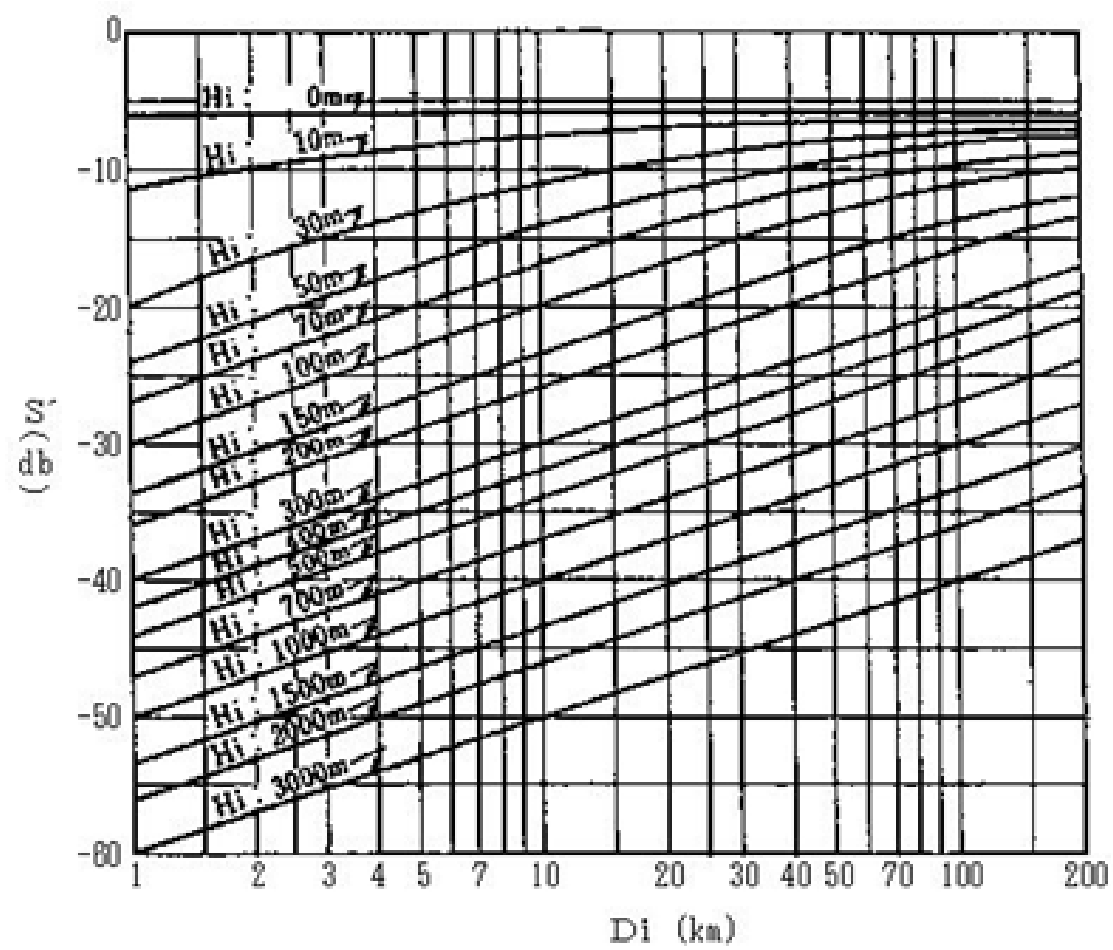
別表第 21 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の A')
(同左)

別表第 24 図 (300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の S')

別表第 25 図



別表第 25 図 (300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合の S')



(同左)

○昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〜四（略）</p> <p>五 次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送を行う基幹放送局（超短波多重放送の音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送の電波に重畳するための装置を有するものを除く。）</p> <p>1 無線設備の全部が現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の無線設備の全部又は一部であること。</p> <p>2 現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類（免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。</p> <p>六（略）</p>	<p>一〜四（同上）</p> <p>五 次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局（超短波多重放送又はテレビジョン多重放送の音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳するための装置を有するものを除く。）</p> <p>1 無線設備の全部が現に免許を受けている超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の無線設備の全部又は一部であること。</p> <p>2 現に免許を受けている超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類（免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。</p> <p>六（同上）</p>

○平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件） （傍線部分は改正部分）

改 正 案					現 行																																																							
<p>無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。</p> <p>（表略）</p> <p>別表第十五号 送信の方式コード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">放送の種別</th> <th style="width: 10%;">設置場所</th> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 10%;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>標準テレビジョン放送</u></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの</td> <td rowspan="3">標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</td> <td style="text-align: center;">T A 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの</td> <td style="text-align: center;">T A 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの</td> <td style="text-align: center;">T A 4</td> </tr> </tbody> </table>					放送の種別	設置場所	項目	項目	コード	(略)					<u>標準テレビジョン放送</u>	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	T A 3	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	T A 4	<p>（同上）</p> <p>（同左）</p> <p>別表第十五号 （同左）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">放送の種別</th> <th style="width: 10%;">設置場所</th> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 10%;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>標準テレビジョン放送</u></td> <td style="text-align: center;"><u>地上又は人工衛星</u></td> <td>標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの</td> <td>標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第24条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</td> <td style="text-align: center;"><u>T A 1</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</td> <td style="text-align: center;">T A 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの</td> <td></td> <td style="text-align: center;">T A 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの</td> <td></td> <td style="text-align: center;">T A 4</td> </tr> </tbody> </table>					放送の種別	設置場所	項目	項目	コード	(同左)					<u>標準テレビジョン放送</u>	<u>地上又は人工衛星</u>	標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第24条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	<u>T A 1</u>		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		T A 3		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		T A 4
放送の種別	設置場所	項目	項目	コード																																																								
(略)																																																												
<u>標準テレビジョン放送</u>	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2																																																								
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの		T A 3																																																								
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		T A 4																																																								
放送の種別	設置場所	項目	項目	コード																																																								
(同左)																																																												
<u>標準テレビジョン放送</u>	<u>地上又は人工衛星</u>	標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第24条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	<u>T A 1</u>																																																								
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2																																																								
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		T A 3																																																								
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		T A 4																																																								

	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		TA5		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		TA5
					標準テレビジョン音声多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第91号)第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式第14条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TB1
					標準テレビジョン文字多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第92号)により放送を行うもの	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第20条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TC1
					標準テレビジョン・データ多重放送	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第93号)第3章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第27条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TD1
						地上又は人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第2章第2節又は第3章第3節に規定される方式により放送するもの		TD2
						地上	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第2章第3節に規定される方式により放送するもの		TD3
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH2	高精細度テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH2

	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送を行うもの	TH3	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	TH4	高精細度テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	TH5		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送するもの		TH5
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの	TH6		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送するもの		TH6

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 一の基幹放送局と同一の免許人に属し、かつ、同一の種類の放送を行う他の一の基幹放送局の放送番組の全部を同時に中継する放送（以下「同時中継放送」という。）を行う当該一の基幹放送局（一日の放送時間のうち三十分以内の時間に同時中継放送以外の放送を行うものを含む。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>一 次に掲げる放送を行わない時間の全部について、同一の免許人に属し、かつ、同一の種類の放送を行う一の基幹放送局の放送番組を同時に中継する放送（以下「同時中継放送」という。）を行う基幹放送局</p> <p>ア 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）によるものに限る。）に係る基幹放送局の廃止又は放送の休止に関する告知を行う放送（以下「告知放送」という。）</p> <p>イ 同時中継放送及び告知放送以外の放送（一日の放送時間のうち三十分以内の時間について行われるものに限る。）</p> <p>二 前項イに掲げる放送を行わない放送時間の全部について、告知放送を行う中継局</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 テレビジョン放送を行う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設するテレビジョン音声多重放送を行う基幹放送局</p> <p>五・六 （同上）</p>

改正案	現行
	<p>一 <u>テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局</u></p> <p>1 <u>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第二項に規定する同条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン放送を行う基幹放送局の送信設備及び同令第三十七条の四第二項に規定する総務大臣が別に告示する標準テレビジョン放送を行う基幹放送局の送信設備は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象として放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を受信し、そのすべての放送番組を同時に再送信する送信設備であつて、空中線電力が〇・一ワット以下のもの</u></p> <p>2 <u>前号の送信設備の技術的条件は次のとおりとする。</u></p> <p>(一) <u>空中線電力の許容偏差</u></p> <p><u>映像送信設備については上限五〇パーセント下限五〇パーセントであり、音声送信設備については(二)に掲げる条件により定まる値を超えないものであること。</u></p> <p>(二) <u>音声送信設備の実効輻射電力</u></p> <p><u>映像送信設備の実効輻射電力の四パーセント以上五〇パーセント以下であること。</u></p> <p>二 <u>テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う基幹放送局</u></p>

1 地上基幹放送局の送信設備

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

2 技術的条件

1 空中線電力の許容偏差

上限 (パーセント)	下限 (パーセント)
五〇	五〇

2 周波数の許容偏差

二〇 kHz

1 無線設備規則第十四条第二項に規定する同条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン放送を行う基幹放送局の送信設備及び同令別表第一号注二十一ただし書に規定する同注(3)に掲げるものであって総務大臣が別に告示する基幹放送局の送信設備は、次のとおりとする。

他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）の送信設備であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

2 前号の送信設備の技術的条件は次のとおりとする。

(一) 空中線電力の許容偏差

上限五〇パーセント下限五〇パーセントであること。

(二) 周波数の許容偏差

二〇 kHz 以内であること。

○平成二十三年総務省告示第三百九号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行								
	<p>平成二十三年総務省告示第三百十号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）の規定は、超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条及び第四条第一号の規定に基づくデータ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御について準用する。この場合において、別図第五号注4中「テレビジョンの放送局等」ともなるが「超短波放送の多重フレーム行列のフレーム（超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）第11条に規定するフレームをいう。）」及び「放送局を指定」ともなるが「フレームを指定」及び別図注5中「チャンネル番号」ともなるが「中継器のチャンネル番号」及び別図注6の表</p> <table border="1" data-bbox="1555 1276 2703 1329"> <tr> <td>本体放送（注1）</td> <td>0111</td> <td>0000</td> <td>標準テレビジョン放送</td> </tr> </table> <p>ともなるが、</p> <table border="1" data-bbox="1555 1562 2703 1614"> <tr> <td>本体放送（注1）</td> <td>0111</td> <td>0010</td> <td>超短波放送</td> </tr> </table> <p>及び別図注（注1）イロ中「b6：映像」ともなるが「b6：“0”」及び「b5：標準テレビジョン文字多重放送（字幕）」ともなるが「b5：“0”」を認めずとする。</p>	本体放送（注1）	0111	0000	標準テレビジョン放送	本体放送（注1）	0111	0010	超短波放送
本体放送（注1）	0111	0000	標準テレビジョン放送						
本体放送（注1）	0111	0010	超短波放送						

一 データ信号の構成

- 1 多重副搬送波を使用するデータ信号の伝送は、データパケットにより行うものとし、その構成は別図第一号のとおりとする。
- 2 垂直帰線消去期間を使用するデータ信号の伝送は、データラインにより行うものとし、その構成は別図第二号のとおりとする。
- 3 音声信号副搬送波を使用するデータ信号の伝送は、パケットにより行うものとし、その構成は別図第三号のとおりとする。
- 4 データグループは、一の論理チャネルで伝送される一又は連続した複数のデータブロックの一群のデータであり、その種別はDG構成一及びDG構成二とし、その構成は別図第四号のとおりとする。
- 5 データグループデータを用いて伝送される信号は、フアクシミリ信号、静止画信号、文字信号、テレソフトウェア信号、時刻信号及び複合データ信号とし、各信号の伝送の制御は、別図第五号に示す伝送制御データにより行うものとする。
- 6 各信号の構成等は、次のとおりとする。
 - (1) フアクシミリ信号
フアクシミリ信号の構成及び送出手順は、別表第一号のとおりとする。
 - (2) 静止画信号
静止画信号の構成及び送出手順は、別表第二号のとおりとする。
 - (3) 文字信号
文字信号の構成及び送出手順は、別表第三号のとおりとする。
 - (4) テレソフトウェア信号

テレソフトウエア信号の構成及び送出手順は、別表第四号のとおりとする。

(5) 時刻信号

時刻信号の構成及び送出手順は、別表第五号のとおりとする。

(6) 複合データ信号

複合データ信号の構成及び送出手順は、別表第六号のとおりとする。

二 スランブルを行う範囲及びスランブルの制御

1 スランブルを行う範囲

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

スランブルを行う範囲は、データパケットのヘッダ部、データ部の先頭より十二ビットまでの領域及び冗長ビット以外の任意の部分とする。ただし、データパケットの冗長ビットにおけるチェック符号は、スランブル処理を行った信号に対して求めるものとする。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合

スランブルを行う範囲は、データラインの同期部、データパケットの先頭より十二ビットまでの領域及び冗長ビット以外の任意の部分とする。ただし、データパケットの冗長ビットにおけるチェック符号は、スランブル処理を行った信号に対して求めるものとする。

(3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

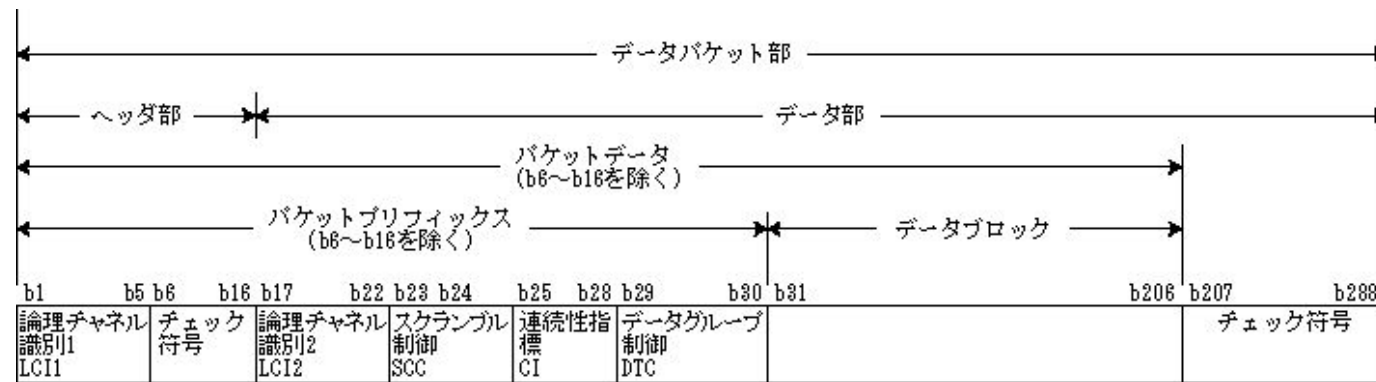
スランブルを行う範囲は、データパケット部のうちパケットブリフックスのデータグループ制御を除く各データ及び冗長ビット

以外の任意の部分とする。ただし、トータリグット部の冗長ビットに於けるハシク符号は、スクランブル処理を行った信号に於ては、長めらるゝとする。

2 スクランブルの制御

スクランブルの制御は、別表第七号のとおりとする。ただし、番組のトータリスクランブルを行つた場合は、適用しない。

別図第一号 データパケットの構成



注1 論理チャンネル識別1 (LCI1) と論理チャンネル識別2 (LCI2) を組み合わせてデータ多重放送の信号を伝送する論理チャンネルを識別し、LCI1が同一である各論理チャンネルのデータパケット構成は共通とする。

ただし、LCI1が配列順に“10000”のときはテレビジョン有料方式の関連情報データパケット、“00000”のときは受信処理において無視することを示すダミーデータパケットとする。

2 スクランブル制御 (SCC) は、別表第七号(スクランブル制御の構成)のとおりとする。

3 連続性指標 (CI) は、1つの論理チャンネルにおけるデータパケットデータの連続性を示すための番号であり、b25を最下位ビット、b28を最上位ビットとする4ビットの2進値で「0」～「15」を順次繰り返す。データグループ (一つの論理チャンネルで伝送される一つ又は連続した複数のデータブロックの一群のデータ) の先頭で前のデータパケットデータのCIの値にかかわらず「0」とすることができる。

4 データグループ制御 (DTC) は、データグループ先頭フラグ (TDF) 及び、データグループ終端フラグ (EDF) の各1ビットから成り、パケットプリフィックスのb29をTDF、b30をEDFとする。

(1) TDFは、データグループの先頭のデータパケットを示すものであり、先頭のデータパケットのときに“1”とし、その他のデータパケットのときに“0”とする。

(2) EDFは、データグループの終端のデータパケットを示すものであり、終端のデータパケットのときに“1”とし、その他のデータパケットのときに“0”とする。

5 データブロックの176ビットは、配列順にb31～b206とする。8ビットを単位として情報データを表す場合、データブロックの22バイトは、DB1～DB22とする。データパケットにおける配列はDB1のb1～b8、DB2のb1～b8、…DB22のb1～b8の順とする。

6 冗長ビットは、次のとおりとする。

ヘッダ部は (16, 5) BCH符号、データ部は (272, 190) 短縮化差集合巡回符号 ($b_{17} \sim b_{206}$ までの値を順次、多項式 $b_{17}X^{271} + b_{18}X^{270} + \dots + b_{206}X^{82}$ の各項の係数値とし、この多項式を生成多項式 $X^{82} + X^{77} + X^{76} + X^{71} + X^{67} + X^{66} + X^{56} + X^{52} + X^{48} + X^{40} + X^{36} + X^{34} + X^{24} + X^{22} + X^{18} + X^{10} + X^4 + 1$ で除した剰余の多項式 $r_{81}X^{81} + r_{80}X^{80} + \dots + r_0X^0$ の各項の係数値を冗長ビットとし、順次 $b_{207} \sim b_{288}$ までの値とする。) により、誤り訂正を行うものとする。

7 別図中、“ ” で示した数は2進値、「 」で示した数は10進値とする。以下同じ。

別図第二号 データラインの構成



注1 ビット同期符号は、配列順に“1010101010101010”とする。ただし、ビット同期符号は、データパケットにデータが含まれていない場合においても送出するものとする。

2 バイト同期符号は、配列順に“11100101”とする。ただし、バイト同期符号は、データパケットにデータが含まれていない場合においても送出するものとする。

3 論理チャンネル識別2 (LCI2) はデータ多重放送の信号を伝送する論理チャンネルを識別する。ただし $b_{25} \sim b_{30}$ をそれぞれ B1 ~ B6 としたときに、LCI2 の構成は、配列順に次のとおりとする。

LCI2	B1	B2	B3	B4	B5	B6	LCI2	B1	B2	B3	B4	B5	B6
1	0	0	0	0	0	0	16	1	0	0	1	0	0
2	0	0	0	0	1	0	17	1	0	0	1	1	0
3	0	0	0	0	1	1	18	1	0	0	1	1	0
4	0	0	0	1	0	0	19	1	0	1	0	1	1
5	0	0	0	1	0	1	20	1	0	1	0	1	0
6	0	0	0	1	1	0	21	1	0	1	1	0	1
7	0	0	1	0	0	0	22	1	0	1	1	0	0
8	0	0	1	0	0	1	23	1	0	1	1	1	1
9	0	0	1	0	1	0	24	1	0	1	1	1	1
10	0	0	1	0	1	1	25	1	1	0	0	1	0
11	0	0	1	1	0	0	26	1	1	0	0	1	1
12	0	0	1	1	0	1	27	1	1	0	1	0	0

13	0	0	1	1	1	0	28	1	1	0	1	0	1
14	0	0	1	1	1	1	29	1	1	0	1	1	0
15	1	0	0	0	1	0	30	1	1	0	1	1	1
時刻信号	0	1	0	0	0	0	伝送制御 データ	1	0	0	0	0	0

- 4 スランブル制御 (SCC) は、別表第七号(スランブル制御の構成)のとおりとする。
- 5 連続性指標 (CI) は、1つの論理チャンネルにおけるパケットデータの連続性を示すための番号であり、b33を最下位ビット、b36を最上位ビットとする4ビットの2進値で「0」～「15」を順次繰り返す。データグループの先頭で前のパケットデータのCIの値にかかわらず「0」とすることができる。
- 6 データグループ制御 (DTC) は、データグループ先頭フラグ (TDF) 及び、データグループ終端フラグ (EDF) の各1ビットから成り、パケットプリフィックスのb37をTDF、b38をEDFとする。
- (1) TDFは、データグループの先頭のパケットデータを示すものであり、先頭のパケットデータのときに「1」とし、その他のパケットデータのときに「0」とする。
- (2) EDFは、データグループの終端のパケットデータを示すものであり、終端のパケットデータのときに「1」とし、その他のパケットデータのときに「0」とする。
- 7 運用信号を送出する場合は、LCI2は、配列順に「111100」、SCCは、「01」とする。
- 8 データブロックの176ビットは、配列順にb39～b214とする。8ビットを単位として情報データを表す場合、データブロックの22バイトは、DB1～DB22とする。データブロックにおける配列はDB1のb1～b8、DB2のb1～b8、…DB22のb1～b8の順とする。
- 9 冗長ビットは、次のとおりとする。

パケットデータは、(272, 190) 短縮化差集合巡回符号 (b₂₅～b₂₁₄までの値を順次、多項式 $b_{25}X^{271} + b_{26}X^{270} + \dots + b_{214}X^{82}$ の各項の係数値とし、この多項式を生成多項式 $X^{82} + X^{77} + X^{76} + X^{71} + X^{67} + X^{66} + X^{56} + X^{52} + X^{48} + X^{40} + X^{36} + X^{34} + X^{24} + X^{22} + X^{18} + X^{10} + X^4 + 1$ で除した剰余の多項式 $r_{81}X^{81} + r_{80}X^{80} + \dots + r_0X^0$ の各項の係数値を冗長ビットとし、順次b₂₁₅～b₂₉₆までの値とする。) により、誤り訂正を行うものとする。

別図第三号 パケットの構成



注1 モードコントロール部の16ビットのうち、最初の5ビットを情報ビットとし、次のとおり割り当てる。

区分	b1	b2	b3	b4	b5
----	----	----	----	----	----

バッテリーセーブ用1	0	0	0	0	1
バッテリーセーブ用2	1	0	0	0	1
データ放送(一般)	0	0	0	1	1
データ放送(有料)	1	0	0	1	1
無番組	0	0	0	0	0

2 論理チャンネル識別 (LCI 2) はデータ多重放送の信号を伝送する論理チャンネルを識別する。ただし、b17～b22 をそれぞれB1～B6としたときに、LCI 2の構成は、配列順に次のとおりとする。

LCI 2	B1	B2	B3	B4	B5	B6	LCI 2	B1	B2	B3	B4	B5	B6
1	0	0	0	0	0	0	16	1	0	0	1	0	0
2	0	0	0	0	1	0	17	1	0	0	1	1	0
3	0	0	0	0	1	1	18	1	0	0	1	1	1
4	0	0	0	1	0	0	19	1	0	1	0	1	0
5	0	0	0	1	0	1	20	1	0	1	0	1	1
6	0	0	0	1	1	0	21	1	0	1	1	0	0
7	0	0	1	0	0	0	22	1	0	1	1	0	1
8	0	0	1	0	0	1	23	1	0	1	1	1	0
9	0	0	1	0	1	0	24	1	0	1	1	1	1
10	0	0	1	0	1	1	25	1	1	0	0	1	0
11	0	0	1	1	0	0	26	1	1	0	0	1	1
12	0	0	1	1	0	1	27	1	1	0	1	0	0
13	0	0	1	1	1	0	28	1	1	0	1	0	1
14	0	0	1	1	1	1	29	1	1	0	1	1	0
15	1	0	0	1	0	0	30	1	1	0	1	1	1
時刻信号	0	1	0	0	0	0	TCD	1	0	0	0	0	0

3 スクランブル制御 (SCC) は、別表第七号(スクランブル制御の構成)のとおりとする。

4 連続性指標 (CI) は、1つの論理チャンネルにおけるパケットデータの連続性を示すための番号であり、b9を最下位ビット、b12を最上位ビットとする4ビットの2進値で「0」～「15」を順次繰り返す。データグループの先頭で前のパケットデータのCIの値にかかわらず「0」とすることができる。

5 データグループ制御 (DTC) は、データグループ先頭フラグ (TDF) 及びデータグループ終端フラグ (EDF) の各1ビットから成り、パケットプリフィックスのb13をTDF、b14をEDFとする。

(1) TDFは、データグループの先頭のパケットデータを示すものであり、先頭のパケットデータのときに“1”とし、その他のパケットデータのときに“0”とする。

(2) EDFは、データグループの終端の packets データを示すものであり、終端の packets データのときに“1”とし、その他の packets データのときに“0”とする。

6 運用信号を送出する場合は、LCI2は、配列順に“111100”、SCCは、“01”とする。

7 データブロックの176ビットは、配列順にb1～b176とする。8ビットを単位として情報データを表す場合、データブロックの22バイトは、DB1～DB22とする。packets データにおける配列はDB1のb1～b8、DB2のb1～b8、…、DB22のb1～b8の順とする。

8 冗長ビットは、次のとおりとする。

(1) モードコントロール部の誤り訂正に用いる符号は、(16, 5) BCH符号とする。16ビットの符号を先頭から配列順にb1～b16とし、情報ビットは、b1からb5までの5ビット、チェック符号ビットはb6からb16までの11ビットとする。

b1からb5までの情報ビットの値を順次、多項式 $a_1X^{14} + a_2X^{13} + \dots + a_5X^{10}$ の上位桁から各項の係数とし、この多項式を生成多項式 $G(X)$ で除した剰余の多項式 $a_6X^9 + a_7X^8 + \dots + a_{15}X^0$ の各項の係数値をチェック符号ビットとし、順次b6からb15までの値とする。

さらに、b16はb1～b16が偶数パリティとなるように定める。

生成多項式 $G(X)$ は次式とする。

$$G(X) = X^{10} + X^8 + X^5 + X^4 + X^2 + X + 1$$

(2) データ packets 部の誤り訂正に用いる符号は、多数決論理回路による復号が可能な(272, 190)短縮化差集合巡回符号とする。

データ packets 部の272ビットを、packets プリフィックスb1～b14の14ビット、データブロックb15～b190の176ビット及びチェック符号b191～b272の82ビットとする。

b1からb190までの情報ビットの値を順次、多項式 $b_1X^{271} + b_2X^{270} + \dots + b_{190}X^{82}$ の上位桁からの各項の係数値とし、この多項式を生成多項式 $G(X) = X^{82} + X^{77} + X^{76} + X^{71} + X^{67} + X^{66} + X^{56} + X^{52} + X^{48} + X^{40} + X^{36} + X^{34} + X^{24} + X^{22} + X^{18} + X^{10} + X^4 + 1$ で除した剰余の多項式 $r_{81}X^{81} + r_{80}X^{80} + \dots + r_0X^0$ の各項の係数値を冗長ビットとして、上位桁から順次b191からb272までの値とする。

別図第四号 DG構成1及びDG構成22の構成

1 DG構成1

データグループヘッダ DGH	データグループデータ DGD	冗長ビット CRC
-------------------	-------------------	--------------

注1 データグループは、8ビットを単位として先頭からGB1、GB2、GB3…で表す。各GBのb1～b8はDBのb1～b8に各々対応する。

2 データグループヘッダ(DGH)は、データグループ識別1(DGI1)、データグループ連送(DGR)、データグループリンク(DGL)、データグループ連続番号(DGC)及びデータグループサイズ(DGS)から成り、データブロックの先頭のGB1～GB5の5バイトとする。データグループヘッダの構成を以下に示す。

	b8	b7	b6	b5	b4	b3	b2	b1
GB1	DGI1				DGR			
GB2	DGL	DGC						
GB3	-----							
GB4	-----							
GB5	-----							

(1) DGI1は、GB1のb8～b5の4ビットから成り、データグループの種別を2進値で示す。

(2) DGRは、GB1のb4～b1の4ビットから成り、同一内容のデータグループを連続して送出する(連送)場合に連送するごとに1を加算して連送回数を2進値で示す。連送を行わない場合を「0」とし、連送する場合の初期値を「1」とする。

(3) DGLは、GB2のb8の1ビットから成り、同一の論理チャネルの同一のDGI1において続いて送出する内容の異なるデータグループとの連結の状態を示す。次のデータグループと連結がある場合を「1」、連結がない場合を「0」とする。

(4) DGCは、GB2のb7～b1の7ビットから成り、連結する内容の異なるデータグループの順序を示す連続番号とする。

データグループが1つの場合を含み最初のデータグループのDGCを「0」とし、最大値を「127」とする。

(5) DGSは、GB3、GB4及びGB5の24ビットから成り、データグループデータのバイト数を「1」～「16777215」の範囲内で2進値により示す。

3 データグループデータ(DGD)は、データグループとして伝送される情報の符号化されたデータであり、DGDの先頭から8ビット(1バイト)を単位として配列順にDD1、DD2、DD3…とする。各DDのb1～b8はGBのb1～b8に各々対応する。

4 冗長ビット(CRC)は、16ビットのサイクリック・リダンダンシー・チェック符号とし、その生成多項式は次式とする。

$$G(X) = X^{16} + X^{12} + X^5 + 1$$

誤り検出符号は、データグループのデータを生成多項式で除した剰余の多項式に基づく16ビットのCRC符号とする。符号化区間はデータグループヘッダの先頭からデータグループデータの終端までとする。

CRC符号の生成は、誤り検出の符号化区間の情報ビット数を(n-16)とする場合、情報ビットの値を $C_{n-1}X^{n-1} + C_{n-2}X^{n-2} + \dots + C_{16}X^{16}$ の各項の係数値とし、これを生成多項式 $G(X) = X^{16} + X^{12} + X^5 + 1$ で除した剰余の多項式である $S_{15}X^{15} + S_{14}X^{14} + \dots + S_0X^0$ の各項の係数値をCRC符号とし、上位桁から順にデータグループデータに続いて順次配列する。

5 データグループの伝送においては、同一の論理チャネルにおいて、1つのデータグループに属するパケットデータは連続して伝送し、他のパケットデータの割込み伝送は行わないこととする。

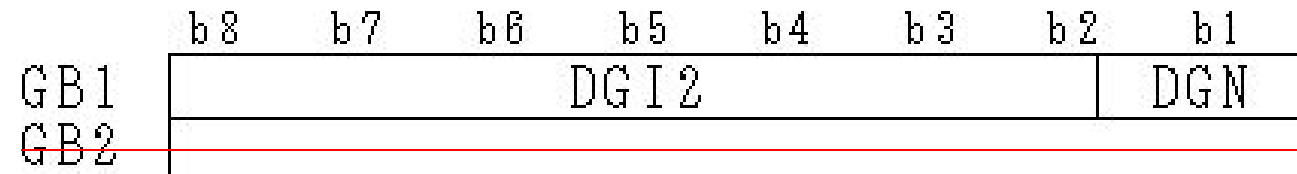
2 DG構成2

<u>データグループヘッダ</u> DGH	<u>データグループデータ</u> DGD	<u>冗長ビット</u> CRC
--------------------------	--------------------------	---------------------

注1 データグループは、8ビットを単位として先頭からGB1、GB2、GB3…で表す。各GBのb1～b8はDBのb1～b8に各々対応する。

2 データグループヘッダ(DGH)は、データグループ識別2(DGI2)及びデータグループ更新(DGN)から成り、データグループのGB1の1バイトを使用する。

以下にデータグループヘッダの構成を示す。



(1) DGI2は、GB1のb8～b2の7ビットから成り、データグループの種別を2進値対応で示す。

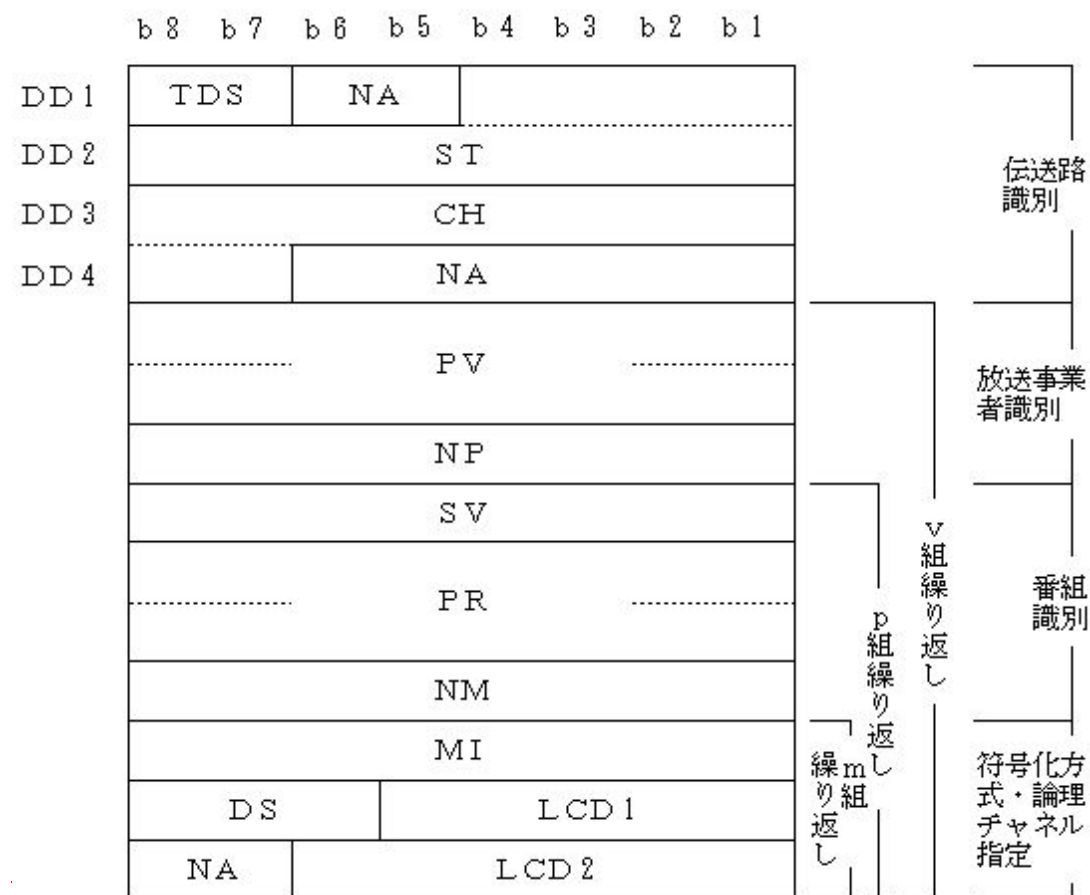
(2) DGNは、GB1のb1の1ビットから成り、同一のDGI2において、データの内容を更新する場合“1”とし、同一内容を連送する場合“0”とする。

3 データグループデータ(DGD)は、DG構成1の注3と同一とする。

4 冗長ビット(CRC)は、DG構成1の注4と同一とする。ただし、パケットに配列したデータグループデータ及びCRCが最終データブロックを全て満たさない場合は、データブロックの残りの領域は全て“0”とする。

5 データグループの伝送においては、同一の論理チャネルにおいて、1つのデータグループに属するパケットデータは連続して伝送し、他のパケットデータの割込み伝送は行わないこととする。

別図第五号 伝送制御データの構成



注1 伝送制御データ (TCD) は、番組の識別及び番組を構成する信号を伝送する論理チャンネルの指定等を行う制御データである。

2 伝送制御データは、伝送路識別、放送事業者識別、番組識別、符号化方式、パケット構成、データグループ構成及び論理チャンネルの指定から成る。

放送事業者識別以降の符号は、この伝送制御データが扱う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（以下「放送事業者」という。）の数（v）に応じた組の符号が続き、番組識別以降の符号は、その放送事業者の送出する番組数（p）に応じた組の符号が続き、符号化方式、パケット構成、データグループ構成及び論理チャンネルを指定する符号は、その番組で使用する符号化方式の数（m）の組の符号となる。

3 伝送制御データ符号構成（TDS）は、DD 1 の上位 2 ビット（b 8 及び b 7）から成り、「0」は以下に規定する伝送制御データの構成を指定し、他は未定義とする。

4 放送局識別（ST）は、データを超短波放送の多重フレーム行列のフレーム（6 行 2,048 列の行列として構成される 12,288 ビットの符号系列をいう。）を識別するものであり、TCD の DD 1 の b 4～b 1 及び DD 2 の 12 ビットの 2 進値でフレームを指定する。

5 放送チャンネル（CH）は、放送チャンネルを識別するものであり、TCD の DD 3 及び DD 4 の b 8 及び b 7 の 10 ビットから成る。

6 放送事業者（PV）は、放送事業者を識別するものであり、放送事業者識別の先頭の 2 バイトの 2 進値で指定する。

7 番組数（NP）は、PV で指定される放送事業者が当該 TCD により伝送制御を行う番組数を示すものであり、PV に続く 1 バイトの 2 進値で「1」～「255」の範囲で p を指定する。

8 サービス番号（SV）は、データ多重放送のサービスの種類を識別するものであり、番組識別の先頭の 1 バイトの 2 進値で指定する。

9 番組番号（PR）は、番組を識別する番号であり、SV に続く 2 バイトの 2 進値で、「0」～「65279」の範囲で番組を識別する。

- 10 使用方式数 (NM) は、PRで指定される番組を構成する符号化方式の数 (m) を示す。
PRに続く1バイトの2進値で「1」～「255」の範囲でmを指定する。
- 11 符号化方式 (MI) は、画像、音声及びデータ等を構成する信号の符号化方式を示し、1バイトで符号化方式を指定する。なお、以下で規定しないものは、未定義とする。

符号化方式 (MI)									
	b 8	b 7	b 6	b 5	b 4	b 3	b 2	b 1	
特殊用途	0	0	0	0	0	0	0	1	データ多重放送関連情報
					0	0	1	0	本体放送の関連情報をデータ多重放送の関連情報として使用(注1)
					0	0	1	1	時刻信号
文字	0	0	0	1	0	0	0	0	
ファクシミリ	0	0	1	0	0	0	0	0	
静止画	0	0	1	1	0	0	0	0	標準静止画
本体放送 (注1)	0	1	1	1	0	0	1	0	超短波放送
テレソフトウェア	1	0	0	0	0	0	0	0	
複合データ (データクラスタ データ (注2))	0	1	0	0	0	0	0	0	複合データ(データクラスタデータ(注2))
複合データ (データセグメント データ (注3))	0	1	1	1	0	0	0	0	字幕
					0	0	0	1	テレミュージック

(注1) MIのb 8～b 1が“00000010”、“01110000”及び“01110001”の場合、伝送制御データの中のLCD 1、LCD 2及びDSを次のとおりとする。

ア MIが“00000010”の場合、LCD 1 = “00001” (b 5～b 1)、LCD 2 = “000000” (b 6～b 1)、DS = “000”とする。

イ MIが“01110000”及び“01110001”の場合、データ多重放送の番組を構成するデータを本体放送の関連情報で伝送していることの有無を示す。

LCD 1 = “00001” (b 5～b 1) : 有

LCD 1 = “00000” (b 5～b 1) : 無

(ア) LCD 2のb 6～b 1で番組を構成する映像・音声の有無 (1 : 有、0 : 無)を示す。

b 6 : “0”

b 5 : “0”

b 4 : 音声第4チャンネル

b 3 : 音声第3チャンネル

b 2 : 音声第2チャンネル

b 1 : 音声第1チャンネル

(イ) DS = “000” とする。

(注2) 蓄積して処理するためのデータをいう。以下同じ。

(注3) 実時間で処理するためのデータをいう。以下同じ。

12 論理チャンネル指定1 (LCD1) は、MIに続くバイトのb 5～b 1の5ビットで指定するものとし、次のとおりとする。

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

注11の(注1)の場合を除き、信号を伝送する論理チャンネルのLCI1の値を指定する。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合

注11の(注1)の場合を除き、伝送ラインを指定する値とする。

(3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

注11の(注1)の場合を除き、データ信号副搬送波を指定する値とする。

13 論理チャンネル指定2 (LCD2) は、注11の(注1)の場合を除き、伝送する論理チャンネルのLCI2の値を指定する。LCD1を含むバイトに続くバイトのb 6～b 1の6ビットで指定する。

14 データ構成 (DS) は、注11の(注1)の場合を除き、LCD1及びLCD2で指定する論理チャンネルのデータ及びデータグループのデータ構成を示す。DSはMIに続くバイトのb 8～b 6の3ビットとする。データ構成をb 8により「0」で指定し、その他を未定義とする。データグループ構成をb 7及びb 6の2進値により指定し、DG構成1を「1」、DG構成2を「2」、その他を未定義とする。

15 TCDの第1バイトのb 6及びb 5の2ビット、TCDの第4バイトのb 6～b 1の6ビット及びLCD2を含むバイトのb 8及びb 7の2ビットを未定義 (NA) とする。

16 TCDは、DG構成1のデータグループで伝送するものとし、次のとおりとする。

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

LCI1を2進値で「2」、LCI2を「1」とする論理チャンネルで伝送する。データグループでは、DGI1を「0」とし、TCDはDGDのDD1から配列する。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

LCI2を2進値で「1」とする論理チャンネルで伝送する。データグループでは、DGI1を「0」とし、TCDはDGDのDD1から配列する。

17 1つのTCDは、次のTCDが有効となるまで、当該データチャンネルで伝送する全ての番組の伝送を制御する。

18 TCDの送出は、次のとおりとする。

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

当該番組のデータが送出されるマスターフレーム(連続する4のスーパーフレームから成る符号系列をいう。)の先頭より少なくとも1マスターフレーム周期前に送出を完了することとする。ただし、送信した伝送制御データは、次の次のマスターフレームの先頭から有効とする。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合

当該番組のデータが送出されるフィールドより少なくとも 1 フィールド周期前に送出を完了することとする。ただし、送信した伝送制御データは、次の次のフィールドから有効とする。

(3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

当該番組のデータが送出されるデータ信号のフレームより 1 フレーム周期前までに送出を完了することとする。

別表第一号 ファクシミリ信号の構成及び送出手順

項目	内容										
<u>1 データグループの種別</u>	<u>DG構成1又はDG構成2とする。</u>										
<u>2 番組の送出</u>	<p><u>一の番組は、1以上のページから成り、各ページは番組選択データ、画像データ及び終了制御データから成り、各々データグループにより、この順に送出する。</u></p> <p><u>番組選択データ及び終了制御データは、一のデータパケットで完結する一のデータグループで伝送する。</u></p>										
<u>3 信号伝送</u>	<p><u>ファクシミリ信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、次の論理チャンネル(LCI1とLCI2の組合せ)以外の任意の論理チャンネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャンネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャンネルで伝送する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">LCI1</th> <th style="text-align: center;">LCI2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>“0 0 0 0 0”</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>“0 0 0 1 0”</u></td> <td style="text-align: center;"><u>“0 0 0 0 0 1”</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>“0 0 0 1 0”</u></td> <td style="text-align: center;"><u>“0 0 0 0 1 0”</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>“1 0 0 0 0”</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	LCI1	LCI2	<u>“0 0 0 0 0”</u>		<u>“0 0 0 1 0”</u>	<u>“0 0 0 0 0 1”</u>	<u>“0 0 0 1 0”</u>	<u>“0 0 0 0 1 0”</u>	<u>“1 0 0 0 0”</u>	
LCI1	LCI2										
<u>“0 0 0 0 0”</u>											
<u>“0 0 0 1 0”</u>	<u>“0 0 0 0 0 1”</u>										
<u>“0 0 0 1 0”</u>	<u>“0 0 0 0 1 0”</u>										
<u>“1 0 0 0 0”</u>											
<u>4 データの構成</u>	<p><u>(1) DG構成1の場合、各データの構成は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>① 番組選択データ</u> <u>データグループヘッダは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) データグループ識別1 (DGI1)</u> <u>「0」とする。</u></p> <p><u>(イ) データグループ連送(DGR)</u> <u>連送する場合は「1」から連番とし、連送しない場合は「0」とする。</u></p> <p><u>(ウ) データグループリンク (DGL)</u> <u>「0」とする。</u></p> <p><u>(エ) データグループ連続番号 (DGC)</u> <u>「0」とする。</u></p> <p><u>(オ) データグループサイズ (DGS)</u> <u>「15」とする。</u></p> <p><u>② 画像データ</u> <u>1ページ分の画像データを1以上のデータグループで伝送することとする。</u> <u>各データグループをN個のパケットで伝送する場合、各パケットのデータブロックの構成は、次のとおりとする。</u></p>										

ア 第1パケット

第1パケットのデータブロックは、データグループヘッダ (40 ビット) と、続く 136 ビットの “0” で構成する。

データグループヘッダは、次のとおりとする。

- (ア) データグループ識別 1 (DGI1)
「1」とする。
- (イ) データグループ連送 (DGR)
連送する場合は「1」から連番とし、連送しない場合は「0」とする。
- (ウ) データグループリンク (DGL)
1 ページ分の画像データを複数のデータグループで伝送する場合は「1」とし、1 のデータグループで伝送する場合は「0」とする。
- (エ) データグループ連続番号 (DGC)
データグループが 1 の場合を含み最初のデータグループの DGC を「0」とし、1 ページ分の画像データを複数のデータグループで伝送する場合は次のデータグループ以降の DGC を 1 ずつ加算する。
- (オ) データグループサイズ (DGS)
データグループデータのバイト数を示すものであり、「 $22 \times (N - 1) + 15$ 」とする。

イ 第2パケット～第(N-1)パケット

第2パケット～第(N-1)パケットのデータブロックは、一次元符号化方式又は二次元符号化方式により符号化した画像のデータ (各 176 ビット) とし、第(N-1)パケットの残余のビットは全て “0” とする。

ウ 第Nパケット

第Nパケットのデータブロックは、次のとおりとする。

<u>空白符号 (全てのビットを “0”)</u> <u>(160ビット)</u>	<u>冗長ビット</u> <u>(16ビット)</u>
--	--------------------------------

注 冗長ビットは、サイクリック・リダンダンシー・チェック符号とし、その生成多項式は、別図第四号 (DG 構成 1 及び DG 構成 2 の構成) の 1 の注 4 と同じとする。

③ 終了制御データ

データグループヘッダは、次のとおりとする。

- (ア) データグループ識別 1 (DGI1)
「2」とする。
- (イ) データグループ連送 (DGR)
連送する場合は「1」から連番とし、連送しない場合は「0」とする。
- (ウ) データグループリンク (DGL)
「0」とする。
- (エ) データグループ連続番号 (DGC)
「0」とする。
- (オ) データグループサイズ (DGS)
「15」とする。

(2) DG 構成 2 の場合、各データの構成は、次のとおりとする。

① 番組選択データ

データグループヘッダは、次のとおりとする。

- (ア) データグループ識別 2 (DGI2)
「0」とする。
- (イ) データグループ更新 (DGN)
連送する場合は「0」とし、連送しない場合は「1」とする。

② 画像データ

1 ページ分の画像データを 1 のデータグループで伝送することとする。データグループの N 個のパケットで伝送する場合、各パケットのデータブロックの構成は、次のとおりとする。

ア 第1パケット

第1パケットのデータブロックは、データグループヘッダ(8ビット)と、続く168ビットの“0”で構成する。
 データグループヘッダは、次のとおりとする。
 (7) データグループ識別2 (DGI2)
 「1」とする。
 (4) データグループ更新 (DGN)
 連送する場合は「0」とし、連送しない場合は「1」とする。
 イ 第2パケット～第Nパケット
DG構成1の場合の第2パケット～第Nパケットのデータブロックの構成と同一とする。
 ③ 終了制御データ
 ア データグループヘッダは、次のとおりとする。
 (7) データグループ識別2 (DGI2)
 「2」とする。
 (4) データグループ更新 (DGN)
 連送する場合は「0」とし、連送しない場合は「1」とする。

別表第二号 静止画信号の構成及び送出手順

項目	内容												
1 <u>データグループの種別</u>	<u>DG構成1又はDG構成2とする。</u>												
2 <u>信号の伝送</u>	<u>静止画信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第3項の表に示す論理チャネル(LCI1とLCI2の組合せ)以外の任意の論理チャネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送する。</u>												
3 <u>データの構成</u>	<p><u>1以上のデータグループで伝送される静止画のデータは、画像属性、書込制御、表示制御、画像及び縮小画像の全てのユニット又は一部のユニットから成り、各々のユニットはユニット識別、データ長及びユニットデータから成る。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">画像属性</td> <td style="width: 15%;">書込制御</td> <td style="width: 15%;">表示制御</td> <td style="width: 15%;">画 像</td> <td style="width: 15%;">縮小画像</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット識別 (1バイト)</td> <td colspan="2">データ長 (1又は4バイト)</td> <td colspan="2">ユニットデータ</td> </tr> </table> <p>(1) <u>ユニット識別</u> <u>ユニット識別は、1バイトとし、別記に示すとおりとする。</u> (2) <u>データ長</u> <u>データ長は、ユニットデータの長さ(バイト数)を2進値で指定する。ユニットデータの長さが1～254バイトの範囲ではデータ長は1バイトとする。</u> <u>255～16777215バイトの範囲ではデータ長は4バイトとし、最初の1バイトの値は「255」として、続く3バイトの2進値でユニットデータの長さを示す。</u></p>	画像属性	書込制御	表示制御	画 像	縮小画像		ユニット識別 (1バイト)		データ長 (1又は4バイト)		ユニットデータ	
画像属性	書込制御	表示制御	画 像	縮小画像									
ユニット識別 (1バイト)		データ長 (1又は4バイト)		ユニットデータ									

別記 ユニット識別

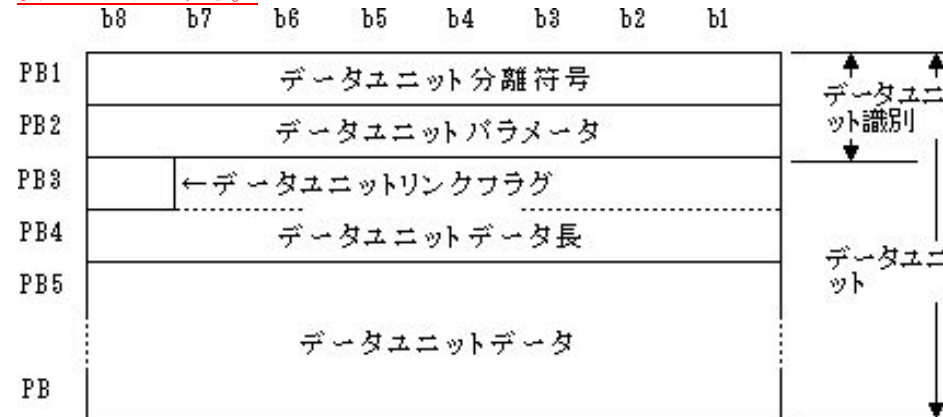
ユニット名称	ユニット識別	ユニットデータの内容
画像属性	「129」	静止画像に関する属性及び静止画を識別する番号
書込制御	「130」	静止画のデータの書込みにおける制御データ

表示制御	「131」	静止画を表示する際の制御データ
画像	「132」	静止画を圧縮符号化したデータ
縮小画像	「133」	縮小した画像を圧縮符号化したデータ

別表第三号 文字信号の構成及び送出手順

項目	内容																																																																																																																							
1 データグループの種別	DG構成1又はDG構成2とする。																																																																																																																							
2 信号の伝送	文字信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第3項の表に示す論理チャンネル（LCI1とLCI2の組合せ）以外の任意の論理チャンネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャンネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャンネルで伝送する。																																																																																																																							
3 データの構成	<p>1以上のデータグループで伝送される文字のデータは、提示制御又は提示制御及び提示データから成る。提示制御は提示全体を制御するデータであり、提示データは文字(文字、図形及びそれに関連する情報を含む。)を提示するデータである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">提示制御</td> <td style="text-align: center;">提示データ</td> </tr> </table> <p>(1) 提示制御 提示制御のデータはデータヘッダから成るものとし、その構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">b8</td> <td style="text-align: center;">b7</td> <td style="text-align: center;">b6</td> <td style="text-align: center;">b5</td> <td style="text-align: center;">b4</td> <td style="text-align: center;">b3</td> <td style="text-align: center;">b2</td> <td style="text-align: center;">b1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD1</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">情報分離符号</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">データヘッダ識別</td> <td rowspan="12" style="text-align: center; vertical-align: middle;">データヘッダ</td> </tr> <tr> <td>DD2</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">データヘッダパラメータ</td> </tr> <tr> <td>DD3</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">データヘッダデータ長</td> </tr> <tr> <td>DD4</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD5</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD6</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD7</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD8</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">データヘッダデータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD9</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD10</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD11</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DD12</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> </table> <p>ア 情報分離符号は、列番号/行番号の表現方法（列番号を上位4ビット、行番号を下位4ビットとする。以下、別表及び別記において同じ。）において01/14とする。</p> <p>イ 提示制御のデータヘッダパラメータは、02/1とする。</p> <p>ウ データヘッダデータ長は、「9」とする。</p> <p>(2) 提示データ 提示データは、1以上のデータユニットから成る。データユニットの構成は、</p>	提示制御	提示データ		b8	b7	b6	b5	b4	b3	b2	b1		DD1	情報分離符号							データヘッダ識別	データヘッダ	DD2	データヘッダパラメータ							DD3	データヘッダデータ長							DD4	-----								DD5	-----								DD6	-----								DD7	-----								DD8	データヘッダデータ								DD9	-----								DD10	-----								DD11	-----								DD12	-----							
提示制御	提示データ																																																																																																																							
	b8	b7	b6	b5	b4	b3	b2	b1																																																																																																																
DD1	情報分離符号							データヘッダ識別	データヘッダ																																																																																																															
DD2	データヘッダパラメータ																																																																																																																							
DD3	データヘッダデータ長																																																																																																																							
DD4	-----																																																																																																																							
DD5	-----																																																																																																																							
DD6	-----																																																																																																																							
DD7	-----																																																																																																																							
DD8	データヘッダデータ																																																																																																																							
DD9	-----																																																																																																																							
DD10	-----																																																																																																																							
DD11	-----																																																																																																																							
DD12	-----																																																																																																																							

次のとおりとする。



ア PBは、データユニット内のバイトを示し、送出順にPB1、PB2、PB3、……とする。

イ データユニットの分離符号は、01/15とする。

ウ データユニットパラメータの構成は、別記のとおりとする。

エ データユニットリンクフラグは、次のデータユニットが継続データユニットである場合は“1”とし、その他の場合は“0”とする。

オ データユニットデータ長はPB3のb7からb1を上位バイト、PB4を下位バイトとする2進値により、データユニットのバイト数を示すものとし、最大32,767バイトとする。

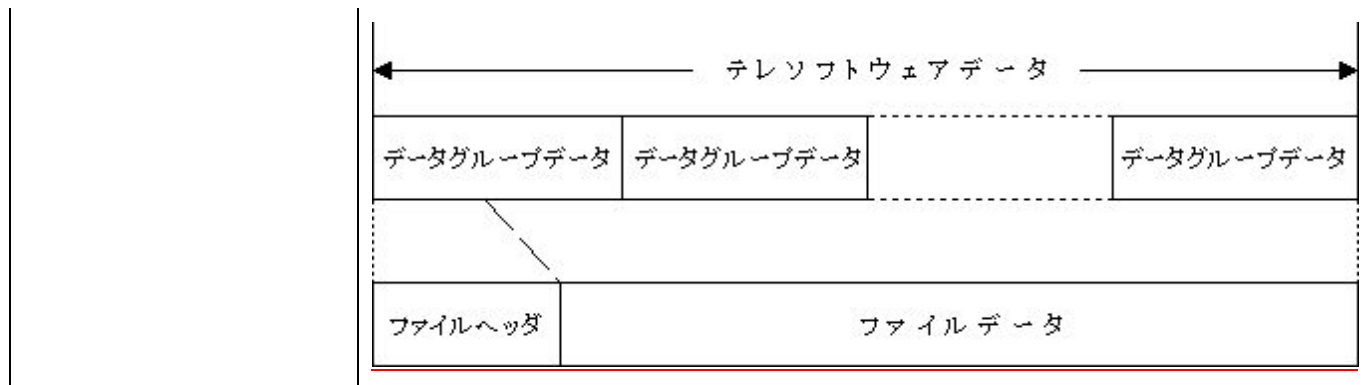
カ データユニットデータにおいて、本文の文字符号(文字、図形及びそれに関連する情報を含む。)を送出するものとする。

別記 データユニットパラメータの構成

データユニットパラメータの値	内容	機能
02/0	本文	文字データを送出する。
03/11	継続	先行して送出したデータユニットと同一のデータが継続する場合に継続データを同一の符号体系により送出的る。
03/14	ダミー	番組データの運用上必要な場合にダミーデータを送出する。

別表第四号 テレソフトウェア信号の構成及び送出手順

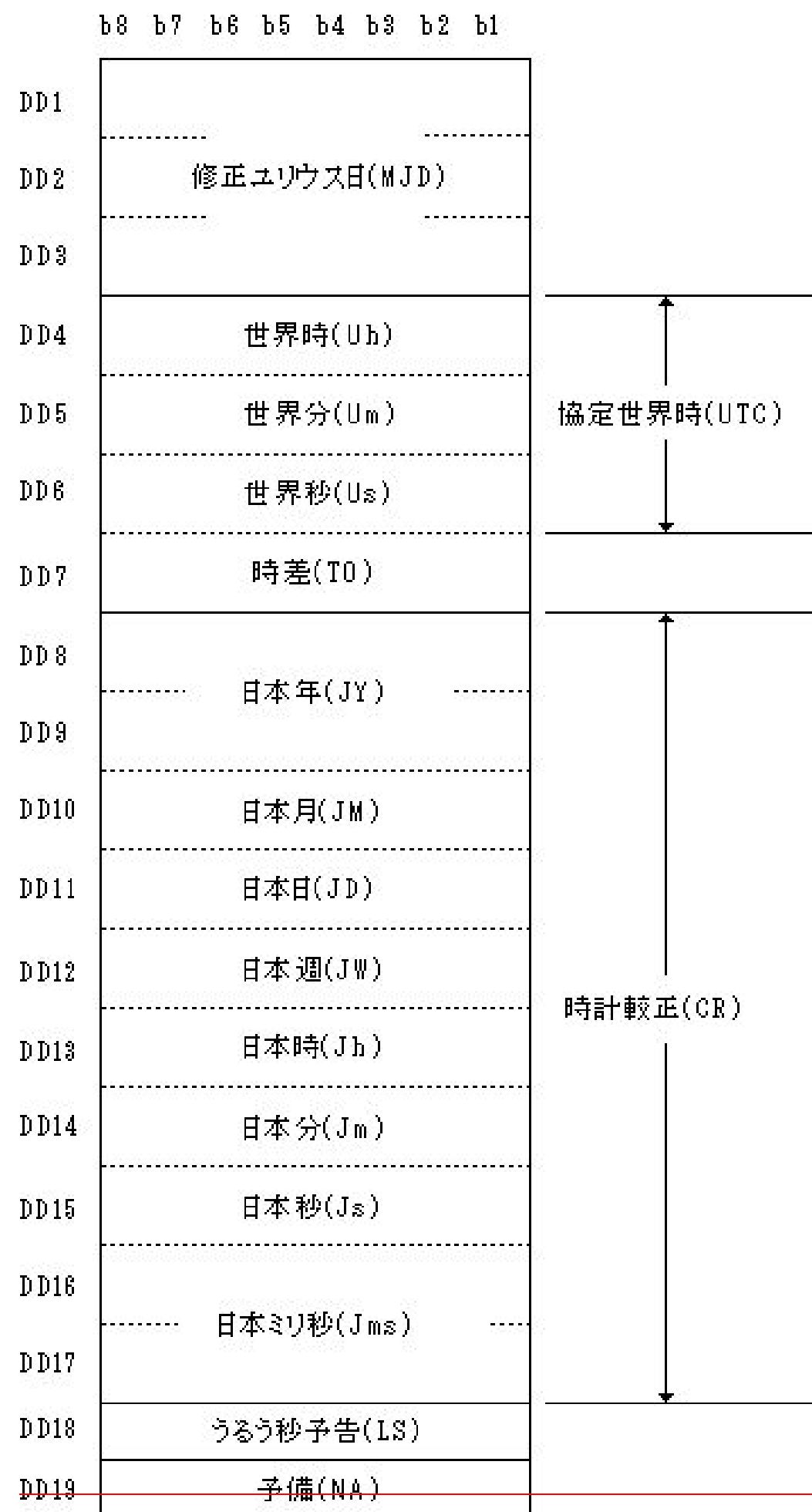
項目	内容
1 データグループの種別	DG構成1又はDG構成2とする。
2 信号の伝送	テレソフトウェア信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第3項の表に示す論理チャネル(LCI1とLCI2の組合せ)以外の任意の論理チャネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送する。
3 データの構成	一のテレソフトウェアのデータは、一以上のデータグループデータで伝送することとし、ファイルの選択のためのファイルヘッダ及びファイルデータから構成する。



別表第五号 時刻信号の構成及び送出手順

項目	内容
1 データグループの種別	DG構成2とする。
2 信号の伝送	時刻信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合、LCI1が“00010”、LCI2が“000010”の論理チャンネルで伝送するものとし、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合、LCI2が“000010”の論理チャンネルで伝送するものとする。
3 データの構成	
(1) データグループ識別2	データグループヘッダのデータグループ識別2(DGI2)は、2進値で「0」とする。
(2) データグループデータ構成	データグループデータのデータ構成は、別記のとおりとする。
4 時計較正による時計の較正位置等	<p>(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合</p> <p>ア 時計較正は、その時刻信号の伝送に使用するパケットの伝送時のマスターフレームの次の次のマスターフレームの先頭における較正值を示す。</p> <p>イ 較正に使用するマスターフレームの先頭は、データ放送受信機のビットストリームの入力信号において規定されるものとする。</p> <p>(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合</p> <p>時計較正は、その時刻信号の伝送に使用するパケットの伝送時のフィールドの次の次のフィールドの先頭における較正值を示す。</p> <p>(3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合</p> <p>時計較正は、その時刻信号の伝送に使用されたパケットが重畳されてきたデータ信号のフレームの次の次の先頭における較正值を示す。</p>

別記 データグループデータの構成



注1 修正ユリウス日 (MJD)

MJDはDD1～DD3の3バイトとし、2進値で修正ユリウス日を示す。

2 協定世界時 (UTC)

UTCは世界時(Uh)、世界分(Um)、世界秒(Us)より成る。

- (1) UhはDD4の1バイトとし、2進値で協定世界時の時間を表すこととする。
- (2) UmはDD5の1バイトとし、2進値で協定世界時の分を表すこととする。
- (3) UsはDD6の1バイトとし、2進値で協定世界時の秒を表すこととする。

3 時差 (TO)

TOはDD7の1バイトとし、2進値で協定世界時と日本標準時の間の時差を表すものであり、「18」とする。

4 時計較正 (CR)

時計較正は、提示時間の制御を行う時計を較正するデータとし、日本標準時を用いて表す。

時計較正は、日本年(JY)、日本月(JM)、日本日(JD)、日本週(JW)、日本時(Jh)、日本分(Jm)、日本秒(Js)、日本ミリ秒(Jms)より成る。

- (1) JYはDD8、DD9の2バイトとし、2進値で日本標準時の年(西暦)を表すこととする。
- (2) JMはDD10の1バイトとし、2進値で日本標準時の月を表すこととする。
- (3) JDはDD11の1バイトとし、2進値で日本標準時の日を表すこととする。
- (4) JWはDD12の1バイトとし、2進値で日本標準時の週を表すこととする。

月曜を「1」、火曜を「2」、水曜を「3」、木曜を「4」、金曜を「5」、土曜を「6」、日曜を「7」とする。

- (5) JhはDD13の1バイトとし、2進値で日本標準時の時を表すこととする。
- (6) JmはDD14の1バイトとし、2進値で日本標準時の分を表すこととする。
- (7) JsはDD15の1バイトとし、2進値で日本標準時の秒を表すこととする。
- (8) JmsはDD16、DD17の2バイトとし、2進値で日本標準時のミリ秒を表す。

5 うるう秒予告 (LS)

LSは1分毎に現在の分の終了と次の分の開始の間におけるうるう秒の有無を予告し、以下の2進値とする。

うるう秒なしを「0」、+1うるう秒を「1」、-1うるう秒を「255」とする。

6 予備 (NA)

NAはDD19の1バイトとし、予備とする。

別表第六号 複合データ信号の構成及び送出手順

項目	内容
----	----

1. データグループの種別

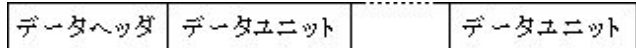
DG構成1又はDG構成2とする。

2. 信号の伝送

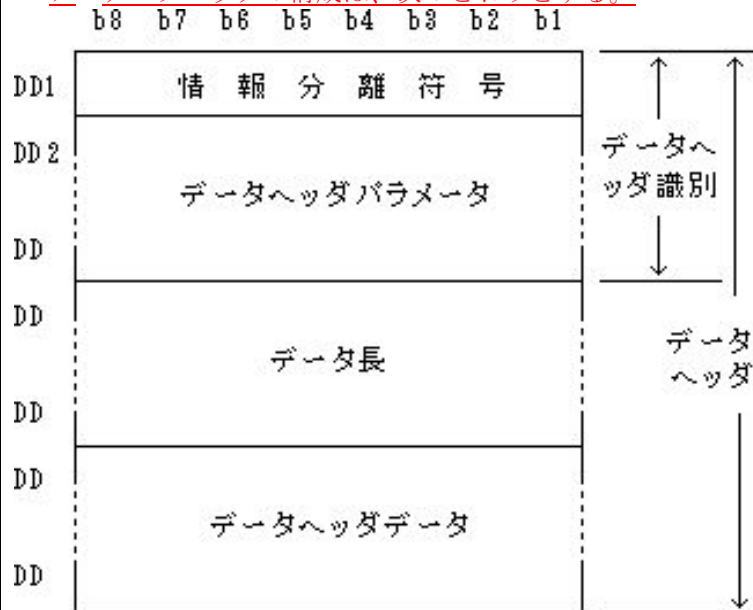
複合データ信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第3項の表に示す論理チャンネル（LCI1とLCI2の組合せ）以外の任意の論理チャンネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャンネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャンネルで伝送する。

3. データの構成

(1) DG構成1の場合、データグループデータの構成は、次のとおりとする。ただし、1のデータグループデータは、1のデータヘッダとそれに続く0、1又は複数のデータユニットにより構成されるものとする。また、1のデータグループデータにおいて、データクラスタデータをデータユニットデータとするデータユニットとデータセグメントデータをデータユニットデータとするデータユニットは、同時に存在させてはならないものとする。



ア データヘッダの構成は、次のとおりとする。

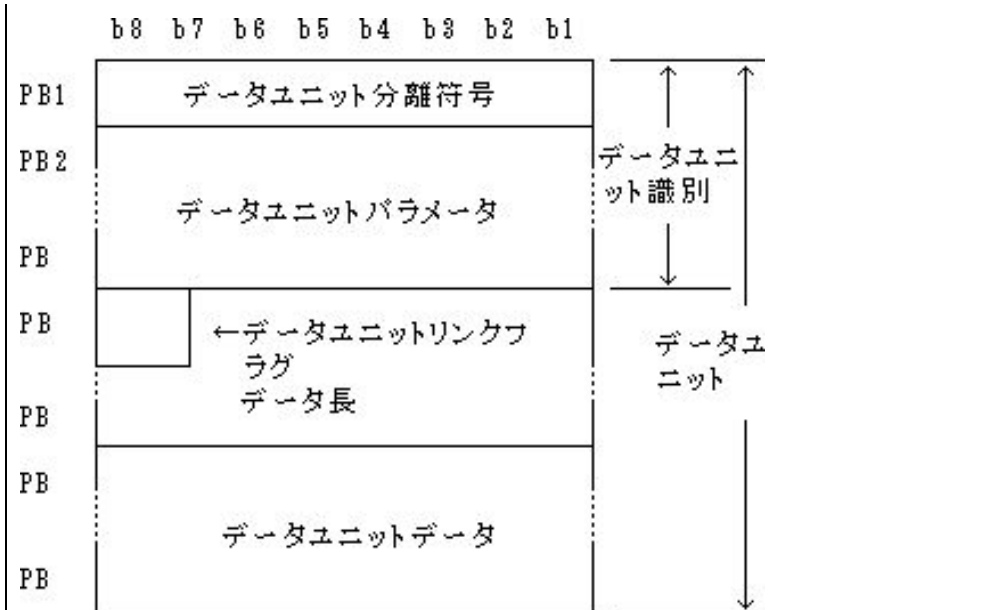


(ア) 情報分離符号は、01/14とする。

(イ) データヘッダパラメータは、2バイト以上の可変長バイトとし、10/0～15/15の範囲の符号を中間符号、02/0～07/15の範囲の符号をパラメータが終了する場合の終端符号とする。ただし、データヘッダパラメータの最初の1バイトの値は、別記第一のとおりとする。

(ウ) データ長の構成は、別記第二のとおりとする。

イ データユニットの構成は、次のとおりとする。



(7) PBは、データユニット内のバイトを示し、送出順にPB1、PB2、PB3、…とする。

(4) データユニット分離符号は、01/15とする。

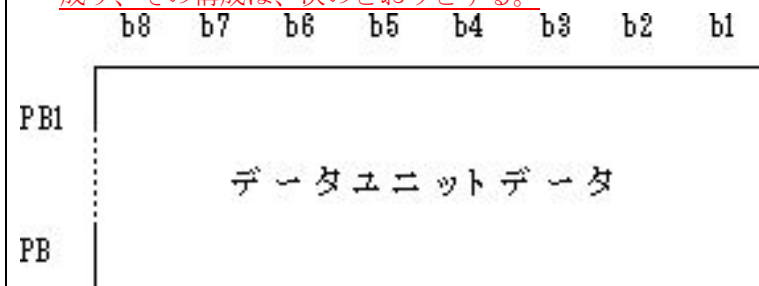
(9) データユニットパラメータは、2バイト以上の可変長バイトとし、10/0～15/15の範囲の符号を中間符号、02/0～07/15の範囲の符号をパラメータが終了する場合の終端符号とする。ただし、データユニットパラメータの最初の1バイトの値は、別記第三のとおりとする。

(5) データユニットリンクフラグは、次のデータユニットが継続データユニットである場合は“1”とし、その他の場合は“0”とする。

(4) データ長の構成は、別記第四のとおりとする。

(7) データユニットデータにおいて、複合データ信号のデータを送出する。

(2) DG構成2の場合、データグループデータはデータユニットデータのみから成り、その構成は、次のとおりとする。



ア PBは、データユニット内のバイトを示し、送出順にPB1、PB2、PB3、…とする。

イ データユニットデータにおいて、複合データ信号のデータを送出する。

別記第一 データヘッダパラメータの最初の1バイトの値

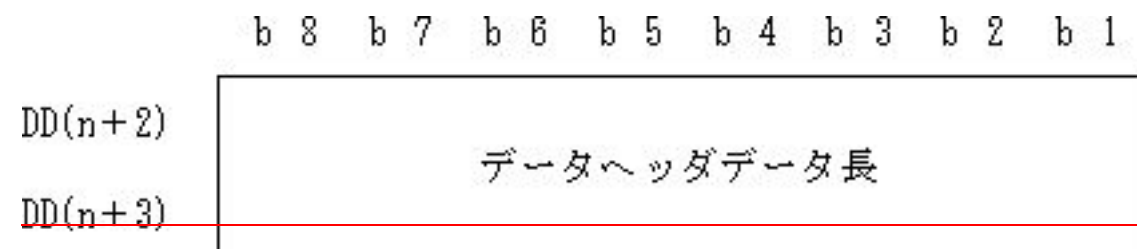
最初の1バイトの値	内容	機能
10/0	番組	番組の識別番号等を送出する。
10/1	ページ	ページの識別番号等を送出する。
10/2	番組索引	番組索引の識別番号等を送出する。
10/3	継続	先行して送出したデータに継続するデータの識別番号等を送出する。
10/4	実時間番組	実時間番組（データクラスタ）データ

	<u>(データクラス)</u>	<u>の識別番号等を送出する。</u>
<u>10/8</u>	<u>リンク</u>	<u>リンク情報の識別番号等を送出する。</u>
<u>10/9</u>	<u>番組共通マクロ</u>	<u>番組共通マクロの識別番号等を送出する。</u>
<u>10/12</u>	<u>実時間番組 (データセグメント)</u>	<u>実時間番組 (データセグメント) データの識別番号等を送出する。</u>
<u>10/15</u>	<u>運用信号</u>	<u>運用信号の識別番号等を送出する。</u>

注 リンク情報とは、受信者の操作入力等に基づく指示と、それに対応した受信機の受信動作との関連を示すための情報をいう。

別記第二 データ長(データヘッダデータ長)の構成

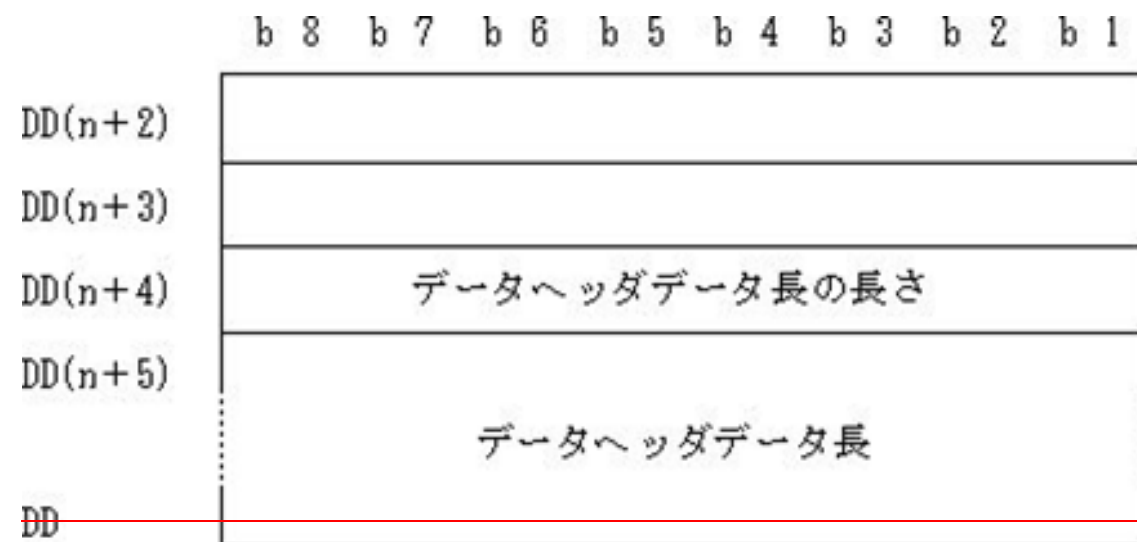
1 データヘッダデータ長が 65,534 バイト以下のとき



注1 nは、データヘッダパラメータのバイト数とする。

2 データヘッダデータ長は、DD (n+2) を上位バイト、DD (n+3) を下位バイトとする2進数により、データヘッダのバイト数を示すものとする。

2 データヘッダデータ長が 65,535 バイト以上のとき



注1 nは、データヘッダパラメータのバイト数とする。

2 DD (n+2) 及びDD (n+3) は、ともに、“11111111” とする。

3 データヘッダデータ長の長さは、2進数で表したものとする。

4 データヘッダデータ長は、DD (n+5) を最上位バイトとする2進数により、データヘッダのバイト数を示すものとする。

別記第三 データヘッダパラメータの最初の1バイトの値

最初の1バイトの値	内容	機能
<u>10/0</u>	本文	本文を表示する領域における文字データ及びモザイク図形データを送出する。
<u>10/1</u>	同期文	同期文を送出する。
<u>10/4</u>	ヘッダ文	ヘッダ文を表示する領域における文字データ及びモザイク図形データを送出する。
<u>10/5</u>	発音情報	発音情報を送出する。
<u>10/8</u>	ジオメトリック	ジオメトリック図形データを送出する。
<u>10/9</u>	番組共通マクロ	番組共通マクロ定義を読み出す。
<u>10/12</u>	付加音	付加音データを送出する。
<u>11/0</u>	1バイトDRCS	1バイトDRCS図形データを送出する。
<u>11/1</u>	2バイトDRCS	2バイトDRCS図形データを送出する。
<u>11/4</u>	カラーマップ	カラーマップデータを送出する。
<u>11/5</u>	応答リンク	応答リンク(固定的な符号化方式)情報を送出する。
<u>11/7</u>	ハイパーリンク	ハイパーリンク情報(汎用的な符号化形式)を送出する。
<u>11/8</u>	1層フォトグラフィック	1層フォトグラフィック図形データを送出する。
<u>11/11</u>	継続	先行して送出したデータユニットと同一の継続するデータユニットを送出する。
<u>11/13</u>	番組索引	番組索引データを送出する。
<u>11/14</u>	ダミー	ダミーデータを送出する。
<u>11/15</u>	ネットワーク運用	放送局の運用上必要な場合送出的。
<u>12/0</u>	データセグメントデータ	データセグメントデータを送出する。
<u>12/8</u>	提示管理	提示管理情報を送出する。
<u>13/0</u>	テレソフトウェア	テレソフトウェア信号を送出する。
<u>13/8</u>	静止画	静止画信号を送出する。

注1 モザイク図形とは、モザイク素片に対応する符号の組合せで表示する図形をいう。

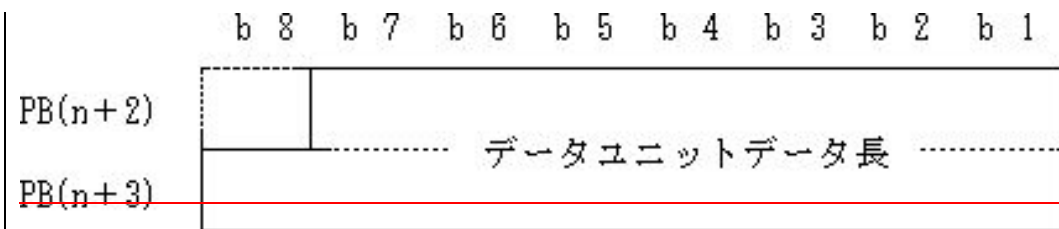
2 ジオメトリック図形とは、点、直線、円弧等を指定する図形記述命令の組合せで示す図形をいう。

3 DRCS図形とは、あらかじめ送出したパターンデータに対応する符号の組合せで表示する図形をいう。

4 一層フォトグラフィック図形とは、一層のパターンデータで表示する図形をいう。

別記第四 データ長(データユニットデータ長)の構成

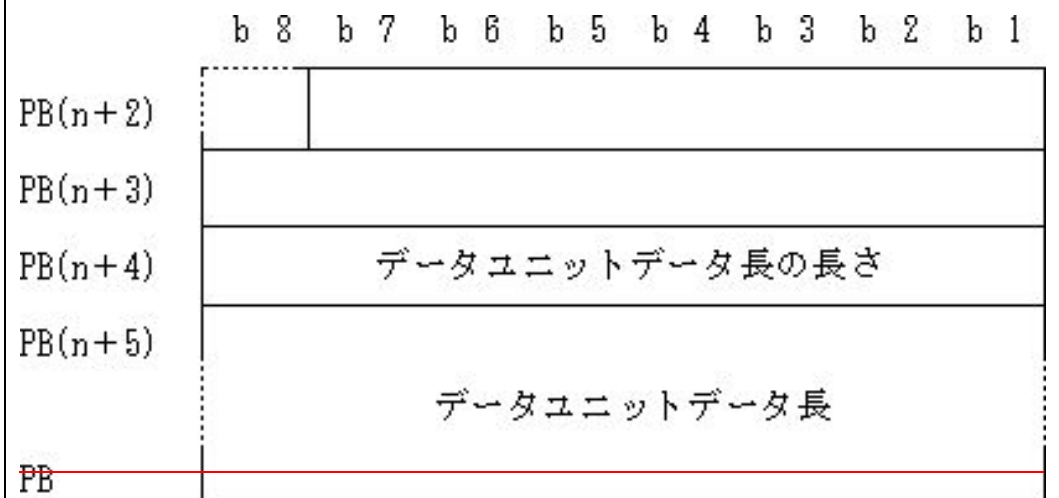
1 データユニットデータ長が32,766バイト以下のとき



注1 nは、データユニットパラメータのバイト数とする。

2 データユニットデータ長は、PB (n+2) のb7～b1を上位バイト、PB (n+3) のb8～b1を下位バイトとする2進数により、データユニットのバイト数を示すものとする。

2 データユニットデータ長が32,767バイト以上するとき



注1 nは、データユニットパラメータのバイト数とする。

2 PB (n+2) のb7～b1は、“1111111”とし、PB (n+3)は、“11111111”とする。

3 データユニットデータ長の長さは、2進数で表したものとする。

4 データユニットデータ長は、PB (n+5) を最上位バイトとする2進数により、データヘッダのバイト数を示すものとする。

別表第七号 スクランブル制御の構成

項目	内容
1 <u>スクランブル制御の構成</u>	<p><u>スクランブル制御 (SCC) は、スクランブル識別フラグ (SCF) 及び鍵更新タイミングフラグ (SCT) から成る。</u></p>
2 <u>スクランブル識別フラグ及び鍵更新タイミングフラグの構成</u>	<p>(1) <u>スクランブル識別フラグ (SCF)</u> <u>スクランブル識別フラグは、スクランブルを行ったパケットデータの送出時には“1”とし、スクランブルを行わないパケットデータの送出時には“0”とする。</u></p> <p>(2) <u>鍵更新タイミングフラグ (SCT)</u> <u>鍵更新タイミングフラグは、スクランブルに使用する鍵を当該パケットで新</u></p>

たに更新する時に“1”とし、前パケットと同じ鍵を使用する時は“0”とする。

注1 スクランブルに関する関連情報を伝送制御データに従い論理チャネルを用いて伝送する場合は、次のいずれか、又は併用することができる。

(1) 伝送制御データにおいて、MIを「1」として指定する論理チャネル。

(2) 伝送制御データにおいて、SVを「1」、PRを「65280」、MIを「1」として指定する論理チャネル。

2 関連情報は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第3項の表に示す論理チャネル(LCI1とLCI2の組合せ)以外の任意の論理チャネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送する。

改正案	現 行
<p>一 光強度変調方式を用いた場合の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差は、次の式により算出し、その結果を搬送波のレベルを減数として表す値に換算するものとする。</p> $C/N = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{B_N} \cdot \frac{\frac{1}{2} \cdot (m \cdot R \cdot P_r)^2}{RIN(R \cdot P_r)^2 + 2 \cdot e \cdot (I_{d0} + R \cdot P_r) + I_{eq}^2} \right) \quad [\text{dB}]$ <p>この式において、C/N、B_N、m、R、RIN、e、I_{d0}、I_{eq}及びP_rは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>C/N : 当該搬送波の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差 B_N : 雑音帯域幅であり、代入値は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式：28.86×10⁶ [Hz]</u> デジタル有線テレビジョン放送方式：5.3×10⁶ [Hz] 標準デジタルテレビジョン放送方式：5.6×10⁶ [Hz]</p> <p>m : 当該搬送波の光変調度 R : 受光素子の光から電気への変換効率 [A/W] RIN : 受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音であり、測定結果又は第三項に定める算出方法により求めた値を代入するものとする。 [1/Hz] e : 電子素量であり、代入値は次のとおりとする。 1.602×10⁻¹⁹ [C] I_{d0} : 受光素子の暗電流 [A] I_{eq} : 受光部の入力換算雑音 [A/√Hz] P_r : 受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機の入力電力を基に光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値（いずれもdB単位の場合は真数に換算）を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間にWDMフィルタを使用する場合は、その損失分（dB単位の場合は真数に換算）を除いた値を用いること。</p>	<p>一 光強度変調方式を用いた場合の搬送波のレベル <u>（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第95号）第二十二條第二項については、映像信号搬送波のレベルとする。以下同じ。）</u>と雑音のレベルとの差は、次の式により算出し、その結果を搬送波のレベルを減数として表す値に換算するものとする。</p> $C/N = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{B_N} \cdot \frac{\frac{1}{2} \cdot (m \cdot R \cdot P_r)^2}{RIN(R \cdot P_r)^2 + 2 \cdot e \cdot (I_{d0} + R \cdot P_r) + I_{eq}^2} \right) \quad [\text{dB}]$ <p>この式において、C/N、B_N、m、R、RIN、e、I_{d0}、I_{eq}及びP_rは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>C/N : (同左) B_N : (同左)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>標準テレビジョン放送方式 : 4.0×10⁶ [Hz]</u> <u>標準衛星テレビジョン放送方式 : 27×10⁶ [Hz]</u> <u>標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式 : 28.86×10⁶ [Hz]</u> デジタル有線テレビジョン放送方式 : 5.3×10⁶ [Hz] 標準デジタルテレビジョン放送方式 : 5.6×10⁶ [Hz]</p> <p>m : (同左) R : (同左) RIN : (同左) e : (同左) I_{d0} : (同左) I_{eq} : (同左) P_r : 受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機の入力電力を基に光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値（いずれもdB単位の場合は真数に換算）を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間にWDMフィルタを使用する場合は、その損失分（dB単位の場合は真数に換算）を除いた値を用いること。</p>

上記の規定により代入する値は、次の搬送波（標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式の搬送波を除く。以下この項において同じ。）の条件を満たしていなければならない。
[W]

全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合：6.3×10⁻⁵以上 [W]

ただし、最低受光電力がこれらの値以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であること。

二 FM一括変換方式を用いた場合の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差は、次の式により算出し、その結果を搬送波のレベルを減数として表す値に換算するものとする。

$$C/N = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{2 \cdot B_N} \cdot \frac{\Delta F^2(f)}{f^2} \cdot \frac{1}{\frac{1}{C/N_{mod}(f)} + \frac{1}{C/N_{ONU}}} \right) \text{ [dB]}$$

この式において、 C/N 、 f 、 B_N 、 $\Delta F(f)$ 、 $C/N_{mod}(f)$ 及び C/N_{ONU} は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- C/N : 当該搬送波の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差
- f : 当該搬送波の搬送波周波数 [MHz]
- B_N : 雑音帯域幅であり、代入値は次のとおりとする。

デジタル有線テレビジョン放送方式：5.3×10⁶ [Hz]
標準デジタルテレビジョン放送方式：5.6×10⁶ [Hz]

- $\Delta F(f)$: 当該搬送波の周波数偏移量 [MHz_{0-p}/ch]
- $C/N_{mod}(f)$: 当該搬送波に影響を及ぼすFM変調器の単位周波数幅当たりの雑音特性 [1/Hz⁻¹]
- C/N_{ONU} : FM伝送区間の単位周波数幅当たりの雑音特性であり、次の式により算出すること。

$$C/N_{ONU} = \frac{\frac{1}{2} \cdot (m \cdot R \cdot P_r)^2}{RIN \cdot (R \cdot P_r)^2 + 2 \cdot e \cdot (I_{d0} + R \cdot P_r) + I_{eq}^2} \text{ [1/Hz}^{-1}\text{]}$$

この式において、 m 、 R 、 RIN 、 e 、 I_{d0} 、 I_{eq} 及び P_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- m : FM一括変換信号の光変調度
- R : 受光素子の光から電気への変換効率 [A/W]
- RIN : 受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音であり、測定結果又は第

上記の規定により代入する値は、次の搬送波（標準衛星テレビジョン放送方式、標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式の搬送波を除く。以下この項において同じ。）の条件を満たしていなければならない。[W]

アナログ搬送波が10チャンネルを超える有線放送設備の場合：1.58×10⁻⁴以上 [W]

全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合：6.3×10⁻⁵以上 [W]

アナログ搬送波が10チャンネル以下の有線放送設備の場合：6.3×10⁻⁵以上 [W]

ただし、最低受光電力がこれらの値以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であること。

二 (同左)

$$C/N = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{2 \cdot B_N} \cdot \frac{\Delta F^2(f)}{f^2} \cdot \frac{1}{\frac{1}{C/N_{mod}(f)} + \frac{1}{C/N_{ONU}}} \right) \text{ [dB]}$$

この式において、 C/N 、 f 、 B_N 、 $\Delta F(f)$ 、 $C/N_{mod}(f)$ 及び C/N_{ONU} は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- C/N : (同左)
- f : (同左)
- B_N : (同左)

標準テレビジョン放送方式 : 4.0×10⁶ [Hz]
デジタル有線テレビジョン放送方式 : 5.3×10⁶ [Hz]
標準デジタルテレビジョン放送方式 : 5.6×10⁶ [Hz]

- $\Delta F(f)$: (同左)
- $C/N_{mod}(f)$: (同左)
- C/N_{ONU} : (同左)

$$C/N_{ONU} = \frac{\frac{1}{2} \cdot (m \cdot R \cdot P_r)^2}{RIN \cdot (R \cdot P_r)^2 + 2 \cdot e \cdot (I_{d0} + R \cdot P_r) + I_{eq}^2} \text{ [1/Hz}^{-1}\text{]}$$

この式において、 m 、 R 、 RIN 、 e 、 I_{d0} 、 I_{eq} 及び P_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- m : (同左)
- R : (同左)
- RIN : (同左)

三項に定める算出方法により求めた値を代入するものとする。[1/Hz]

e : 電子素量であり、代入値は次のとおりとする。
 1.602×10^{-19} [C]

I_{d0} : 受光素子の暗電流 [A]

I_{eq} : 受光部の入力換算雑音 [A/√Hz]

P_r : 受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機の出力電力を基に光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値(いずれも dB 単位の場合は真数に換算)を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間にWDMフィルタを使用する場合は、その損失分 (dB 単位の場合は真数に換算)を除いた値を用いること。
 上記の規定により代入する値は、次の条件を満たしていなければならない。[W]

全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合 : 3.16×10^{-5} 以上 [W]

ただし、最低受光電力がこれらの値以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であること。

三 (略)

e : (同左)

I_{d0} : (同左)

I_{eq} : (同左)

P_r : 受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機の出力電力を基に光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値(いずれも dB 単位の場合は真数に換算)を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間にWDMフィルタを使用する場合は、その損失分 (dB 単位の場合は真数に換算)を除いた値を用いること。
 上記の規定により代入する値は、次の条件を満たしていなければならない。[W]

アナログ搬送波が 10 チャンネルを超える有線放送設備の場合 : 6.3×10^{-5} 以上 [W]

全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合 : 3.16×10^{-5} 以上 [W]

アナログ搬送波が 10 チャンネル以下の有線放送設備の場合 : 3.16×10^{-5} 以上 [W]

ただし、最低受光電力がこれらの値以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であること。

三 (同左)

改正案	現行
<p>一 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）<u>第二十条</u>第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波（以下「他の電磁波」という。）が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための有線テレビジョン放送等の条件</p> <p>有線テレビジョン放送等は、次の各号の基準に適合すること。</p>	<p>一 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）<u>第二十六条</u>第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波（以下「他の電磁波」という。）が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための有線テレビジョン放送等の条件</p> <p>有線テレビジョン放送等は、次の各号の基準に適合すること。</p> <p>1 <u>アナログ変調方式による有線テレビジョン放送等</u></p> <p><u>有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式（送信の方式が標準テレビジョン放送方式又は標準衛星テレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおりとする。</u></p> <p>(一) <u>有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準テレビジョン放送方式である場合にあつては、主観評価（第三項第1号に規定する主観評価をいう。以下同じ）、客観評価（第三項第2号に規定する客観評価をいう。以下同じ）若しくはテレビ受信機による画面評価（次項第2号に規定する画質の劣化が検知されないことの確認を行うこと）をいう。以下同じ。）により他の電磁波からの有線テレビジョン放送等への影響が検知されないこと、又はスペクトルマスク評価（第三項第3号に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）により求められた妨害波レベルが別図第四号から別図第六号までに示すスペクトルマ</u></p>

1 有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率（短縮化リードソロモン（204, 188）符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。）が 1×10^{-4} 以下であること。

2 有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が 1×10^{-4} 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第三号から別図第八号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

1 前項に規定する基準に適合することを確認する事項及びその方法

マスクの値以下であること。

(1) 有線テレビジョン放送等の送信の方式が、標準衛星テレビジョン放送方式である場合にあつては、主観評価、客観評価又はテレビ受信機による画面評価により他の電磁波からの有線テレビジョン放送等への影響が検知されないこと。

2 デジタル変調方式による有線テレビジョン放送等

有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式、広帯域伝送デジタル放送方式、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおりとする。

(1) (同上)

(2) 有線テレビジョン放送等の送信の方式が、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準テレビジョン放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が 1×10^{-4} 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第七号から別図第十二号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

1 (同上)

確認する事項は、隣接チャンネル妨害、スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害とし、その方法は、次のとおりとする。

1 隣接チャンネル妨害の確認方法

隣接チャンネル妨害については、他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側又は下側に隣接して伝送した場合、有線テレビジョン放送等が前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

(一) (略)

(二) デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置（他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。）を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価（第三項に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

1 (同上)

(一) (同上)

(二) アナログ変調方式（送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式である場合を除く。同号(一)及び(二)において同じ。）にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置（他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。）を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差（次項第1号(一)又は第2号(一)に規定する検知限レベル差をいう。以下同じ。）を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式である場合を除く。同号(一)において同じ。）にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側

(三) デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式にあつては有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(三) アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(四) 有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあつては、主観評価又は客観評価によつて求められた検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

2 スプリアス妨害の確認方法

スプリアス妨害については、有線テレビジョン放送等が下り（電磁波の伝送がヘッドエンド側から受信者端子側に向かう流れをいう。以下同じ。）又は上り（電磁波の伝送が受信者端子側からヘッドエンド側

2 (同上)

に向かう流れをいう。以下同じ。)の他の電磁波の高調波、雑音、その他のスプリアス(以下「スプリアス」という。)に対して、前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

(ト)・(ロ) (略)

(三) 有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、**前項**の基準を満たすことを確認する。

(四) (略)

(五) 有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等

(ト)・(ロ) (同上)

(三) **アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、**同項第2号**の基準を満たすことを確認する。**

(四) (同上)

(五) **アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有**

の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(カ) 有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあつては、テレビ受信機による画面評価によつて画質の劣化が検知されないと確認された状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認し、又は客観評価によつて求められる検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

3 光波長多重による光波長間の妨害の確認方法

光波長多重による光波長間の妨害については、有線テレビジョン放送等に使用する光波長と有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する光波長（以下「他の光波長」という。）を多重し、伝送する場合は、有線テレビジョン放送等が前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は次のとおりとする。

3 (同上)

(一) 評価試験は、有線放送設備又は同等の条件を満足する試験施設で行うこととし、評価試験系統は、別図第九号に示すとおりとする。

(二) 有線テレビジョン放送等に使用する光波長をPN符号発生器、デジタルテレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

(一) 評価試験は、有線放送設備又は同等の条件を満足する試験施設で行うこととし、評価試験系統は、別図第十三号に示すとおりとする。

(二) アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長を標準信号発生器、テレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長をPN符号発生器、デジタルテレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(三) 有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあつては、下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件の下で主観評価又は客観評価によつて求められた検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

三 其他の電磁波又は他の光波長が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないことを確認するための評価方法

1 主観評価の方法

(一) 評価用画像

四種類以上の画像を評価すること。

(二) 評価者

評価者は、非専門家十五名以上であることとし、また、評価者の視力及び色覚は評価の実施に支障がないものであること。

(三) 観視条件

別表のとおりとし、別図第三号に示す観視概略図を参照すること。

(四) 評価方法

(1) 評価者はまず、標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波によりテレビ受信機に評価用画像が表示されていることを確認する。

(2) 隣接チャンネル妨害の確認にあつては、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。また、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、別図第十三号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

(3) 評価者は、可変減衰器を操作しながらテレビ受信機を確認し、画質の劣化の生じない範囲内で最小の減衰量を記録し、評価用画像一枚分の評価とする。

(4) 評価者は、異なる評価用画像を用い、(1) から (3) までの手順で評価を行い、全ての評価用画像による評価を行う。当該評価の終了後、評価者を変えて再び評価を実施する。

(5) 光波長多重による光波長間の妨害の確認は、アナログ変調方式を用いて伝送される全ての映像信号搬送波について(1) から(4)までの手順で評価を行う。

(6) 評価は、評価者一名ごとに行い、その評価結果は他の評価者に伝えてはならない。

(五) 検知レベル差の算出

隣接チャンネル妨害の確認にあつては他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側及び下側に隣接伝送する場合ごとに行い、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては全ての下りの他の光波長を伝送させた状態においてアナログ変調方式により伝送される映像信号搬送波ごとに行い、記録結果を次により処理する。

(1) 評価用画像ごとに評価者全員の記録結果の減衰量の平均値 α と標準偏差 σ を計算し、 $\alpha + 2\sigma$ の減衰量に相当する下りの他の電磁波の搬送波のレベルを求める。

(2) 評価用画像ごとに有線テレビジョン放送等の搬送波と下りの他の電磁波の搬送波とのレベルの差を求める(他の電磁波の搬送波のレベルが高い場合はマイナス表示とする)。

(3) 全ての評価用画像のレベルの差の中で、最も値の大きいものを検知レベル差とする。

2) 客観評価の方法

(一) 評価用画像

四種類以上の画像を評価すること。

(二) 評価方法

(1) 標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波によりテレビ受信機に評価用画像が表示されていることを確認し、この時の評価画像を基準画像として記録する。

(2) 次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。

ア 隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

イ 下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

ウ 上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

エ 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、別図第十三号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

(3) 客観評価測定器に(1)で記録した基準画像と受信した評価画像

を入力する。

(4) 可変減衰器を操作し、客観評価測定器によって得られる基準画像と評価画像との差分情報により、推定される二重刺激連続品質尺度の値が十二・五となる減衰量を記録し、評価用画像一枚分の評価とする。

(5) 異なる評価用画像を用い、(1)から(4)までの手順で評価を行う。

(6) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、アナログ変調方式により伝送される全ての映像信号搬送波について(1)から(6)までの手順で評価を行う。

(三) 検知レベル差の算出

隣接チャンネル妨害の確認にあつては他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側及び下側に隣接伝送する場合ごとに行い、スプリアス妨害の確認にあつては他の電磁波を上り及び下りで伝送する場合ごとに行い、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては全ての下りの他の光波長を伝送させた状態においてアナログ変調方式により伝送される映像信号搬送波ごとに行い、記録結果を次により処理する。

(1) 評価用画像ごとに記録結果の減衰量に相当する下りの他の電磁波の搬送波のレベルを求める。

(2) 評価用画像ごとに有線テレビジョン放送等の搬送波と下りの他の電磁波の搬送波とのレベルの差を求める（他の電磁波の搬送波のレベルが高い場合はマイナス表示とする。）。

三 スペクトルマスク評価の方法

- 1 PN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波により、テレビ受信機に画像が表示されていることを確認する。
- 2 有線テレビジョン放送等に使用する搬送波のレベルを測定し、搬送波のレベルの平均値をスペクトルマスクの基準値とする。
- 3 スペクトルマスク評価の測定対象の有線テレビジョン放送等の搬送波の送出を停止させた状態で、次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。
 - (一) 隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
 - (二) 下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
 - (三) 上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

(3) 全ての評価用画像のレベルの差の中で、最も値の大きいものを検知限レベル差とする。

3 (同上)

- (一) 標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の映像信号搬送波、又はPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波により、テレビ受信機に画像が表示されていることを確認する。
- (二) 有線テレビジョン放送等に使用する搬送波のレベルを測定し、アナログ変調方式にあつては映像搬送波の尖頭値を、デジタル変調方式にあつては搬送波のレベルの平均値を、それぞれスペクトルマスクの基準値とする。

(三) (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

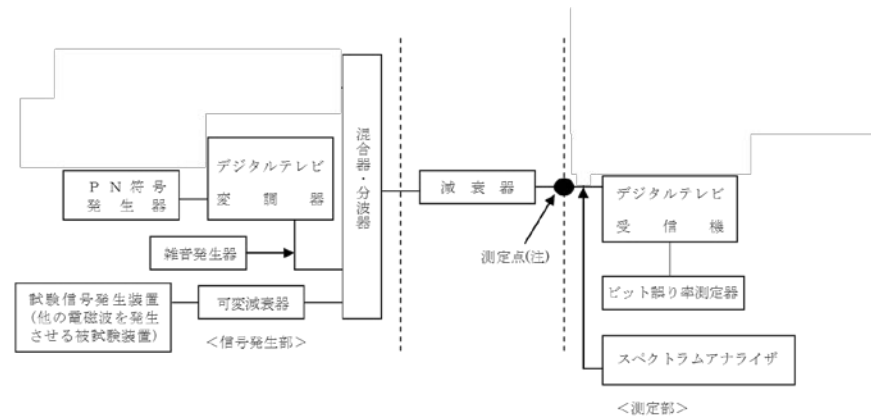
(3) (同上)

(四) 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、**別図第九号**に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

4) スペクトルマスクにより規定された周波数帯域において、妨害波のレベルを記録する。

5) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、伝送される全ての搬送波について、**第1号から前号までの手順**で評価を行う。

別図第一号 隣接チャンネル妨害の評価試験系統図



注 測定点は、有線放送設備において、搬送波と雑音のレベル差（以下「CN比」という。）が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点を設定するものとする。

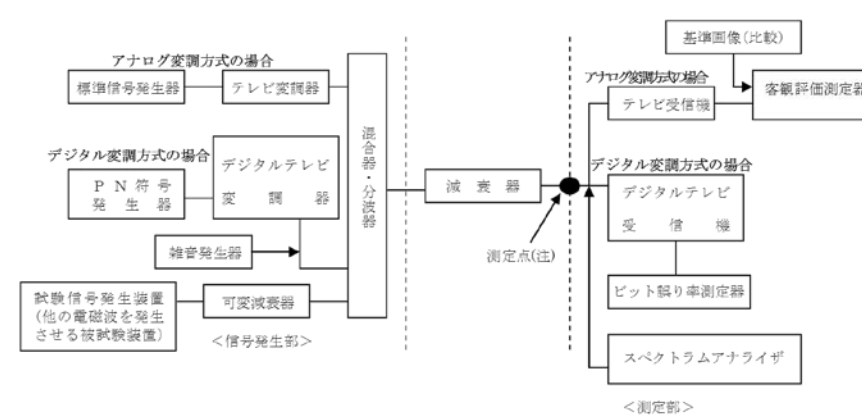
別図第二号 スプリアス妨害の評価試験系統図

(4) 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、**別図第十三号**に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

(四) (同上)

(五) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、**標準テレビジョン放送方式により伝送される全ての映像信号搬送波又はデジタル変調方式により伝送される全ての搬送波について、(一)から(四)までの手順**で評価を行う。

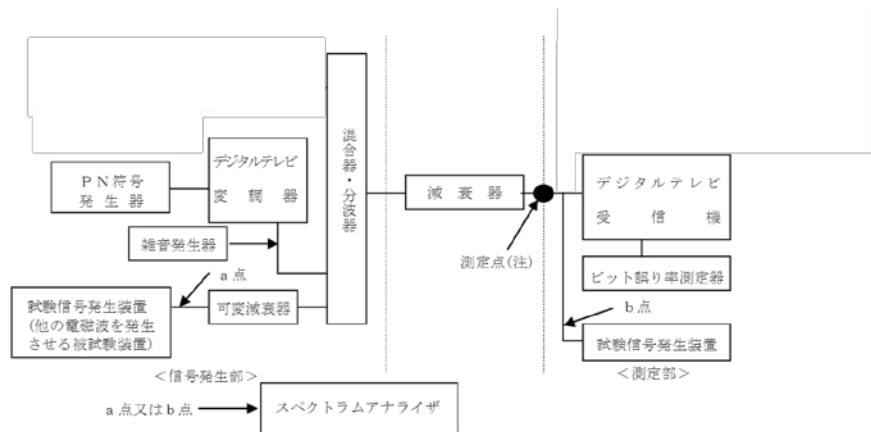
別図第一号 (同左)



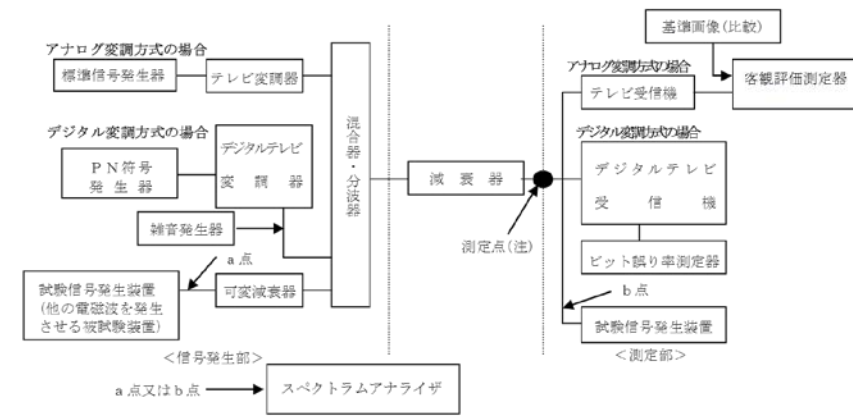
注 測定点は、**以下のとおり**設定するものとする。

- 1) **アナログ変調方式の場合は、有線放送設備において、搬送波と雑音のレベル差（以下「CN比」という。）が最も大きい受信者端子又はそれ以上のCN比となる地点。**
- 2) **デジタル変調方式の場合は、有線放送設備において、CN比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点。**

別図第二号 (同左)



注 測定点は、有線放送設備において、CN比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点を設定するものとする。



注 測定点は、以下のとおり設定するものとする。

- 1 アナログ変調方式の場合は、有線放送設備において、CN比が最も大きい受信者端子又はそれ以上のCN比となる地点。
- 2 デジタル変調方式の場合は、有線放送設備において、CN比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点。

別図第三号 観視概略図
(図略)

別図第四号 標準テレビジョン放送方式の下側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第五号 標準テレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第六号 標準テレビジョン放送方式のスペクトルマスク
(図略)

別図第七号 (同左)

(同左)

別図第八号 (同左)

別図第三号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）の下側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第四号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放

送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）の上側周波数のスペクトルマスク

(図略)

別図第五号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）のスペクトルマスク

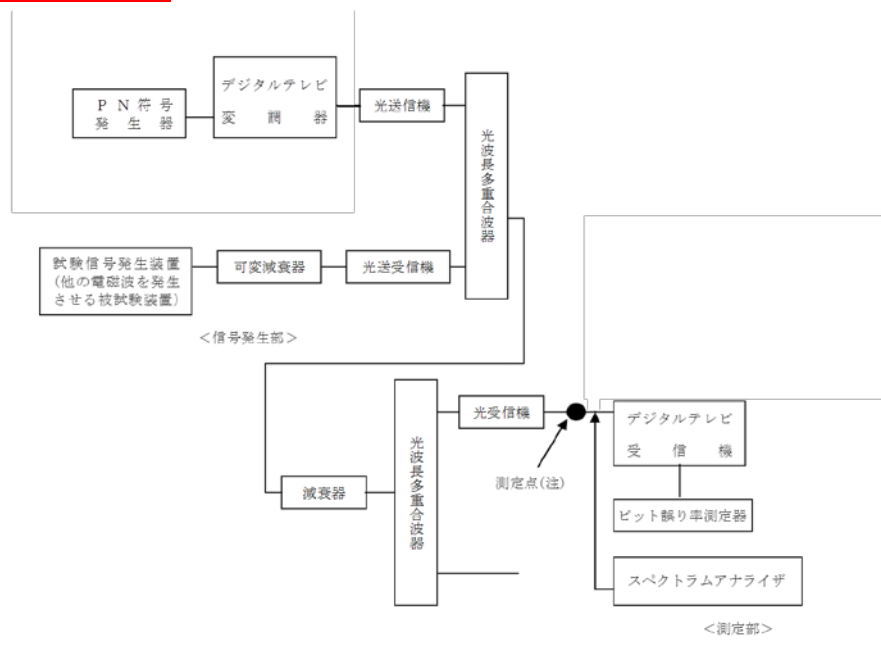
(図略)

別図第六号 標準デジタルテレビジョン放送方式の下側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第七号 標準デジタルテレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第八号 標準デジタルテレビジョン放送方式のスペクトルマスク
(図略)

別図第九号 光波長多重による光波長間の妨害の評価試験系統図



(同左)

別図第九号 (同左)

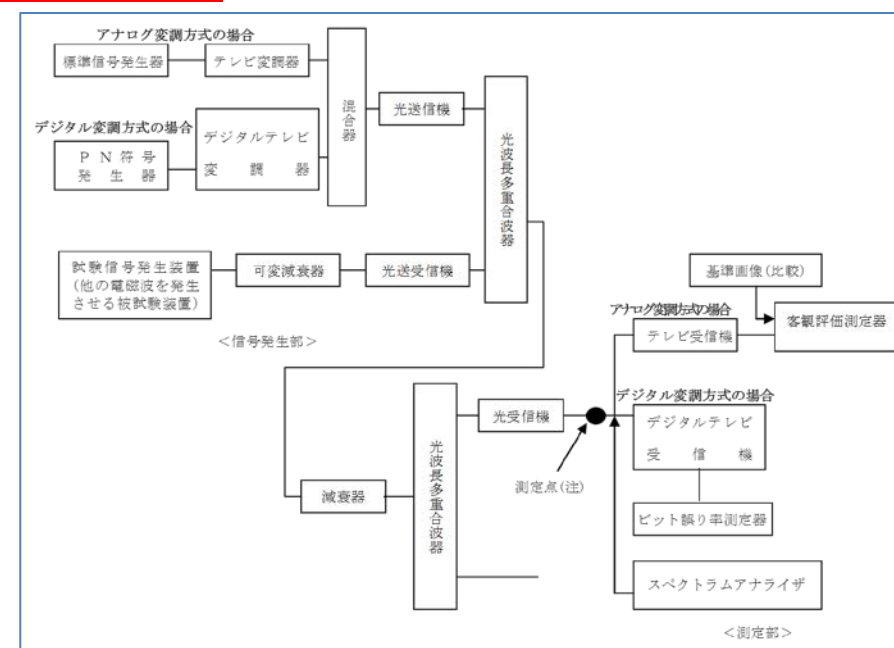
(同左)

別図第十号 (同左)
(同左)

別図第十一号 (同左)
(同左)

別図第十二号 (同左)
(同左)

別図第十三号 (同左)



別表 観視条件

項目	パラメータ値
視距離	標準テレビジョン放送方式(SDTV) : 6H (H : 画面の高さ) 高精細度テレビジョン放送方式(HDTV) : 3H
画面のピーク輝度	150~250 cd/m ²
非発光画面のピーク輝度に対する比	0.02以下
黒レベル輝度のピーク輝度に対する比(暗室での測定)	0.01以下
モニタ設置場所背景輝度のピーク輝度に対する比	0.15程度
室内照明(周囲照度)	低いこと モニタ画面に照明あるいは外来光が映り込まないこと
モニタ設置場所の背景色	D ₆₅
モニタ及び背景を視視する角度	SDTV : 43° H x 57° W以上 HDTV : 53° H x 83° W以上
画面サイズ	SDTV : 20インチ以上 HDTV : 30インチ以上